

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和6年第2回幕別町議会定例会  
(令和6年6月6日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
9 野原恵子      10 石川康弘      11 岡本真利子
- 日程第2 会期の決定  
（諸般の報告）  
行政報告（町長）
- 日程第3 報告第2号 令和5年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 令和5年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 令和5年度幕別町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 債権の放棄について
- 日程第7 議案第54号 令和6年度幕別町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第55号 令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第56号 令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 工事請負契約の締結について（あかしや南団地公営住宅1号棟解体工事）
- 日程第11 陳情第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第12 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書
- 日程第13 陳情第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第14 陳情第4号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第15 陳情第5号 小・中学校の給食費を無償にすることに関する陳情書
- 日程第16 陳情第6号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引き上げを国に求める陳情書

# 会議録

令和6年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和6年6月6日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月6日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸  
副議長 中橋友子

- |          |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和   | 2 塚本逸彦  | 3 山端隆治  | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀  |
| 6 長谷陽子   | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀  | 9 野原恵子  | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 芳滝 仁 |
| 16 谷口和弥  | 17 藤原 孟 |         |         |         |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	笹原敏文	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
企 画 総 務 部 長	山端広和	住 民 生 活 部 長	寺田 治
保 健 福 祉 部 長	亀田貴仁	経 済 部 長	高橋修二
建 設 部 長	小野晴正	会 計 管 理 者	武田健吾
忠 類 総 合 支 所 長	鯨岡 健	札 内 支 所 長	川瀬吉治
教 育 部 長	白坂博司	政 策 推 進 課 長	宇野和哉
総 務 課 長	西田建司	地 域 振 興 課 長	谷口英将
糠 内 出 張 所 長	宮田 哲	防 災 環 境 課 参 事	山岸伸雄
税 務 課 長	古山悌士	福 祉 課 長	広田瑞恵
こ ど も 課 長	川瀬真由美	保 健 課 長	西嶋 慎
商 工 観 光 課 長	本間 淳	都 市 計 画 課 長	松井公博
水 道 課 長	河村伸二	事 務 局 長	木村純一 (農委)
住 民 課 主 幹	中山 仁		

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 9 野原恵子 10 石川康弘 11 岡本眞利子

# 議事の経過

(令和6年6月6日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（寺林俊幸） ただ今から、令和6年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

- 議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、9番野原議員、10番石川議員、11番岡本議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から6月26日までの21日間といたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から6月26日までの21日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。  
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第6号、幕別町土地開発公社、報告第7号、株式会社幕別町地域振興公社、報告第8号、公益財団法人幕別町農業振興公社に関わる経営状況を説明する書類がそれぞれ提出されていますので、お手元に配布してあります。  
のちほど、ご覧いただきたいと思っております。  
これで諸般の報告を終わります。

## [人事異動による職員の紹介]

- 議長（寺林俊幸） ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。  
伊藤副町長。  
○副町長（伊藤博明） 本年5月15日と6月1日付けで人事異動を行いましたので、異動しました管理職職員をご紹介します。  
お配りしております特別職および管理職名簿をご覧ください。異動した職員を網掛けして表示しております。  
部長職であります。  
忠類総合支所長、鯨岡健。  
課長職であります。

農業委員会事務局長、木村純一。  
課長補佐職であります。  
住民生活部住民課主幹（戸籍住民担当）、中山仁。  
以上でございます。  
どうぞよろしくお願いいたします。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
飯田町長。

○町長（飯田晴義） 令和6年第2回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、定住自立圏共生ビジョンと幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。

平成23年7月に帯広市と管内18町村が締結した「定住自立圏の形成に関する協定」により、帯広市を中心とする十勝定住自立圏が形成されました。

この圏域における具体的な取組内容につきましては、「十勝定住自立圏共生ビジョン」として策定され、毎年度、各分野における取組状況の効果検証を行っており、現在は第3期共生ビジョンに基づき、取組を進めておりますが、本年度をもって計画期間が終了いたしますことから、次期共生ビジョンの策定作業を今後、進めていくところであります。

また、令和2年3月に策定した「第2期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、本年度をもって計画期間が終了するため、住民や産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体等の代表20名で構成する幕別町創生総合戦略審議会に諮問の上、次期総合戦略を策定することとしております。

今後につきましては、それぞれパブリックコメントの実施などを経て、令和7年度から11年度までの5年間の計画を策定することとしておりますが、「十勝定住自立圏共生ビジョン」については、12月を目途に、総合戦略については来年1月を目途に原案をご報告させていただく予定としているほか、次期共生ビジョンの策定に伴い、「定住自立圏の形成に関する協定」の内容に変更が生じる場合には、来年3月までに協定の変更議案を提案させていただく予定といたしております。

次に、パリオリンピックマッチオフィシャルの選出について申し上げます。

本町出身の桑井亜乃さんは、女子7人制ラグビーの日本代表選手として、2016年のリオオリンピックに出場し、2021年に選手を引退した後、レフリーとしてオリンピック出場を目指すため、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会公認レフリーとして活動を始められ、国内外の大会で経験を積まれたことが評価され、このたび、パリオリンピックのマッチオフィシャル（レフリー団）に選出されました。

ラグビー界では、選手とレフリーの両方の立場でオリンピックに出場するのは男女を通じて桑井さんが世界初とのことで、この快挙を受け、5月21日には帰町してご報告をいただいたところであります。

選手としてオリンピックでご活躍された桑井さんが、今度は選手が最高のパフォーマンスを発揮することができる素晴らしい試合づくり、言わば舞台演出をされることを期待するところであります。

次に、農作物の作況について申し上げます。

本年の4月は、十勝では広尾町を除く18市町村の観測地点で1892年の観測開始以来、最も高い平均気温となったほか、降水量は平年よりもやや多かったこともあり、融雪が早く、概ね平年並みに春作業を終えたところであります。

6月1日現在の農作物の生育状況は、秋まき小麦が、平年より草丈が高いものの茎数は少なく、生育は平年より5日早く、馬鈴しょは、平年より1日早く植付けを終え、生育は平年より1日早く、て

ん菜は、平年並みに移植作業を終え、生育は平年より4日早くなっております。

このほか、牧草の草丈は平年よりやや高く、生育は平年より4日早い状況で、サイレージ用とうもろこしは平年並みに播種を終え、生育は平年より1日早い状況であり、農作物全般が今のところ順調に生育しておりますことから、この先も天候に恵まれ、稔り豊かな秋が迎えられるよう、心から願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況について申し上げます。

忠類地区の晩成牧場、共栄牧場および中当第2牧場については、5月22日から27日までの間において、乳牛560頭と肉用牛75頭を、南勢牧場については、5月16日から25日までの間において、乳牛237頭を受け入れ、町営牧場全体では、872頭の入牧を終えたところであります。

今後、さらに、乳牛150頭の入牧が予定されておりますが、事故などが起きないように飼育管理に万全を期してまいります。

次に、アイヌ文化拠点空間整備事業の進捗状況について申し上げます。

アイヌ文化拠点空間整備事業として、本年度は生活館棟を、来年度は展示館棟の建設を行う計画のもと、本年4月24日に生活館棟の建築主体、電気設備および機械設備の各工事の入札執行を予定しておりました。

しかし、入札公告後に、工程や工事内容を再確認した際、地盤改良実施前に必要とされる土と固化材の配合試験に必要な期間の確保など、工期の見直しが生じたため、4月19日に建築主体をはじめ、関連する工事の入札を中止したところであります。

その後、改めて生活館棟の建築主体の工期を算定したところ、配合試験に必要な期間を加えると、屋根の仕上げに係る工期が冬期間となり、防水機能強化を図る観点で外気温が5度以上で施工する必要がある工法を採用していることから、冬期間の採暖養生による経費の増額を避けるため、建築主体、電気設備および機械設備の各工事を二つに分け、鉄筋コンクリート造の基礎および壁などの躯体部分を令和6年度に、屋根や壁などの仕上げに係る工事を令和7年度に実施することとしたものであります。

このことから、展示館棟につきましては工期の変更はありませんが、生活館棟につきましては、展示館棟と同時期の令和8年3月末に完成となる見込みであります。

次に、幕別本町地区義務教育学校の学校名案の決定について申し上げます。

昨年11月に策定した「幕別中学校を活用した義務教育学校の設置に係る方針」に基づき、12月に幕別町義務教育学校開校準備委員会を設置し、新たな義務教育学校の学校名の選定について幕別小学校および幕別中学校で構成する「まくべつ学園」の児童生徒に対しアンケート調査を行ったところであります。

アンケート調査では、令和元年度に小中一貫校が開園してから5年が経過し、「まくべつ学園」の名称が児童生徒や保護者、教職員等に広く浸透していることや、今後、他の小中一貫校においても義務教育学校の設置を検討する場合等を考慮して、現在の学園名を基本とした、「まくべつ学園」、「まくべつ学園義務教育学校」、「まくべつ学園小中学校」の三つから選択する回答方法としたところであります。

アンケート調査は、本年4月に実施し、合計229人の児童生徒のうち、「まくべつ学園」を学校名としてふさわしいとした児童生徒が150人で全体の約66パーセントを占めました。

この結果をもとに、5月7日に開催された令和6年度第1回幕別町義務教育学校開校準備委員会において、学校名案を「まくべつ学園」とすることに決定されたところであります。

このような経過を踏まえ、本定例会において幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例案をご提案させていただいたところであり、引き続き、令和8年4月の開校を目指して準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政

報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第2号、令和5年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第2号、令和5年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第213条の規定により、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用することができるとされております。

翌年度に繰り越した当該経費については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会において報告しなければならないとされております。

今回、報告いたしますのは、本年3月の第1回町議会定例会において、繰越明許費に設定いたしました、2款総務費の非課税世帯応援給付金給付事業以下、6事業であります。

本計算書は、事業ごとに事業費総額と、括弧書きで節ごとの、あるいは細節ごとの繰越限度額や翌年度繰越額、財源内訳を記載しております。

七つの事業のうち、表の上から1番目の「非課税世帯応援給付金給付事業」と2番目の「生活応援給付金給付事業」は、令和5年度中の支出額の確定に伴い、繰越限度額と翌年度繰越額が異なっております。

その他の5事業は、繰越限度額と同額を令和6年度に繰り越したものであります。

2ページをご覧ください。

最終行の「合計」の行をご覧ください。

7事業合計の繰越限度額は、2億4,531万4,000円、翌年度繰越額は、2億2,476万3,000円であります。

右端に記載のとおり、そのうち一般財源所要額は3,982万9,000円で、令和5年度決算の歳入歳出差引額の一部を充当するものであります。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

日程第4、報告第3号、令和5年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第3号、令和5年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

地方自治法第213条の規定により、設定いたしました繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告するものであります。

今回、報告いたしますのは、本年3月の第1回町議会定例会において、繰越明許費に設定いたしました、2款事業費の下水道施設建設事業であります。

繰越限度額と同額の2,260万5,000円を令和6年度に繰り越したものであります。

そのうち一般財源所要額は、100万5,000円で、令和5年度決算の歳入歳出差引額の一部を充当するものであります。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を終わります。

日程第5、報告第4号、令和5年度幕別町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第4号、令和5年度水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

地方公営企業法第26条第1項は、「予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、公営企業管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる」とし、同条第3項は、予算を繰り越した場合における、管理者から地方公共団体の長へと、長から議会への報告義務を定めております。

また、同法施行令第19条は、「管理者が地方公共団体の長に対してすべき報告は、繰越計算書をもって、翌事業年度の5月31日までにしなければならない」と定めております。

今回、報告いたしますのは、本年3月の第1回町議会定例会において、国の補正予算に伴い、補正いたしました緊急遮断弁整備事業であります。

緊急遮断弁整備事業の繰越額は、1億4,400万円で、その財源内訳は、記載のとおりであります。

以上で、報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号を終わります。

日程第6、報告第5号、債権の放棄についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第5号、債権の放棄について、ご報告申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

幕別町債権管理条例第16条第1項の規定に基づき、町税、介護保険料など同様の滞納処分を行うことのできない、水道使用料について、令和6年3月31日付けで、債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

いずれの債権も適正な債権管理に努めてまいりましたが、あらゆる手段を尽くしても、徴収が不可能な債権について、条例の放棄事由を満たすものと判断し、当該債権を放棄したものであります。

表は、左から右に、債権の名称、発生年度、放棄事由ごとの件数と金額、そして右端には債権の種類ごとの合計を記載しております。

表の中ほどに放棄事由を記載しております。

条例第16条第1項第3号の「破産免責等」は、債務者の自己破産により債務者としての責任を免れたもの、第7号の「失踪、所在不明等」は、失踪、所在不明その他これに準ずる事情に該当する場合があります。全件、債務者の死亡により、徴収の見込みがないものであります。

債権放棄しましたのは、上水道使用料であります。

第3号「破産免責等」が、令和4年度で、6件、1万3,237円、第7号「失踪、所在不明等」が、平成29年度と令和2年度および3年度で、9件、1万6,170円、合計で15件、2万9,407円であります。

行政サービスを受けるにあたっての受益と負担の公平性の確保は、住民の皆さんからの行政への信頼には、欠くことのできない、そして、強く求められる原則であると考え、これまで、公平、公正かつ適正な債権管理に取り組んでまいりました。

今回、債権管理条例の定めに基づき、債権の放棄を行いました。誠実に納付義務を履行されている方々との間で不公平感を生じさせないように、今後とも、公平、公正な債権管理事務に取り組んでまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第7、議案第54号から、日程第10、議案第58号までの4議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって日程第7、議案第54号から日程第10、議案第58号までの4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第7、議案第54号、令和6年度幕別町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第54号、令和6年度幕別町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6,276万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ185億301万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから4ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

5ページをご覧ください。

「第2表 債務負担行為補正」、「1 追加」であります。

公共施設LED機器リース料であります。

ゼロカーボンシティまくべつの達成に向け、民間企業において公共施設の照明設備をLED機器に改修し、町は民間企業にそれらの機器のリース料を支払う方式によりLED化を進めようとするものであります。

今年度から令和8年度までの3年間で、照明設備をLED化していない159の公共施設と52か所の公園の照明設備を改修する計画であります。

今年度の改修は、学校や近隣センターなどの指定避難所を見込んでおり、リース2年目の令和7年度から令和15年度までの期間、1億7,073万9,000円に消費税及び地方消費税を加算した額を限度額として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

相川20号仮橋リース料であります。

相川20号橋改修工事は、今年度から令和8年度までを事業期間と定め、今年度は、迂回路の整備と仮橋の設置、旧橋の解体を予定しております。令和7年度から令和8年度までの期間、2,273万円に消費税及び地方消費税を加算した額を限度額として、債務負担行為を設定しようとするものであります。

6ページをご覧ください。

「第3表 地方債補正」、「1 追加」であります。

庁用車両整備事業は、公用車の更新に際し、二酸化炭素排出量の抑制を図るため、電気モーターとガソリンエンジンを併用して走行し、外部から充電することができるプラグイン・ハイブリッド車5台を購入するものであります。

限度額は、2,120万円で、後年次の元利償還金の50パーセントに地方交付税が措置される脱炭素化推進事業債を充当するものであります。

駒島保育所環境整備事業は、入所児童の増加に対応するため、50畳の遊戯室にエアコンを設置し、保育環境の整備を図ろうとするものであります。限度額は170万円であります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

「2 変更」であります。

忠類24号線道路整備事業は、水道管移設に係る補償費を増額することから、1,050万円を追加し、限度額を2,090万円に、都市公園等長寿命化対策事業は、いなほ公園の水路と擁壁の改修費として、230万円を追加し、限度額を300万円に変更しようとするものであります。

歳出をご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、8目庁用車両管理費2,361万8,000円の追加であります。

プラグイン・ハイブリッド車、5台の購入に係る費用の追加であります。

9目企画費11万円の追加であります。

企業版ふるさと納税の新規開拓を図るため、金融機関の持つネットワークを活用して、成就した際に金融機関へ支払う謝礼であります。

22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、2億4,908万円の追加であります。事業概要をご説明いたしますので、議案説明資料の9ページをご覧ください。

1物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業であります。

1の非課税世帯応援給付金給付事業から10ページ、3の定額減税調整給付金給付事業までの3事業は、国が制度設計を行い、これに基づき市町村が実施するもので、事業費には全額国費が充当されるものであります。

4のまくPayポイント還元事業は、物価高騰に対する住民生活支援を目的として国が定めた推奨事業メニューを活用し、商工会の事業実施に対して町が補助するものであります。

1、非課税世帯応援給付金給付事業4,925万円あります。

「事業内容」欄をご覧ください。

デフレ完全脱却のための経済対策を踏まえ、住民税非課税世帯を対象に、これまで、中ほどに、括弧書きで記載しておりますが、令和5年度において、1世帯当たり3万円と7万円、合わせて10万円と、非課税世帯において扶養されている18歳以下の子に1人当たり5万円を加算する給付金を予算計上し、給付を終えたところあります。

今回は、令和5年度に住民税所得割課税世帯で給付対象とならなかった世帯のうち、令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円と扶養されている18歳以下の子1人当たり5万円を加算する給付金を給付するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、対象世帯を450世帯、非課税世帯において扶養されている18歳以下の子を70人と見込んでおります。

加えて、給付事務に係る会計年度任用職員1人分の報酬、共済費などの事務費を計上するものであります。

2、生活応援給付金給付事業2,750万円であります。

「事業内容」欄、中ほどに、括弧書きで記載しておりますように、住民税均等割のみ課税世帯を対象に、本年、1月臨時会において、1世帯当たり10万円を給付と均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の子に1人当たり5万円を加算する給付金を予算計上し、給付を終えたところであります。

今回は、令和5年度は住民税所得割課税世帯で給付対象とならなかった世帯のうち、令和6年度に、新たに住民税均等割のみの課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円と扶養されている18歳以下の子1人当たり5万円を加算する給付金を給付するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、対象世帯を250世帯、住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の子を40人と見込んでおります。

加えて、事務費を計上するものであります。

10ページになります。

3、定額減税調整給付金給付事業1億4,848万2,000円であります。

「事業内容」欄をご覧ください。

デフレ完全脱却のための経済対策を踏まえ、定額減税をしきれない方に対し、給付金を給付するものであります。

定額減税可能額は、米印に記載のとおり、1人当たり4万円に世帯を構成する本人および扶養親族の人数を乗じた額であります。

給付金は、定額減税可能額から所得税と住民税所得割額を減じた額がプラスとなる方に対し、1万円単位に切り上げて給付するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、4,400人を対象に1億3,598万円の給付金と、給付事務に係る会計年度任用職員2人分の報酬、共済費、住基システム改修委託料などの事務費を計上するものであります。

事務費1,250万2,000円は、職員費に計上しております正職員の時間外勤務手当247万3,000円を含んだ額であります。

4、まくPayポイント還元事業2,632万1,000円あります。

「事業内容」欄をご覧ください。

物価高騰による住民の生活支援と地域内の消費喚起を図るため、幕別町商工会が実施する電子地域通貨、まくPayの利用額の30パーセント相当分、1万5,000円分を上限にポイント還元する費用と事務経費を補助するものであります。

「積算」欄をご覧ください。

まくPayの還元ポイント分として、夏と冬の実施期間内の総利用額として、ポイント利用の上限で8,300万円余りを見込み、その30パーセントの2,500万円を補助するものであります。

加えて、キャンペーンに係る広告宣伝費と事務経費を補助するものであります。

下段の表に記載のとおり、地方創生臨時交付金推奨事業メニュー分の本町の交付限度額①は、7,409万1,000円、既予算計上額②は、当初予算に計上した水道料金負担軽減対策支援事業に係る5,084万2,000円、今回補正予算計上額③は、2,632万1,000円で、差引④のとおり、予算上の不足額307万2,000円は、一般財源を充当しております。

議案書の13ページにお戻りください。

3款民生費、1項社会福祉費、8目重層的支援事業費10万8,000円の追加であります。

本年1月の臨時会において、障害者相談支援事業の委託料に係る未払い消費税、現年分と過年度分、合わせて545万8,000円の補正予算を計上いたしました。

その後、受託事業者によって消費税の納付手続きがなされ、過年度分の消費税納付に伴い課される延滞税のうち、幕別町が負担すべき額が確定しましたことから計上するものであります。

14ページをご覧ください。

2項児童福祉費、4目へき地保育所費199万1,000円の追加であります。

駒島保育所遊戯室のエアコン設置工事費の追加であります。

駒島保育所は、現在、17.5畳の保育室にエアコンを設置しておりますが、年度途中から入所する児童の増加などに伴い、適切な保育環境を整えるため、50畳の遊戯室にエアコンを設置するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費3,756万9,000円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費であります。

新型コロナウイルス感染症は、本年4月1日から予防接種法第5条第1項に規定する、定期予防接種のB類疾病として、予防接種の実施主体が市町村に位置づけられました。

対象者は、国において、65歳以上の方と、60歳以上65歳未満の方のうち基礎疾患を有する方と定められましたことから、本町においては、これまでの接種実績を勘案し、対象者のうち、接種率を約35パーセント、接種者を3,100人分と見込み、自己負担分3,300円を控除した接種費用、1回当たり1万2,000円に係る医療機関への委託料と償還払いの場合の助成金を追加するものであります。

6目環境衛生費6,001万1,000円の追加であります。

本年3月の定例会において「ゼロカーボンシティまくべつ」の宣言を行い、その達成に向け、国や北海道の補助事業を活用することにより、地球温暖化対策推進事業を計画的に進めることができるよう、事務を進めてまいりました。

本年3月15日に国の重点対策加速化事業の交付を受けるべく「幕別町地域脱炭素移行・省エネ推進事業計画」を策定し、交付金事業に応募しましたが、5月7日に国から不採択の通知があったところであります。

このため、本補正予算におきましては、北海道の補助事業を活用した事業を盛り込み、推進しようとするものであります。

12節は、北海道の「新エネルギー設計支援事業」を活用し、公共施設に太陽光発電設備等の導入を図るため、事業可能性を含めた実施設計を行うものであります。

15ページになります。

13節は、現時点でLED照明に改修できていない、学校、図書館等の159施設の照明1万4,323台と公園52か所の484台を計画的にLED化するため、10年間のLED機器リース契約を締結しようとするものであります。

今年度は、学校など避難所として活用している33施設5,506台を改修するものであります。

リース料は、今年度の契約に係る今年度分のリース料であります。

令和7年度、8年度と3か年にわたり、毎年、新たなリース契約を締結し、すべてを完了する計画であります。

18節、細節3、ゼロカーボン推進総合補助金であります。

事業概要をご説明いたしますので、もう一度議案説明資料の11ページをご覧ください。

2、幕別町ゼロカーボン推進総合補助金の概要であります。

本事業は、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティまくべつ」宣言の達成に向け、北海道の住まいのゼロカーボン化推進事業を活用して、町内の一般家庭への再エネ導入と省エネ推進を図るための設備等に対し支援するため補助金を交付するものであります。

加えて、町単独事業として省エネ化推進事業を実施するものであります。

区分の1、住まいのゼロカーボン化推進事業は、北海道の補助事業を活用して行うものであります。

「事業内容」欄に項目ごとの補助率、上限額、積算を記載しております。

再生可能エネルギーであります。

①「太陽光発電＋定置用蓄電池＋HEMS」であります。

「HEMS」とは、欄外の注釈に記載のとおり、ホームエネルギーマネジメントシステムの略で、家庭に設置のWi-Fiに接続し、使用する電気やガス等のエネルギー量を「見える化」したり、機器の自動制御を行う管理システムで、省エネ化が図られるものであります。

これら三つをセットで設置した場合、経費の10分の1、30万円を上限に補助するもので、20件分、600万円を計上しております。

②は、太陽光発電を設置済みの住宅に向けたもので、蓄電池とHEMSを設置した場合、補助率8分の1、上限額20万円、20件分、400万円を計上しております。

新築住宅であります。

③北方型住宅ゼロは、省エネ性能に優れた従来の北方型住宅に脱炭素対策をプラスした住宅で、北海道に登録されている「きた住まいるメンバー」の住宅事業者での建設を条件に定額45万円、5件分、225万円を計上しております。

省エネルギーであります。

④の電気ヒートポンプ、通称、エコキュートから⑧のヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯暖房機、通称、ハイブリッド給湯暖房機までの給湯暖房設備は、いずれも補助率を5分の1とし、それぞれ上限額と件数を見込み、計上しております。

⑨は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」、いわゆる省エネ法で定めている省エネ基準の達成率が100パーセント以上で、暖房機能を有する空気清浄機能・換気機能付きエアコンであります。

補助率は5分の1で、町内業者と町外業者とに区分して補助するものであります。

12ページになります。

区分の2、省エネ化推進事業は、町の単独事業であります。

⑩は、省エネ基準の達成率が100パーセント以上の冷蔵庫の買換えであります。

補助率は5分の1で、町内業者と町外業者とに区分して補助するものであります。

⑪HEMSは、HEMSを単独で設置した場合の補助であります。

①から⑪までの事業費合計は2,879万5,000円であります。

表の欄外をご覧ください。

米印の一つ目、補助金は、幕別町商工会が行う電子地域通貨「まくPay」として利用できる、行政ポイントで付与するものであります。

米印の二つ目、補助金は、区分毎の事業費を上限とし、その区分内の補助項目、区分1であれば①から⑨の範囲で、区分2であれば⑩と⑪の間におけるやりとりを可能とするものであります。

また、補助金は先着順に申請を受け付け、予算額に達した段階で受付終了とする予定であります。議案書の15ページにお戻りください。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費3億2,760万円の追加であります。

新規就農者支援事業の細節3と5は、経営開始資金、機械・施設の整備に係る国からの間接補助金、細節4は、新規就農に伴う農用地の賃借等に対する町単独の支援奨励金の追加であります。

産地生産基盤パワーアップ事業は、高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組などを支援するもので、今回は小麦、大豆の生産拡大に向け、11団体がリース導入するコンバインやトラクター等に対する国からの間接補助金であります。

麦・大豆生産技術向上事業は、作付けの団地化や営農技術の導入等を支援するもので、6団体の小麦、大豆の生産拡大の取組に対し、その面積に応じて交付される国からの間接補助金であります。

16ページをご覧ください。

3目農業試験圃場費127万6,000円の追加であります。

農業試験圃場で使用しているトラクターと取水ポンプの修繕に要する費用であります。

4目農業施設管理費7万7,000円の追加であります。

気象観測機器の保守費用の価格改定に伴う追加であります。

7目農地費であります。

旧途別川の河川改修に係る相川20号橋畑地かんがい用水路の移設について、工事費から仮設配管借上料に組み替えるものであります。

2項林業費、1目林業総務費37万8,000円の追加であります。

本年3月、幕別町森林組合への出資に対して、組合から配当を受けた令和5年度の配当金相当額を同組合に出資するものであります。

17ページになります。

7款1項商工費、1目商工振興費669万7,000円の追加であります。

空き店舗や空き家を改修し、開業する4者に対する改修費補助と家賃補助の追加であります。

3目観光費843万円の追加であります。

アルコ236および道の駅・忠類の指定管理業務における電気料の物価変動と施設、設備の修繕に伴うリスク分担に係る精算金で、同施設の指定管理に関する基本協定に基づき精算するものであります。

5目企業誘致対策費511万7,000円の追加であります。

新たに事業投資を行った1企業に対する企業開発促進補助金の追加であります。

18ページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路新設改良費1,185万1,000円の追加であります。

13節と14節は、旧途別川の河川改修に関連する相川20号橋の架け替えに係る仮橋設置費用を工事費から借上料へ組み替えるものであります。

令和8年度までのリース契約を締結するものであります。

16節は、中里地区での用地買収であります。

21節は、忠類24号線道路工事に係る水道管移設補償費等を追加するものであります。

3項都市計画費、2目都市環境管理費200万9,000円の追加であります。

幕別運動公園の立木伐採など公園施設の維持管理に係る緊急整備工事費の増に伴い、追加するものであります。

3目都市施設整備費258万5,000円の追加であります。

いなほ公園の水路と擁壁の改修など公園施設の長寿命化対策に係る改修工事費の増に伴い、追加するものであります。

19ページになります。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費1,021万6,000円の追加であります。

中学生・高校生海外研修事業であります。

本年3月の予算審査特別委員会において、オーストラリアのキャンベラ市との相互交流について、オーストラリアの教育機関からの通達で、キャンベラ市内の生徒の自宅に本町の生徒がホームステイできなくなったことから、受入、派遣に伴う宿泊先を見直し、事業実施に向け調整を行っていることを説明したところであります。

今般、ホームステイを受け入れてくださるご家庭が、オーストラリアの旅行者のホームステイ受入事業者に登録することより、生徒の家庭でのホームステイが可能である旨の連絡を受けたところであります。

また、オーストラリアから本町への受入に際しましても、1泊は、集団研修施設こまはたに宿泊し、残りの期間はホテルに宿泊することで来町されることとなりました。

以上のことから、生徒18人分の海外研修参加補助金と引率者3人分の旅費と受入時の消耗品や食糧費等を見込むものであります。

1人当たりの旅行費用は約51万2,000円で、参加者負担金12万7,000円を控除した38万5,000円を1人当たり補助するものであります。

本年9月23日から27日までの5日間、キャンベラ市から来町され、町内の中学生との交流などを行

い、明けて、令和7年3月25日から31日までの7日間、キャンベラ市を本町の生徒が訪問する予定であります。

20ページをご覧ください。

8目百年記念ホール管理費554万円の追加であります。

芸術・文化公演事業は、特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場が行う公演事業に対する一般財団法人地域創造からの補助金であります。

百年記念ホール指定管理者業務指定管理事業は、百年記念ホールの指定管理業務における燃料費と電気料の物価変動分と公共施設共通利用券の収受に伴うリスク分担精算金で、同施設の指定管理に関する基本協定に基づき精算するものであります。

5項保健体育費、2目体育施設費603万円の追加であります。

屋外体育施設維持管理事業は、幕別運動公園陸上競技場の親時計の修繕料であります。

札内スポセンおよび農業者トレセン指定管理者業務指定管理事業は、両施設の指定管理業務における燃料費と電気料の物価変動分と公共施設共通利用券の収受に伴うリスク分担精算金で、同施設の指定管理に関する基本協定に基づき精算するものであります。

21ページになります。

12款職員費、1項1目職員給与費247万3,000円の追加であります。

定額減税調整給付金給付事業に係る正職員5人分の時間外勤務手当であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

7ページまでお戻りください。

1款町税、2項1目固定資産税5,766万円の追加であります。

現年課税分であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金2億4,848万1,000円の追加であります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

17款道支出金、2項道補助金、3目衛生費補助金1,772万5,000円の追加であります。

地球温暖化対策推進事業に係る道補助金であります。

4目農林業費補助金3億2,413万5,000円の追加であります。

農業次世代人材投資資金、経営発展支援事業、産地生産基盤パワーアップ事業、麦・大豆生産技術向上事業に係る道補助金であります。

8ページをご覧ください。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,000万円の追加であります。

3目まちづくり基金繰入金7万7,000円の追加であります。

農業施設管理費の気象観測機器借上料に充当するものであります。

22款諸収入、5項4目雑入2,898万8,000円の追加であります。

細節62、新型コロナワクチン接種事業助成金は、今年度、国からの交付に代わり、国のワクチン生産体制等緊急整備基金の基金管理団体の一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターからの交付に変更されたものであります。

1回につき8,300円が補助されるものであります。

町から医療機関へのワクチン接種委託料1万2,000円に充当されますことから、今年度の町の実質負担額は、3,700円となるものであります。

細節63、海外研修受入生徒等負担金は、キャンベラ市側からの本町への負担金であります。

細節64、一般財団法人地域創造からの地域の文化・芸術活動助成金であります。

23款1項町債、1目総務債2,120万円の追加であります。

庁用車両整備事業債であります。

2目民生債170万円の追加であります。

駒島保育所環境整備事業債であります。

6目土木債1,280万円の追加であります。

忠類24号線道路整備事業債と都市公園等長寿命化対策事業債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 14ページの衛生費の予防費、新型コロナワクチンの接種の委託に関わる助成の予算案であります。コロナが5類感染症に変わったこと、そして、ワクチンに対する国がやることになってきたものが、今度は任意でということではないかと思えます。高齢者の定期予防接種事業として、打ち出されているのですけれども、この事業の実施に関わりまして、住民への周知ですとか、案内というのは今まで通りのような役場側から対象者に連絡がいて、実施されていくということになるのでしょうか。途中で、予防接種を中断した場合には、その後に連絡がないということも起きておりました。今回はこの事業はどのように実施されるのか伺いたしたいと思います。

前後しますが、13ページの民生費で、8重層的支援事業費の10万8,000円に関わる質問であります。これは今副町長からご説明いただきましたように今年初めに、障がい者の相談事業である委託していた基幹相談事業所に対しての事業に関わって、これまで消費税がかからないと判断していたものが、消費税がかかるということが、お知らせによってわかり、5年分遡って545万8,000円を支払ったものではないかと思えます。それに関わる延滞金と受け止めるのですけれども、障がい者の相談事業に消費税がかかるということはなんとも納得しづらい、そういった福祉事業にまで税をかけてくるのかという疑問をもって過ごしておりました。今回、こういう形で、最終的な処理がされると思うのですけれども、これは委託をすることによって、発生した過去の課税であり、今回の10万円もこの委託によって発生し、延滞したことによって、加算されてきたというおさえでよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 新型コロナワクチン予防接種の周知の部分だと思うのですけれども、これまでコロナのワクチンについては臨時特例接種として、無償でそして、個別に周知を行ってきたところでございます。今回は、インフルエンザと同じB類となったものですから、個別の周知については行わず、ホームページや広報などを通じて周知を行うことを考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（広田瑞恵） 障害者相談支援事業を委託する事業所ですけれども、消費税、延滞税および無申告加算税の納付を終えました。これを受け、幕別町では本来、期限後申告書の提出があった場合に適用される控除期間を適用し、算定した延滞税を支払うため補正予算に計上するといった内容になっております。

消費税の課税ですけれども、こちら委託業務を締結したことに伴い、発生した消費税になっております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） コロナのワクチンのほうなのですけれども、ホームページやあるいは広報紙でということではありますが、高齢者にとりまして、なかなかワクチンそのもののおさえ方といいますか、これまで案内があって、それによって接種が促進されて、継続してやられてきたという経過があると思うのですよね。5類になりましてから、発生度合いが低くなったのかなと期待はしていたのですけれども、逆に低くならず、特に北海道のなかでも十勝管内は他に比べて、断然高いというような状況もあります。したがって、このワクチンの効果を期待するということであれば、事業の実施の仕方を、単なる広報紙、あるいはホームページでキャッチした方のみということではなく、幕別町側からこの

ワクチンの対象になる方たちに直接案内がいくような手法、過去にやってきた手法ですが、そういった手法がとれないかどうか、ご検討されたのかどうか、伺います。

障がい者の相談業務に関わる支援事業費の今回の10万8,000円についての根拠を伺ったわけではないのです。これは当然1月にお示しいただいたときに将来、この延滞が発生するということが付記されておりまして、それに伴って、この10万8,000円というのが計上されたのだと思うのです。こういう形で、事業が進んでいくということになれば、今後も発生してくると思うのですが、委託事業であるがために税が発生するとおさえるのですけれども、直接事業を実施している市町村もあるやに聞いています。こういった過程を通して、今後について幕別町は、支出にあたって、適切ということを考えるのであれば、どのように今後判断されていくのか伺います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 周知の方法についてでございますけれども、内容が出て国のほうから示されて以降、どのように実施したらいいのか、医療機関との調整、そして周知、当然それについては保健課内部で検討してきました。今回、予約の方法等についてはまだ医療機関との調整については、まだ調整中でございます。議員がおっしゃったことは重々把握しております。そのため、個別については出来るかわかりませんが、民生委員さんですとか、他の関係者の方を通じて、広く伝わるような手法については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 障害者支援事業の関係ですけれども、今直営でという話もありました。小規模な自治体については、直営でやられているところも実際あるところではありますけれども、幕別は一定程度の人口がございまして、その中で、さまざまな障がいを持つ方の相談を受けております。今、委託先につきましては、さまざまな資格を持った方がいる中で、専門的な相談もできることから、町としましては、直営ではなく、より良い相談を受けていくためにも、そうした専門の事業者に委託をしてきたところであります。ですので、この委託という考え方については、このまま続けていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） コロナのワクチンのことではありますが、これまで実績ベースで高齢者のコロナワクチンの接種した割合、それとわかったらなのですが、個別の通知を出していた時の接種割合と、その後そのような形をとらなくなったことによって極端に少なくなっていないのでしょうか。割合などはおさえていらっしゃいますでしょうか。そのことによって、その次の事業をどういった形でやっていったらいいかということにつながるのだと思うのですが、いかがですか。

相談事業のことについては、今後も委託ということですので、これは私も調べてみましたら、相当な資格を要するということですので、基幹相談支援センターの位置づけとしては、帯広に委託しているという説明もありました。これは、そういう力も借りながら、適切に相談に応じることが大切だと思います。これはもう役場の責任ではないのですけれども、500万円を超えて課税があるということが、どうも納得ができない。今、税のあり方なども問われているところなのですけれども、しかも追徴までくるということを思えば、こういったことに対しても、やはり、改善を求めていくことも町としては必要ではないかと思えます。お答えがあれば、なければよろしいです。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） コロナのワクチンの接種実績でございますけれども、令和5年度の秋接種につきましては、65歳以上の方8,814人のうち、接種者は4,597人、接種率は52.2パーセントでございます。今、議員がおっしゃいました個別の通知をしない場合との比較というのは、把握できていないところでございます。インフルエンザ予防接種も広報等で周知しているところでございますので、それに併せて周知をし、なるべく多くの方に伝えるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

会議の途中でありますので、この際、11時20分まで休憩いたします。

11:09 休憩

11:20 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、議案第55号、令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）および日程第9、議案第56号、令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第55号、令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第56号、令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）について一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第55号、令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万円を追加し、予算の総額をそれぞれ28億9,810万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費6万円の追加であります。

町の地域包括支援センターが行う介護予防給付等請求事務に係る伝送ソフトの使用料を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料1万4,000円の追加であります。

現年度分であります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整給付金4,000円の追加、3目地域支援事業交付金1万2,000円の追加、5款1項支払基金交付金、2目地域支援事業支払基金交付金1万6,000円の追加。

5ページになります、6款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業道交付金7,000円の追加、9款1項1目繰越金7,000円の追加であります。

いずれも介護予防ケアマネジメント事業に係る追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第56号、令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げ

ます。

議案書の7ページをご覧ください。

第2条は、資本的収入および支出の補正であります。

はじめに、支出であります。

第1款水道事業資本的支出、補正予定額1億2,634万6,000円を追加し、10億6,416万3,000円と定めるものであります。

収入であります。

第1款水道事業資本的収入、補正予定額1億4,248万1,000円を追加し、8億3,291万4,000円と定めるものであります。

第2条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,771万2,000円は、消費税資本的収支調整額8,003万7,000円、引継金4,764万2,000円および当年度損益勘定留保資金1億9,003万3,000円にて補填するものであります。

第3条、企業債の変更であります。

上水道整備事業は、道道幕別帯広芽室線の整備に伴う配水管の移設工事であります。

北海道からの負担金の追加に伴い、限度額を1億1,260万円減額し、5億3,480万円に改めるものであります。

9ページをご覧ください。

資本的支出であります。

1款水道事業資本的支出、1項1目建設改良費1億2,634万6,000円の追加であります。

道道幕別帯広芽室線に係る水道管移設工事は、札内配水池から上水道区域全域に配水している、300ミリメートルと400ミリメートルの大口径管の移設工事でありますことから、上水道全域にわたり断水を生じさせないよう17か所の管の継ぎ手に設置する弁を変更することとし、これに伴い追加するものであります。

8ページをご覧ください。

資本的収入であります。

1款水道事業資本的収入、1項企業債、1目建設改良等の財源に充てるための企業債、1億1,260万円の減額であります。

上水道整備事業債であります。

北海道からの交付金決定に伴い減額するものであります。

7項1目負担金2億5,508万1,000円の追加であります。

水道管移設工事に係る北海道が負担する工事施工補償費について、北海道との間で調整が終了し増額となったことから追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第55号、令和6年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第56号、令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに、

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第58号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第58号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加で提出いたしました議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをご覧ください。

あかしや南団地公営住宅1号棟解体工事に係る工事請負契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において議決事件に定められている予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事の概要をご説明いたしますので、議案説明資料の1ページをご覧ください。

あかしや南団地公営住宅建替事業は、昭和51年から56年にかけて建設いたしましたあかしや南団地公営住宅を令和3年度から7年度にかけて建替えようとするものであります。

図面は、団地の現在の配置図で、右側が北方向であります。

図面左側から中央にかけて白抜きで記載しておりますのは、令和3年度から建設いたしました1号棟から、現在建設中の7号棟と8号棟であります。

配置図右側に囲み斜線で表示しておりますのは、既存の4階建ての公営住宅、1号棟24戸と2号棟16戸の、合わせて2棟40戸で、そのうちの1号棟が本契約において解体する建物であります。

2ページになります。

解体する1号棟の平面図と立面図であります。

解体工事に先立ち、図面右側の東側立面図と西側立面図の網掛け斜線部分の外壁に吹き付けられているアスベスト含有塗料の除去を行い、その後、建物の内部仕上げ材や屋根材を撤去し、最後に鉄筋コンクリートの躯体を上部から順次解体するものであります。

以上が工事概要であります。

議案書の1ページをご覧ください。

1 契約の目的は、あかしや南団地公営住宅1号棟解体工事であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年5月29日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、コウケツ建設工業株式会社、幕別興業株式会社、ナカムラ技建株式会社、株式会社菊地建設工業、佐山建設工業株式会社、堀川建設株式会社幕別営業所、有限会社北海技建工業の9者により指名競争入札を執行いたしましたところ、5,533万円をもちまして、幕別興業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町字明野204番地13、幕別興業株式会社、代表取締役、平井清裕氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和7年3月7日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第58号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[一括議題・陳情付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 11、陳情第 1 号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書から、日程第 16、陳情第 6 号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを国に求める陳情書までの 6 議件を一括議題といたします。

ただ今、議題となっております陳情第 1 号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書、陳情第 2 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書、陳情第 3 号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書および陳情第 5 号、小・中学校の給食費を無償にすることに関する陳情書の 4 議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 4 号、令和 6 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 6 号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを国に求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 6 月 7 日から 6 月 18 日までの 12 日間は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、6 月 7 日から 6 月 18 日までの 12 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 6 月 19 日、午前 10 時からであります。

11 : 33 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和6年第2回幕別町議会定例  
(令和6年6月19日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之
- 日程第2 一般質問（6人）

# 会議録

令和6年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和6年6月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月19日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議長 寺林俊幸  
副議長 中橋友子  
1 畠山美和      2 塚本逸彦      3 山端隆治      4 内山美穂子      5 小田新紀  
6 長谷陽子      7 酒井はやみ      8 荒 貴賀      9 野原恵子      10 石川康弘  
11 岡本眞利子      12 小島智恵      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 芳滝 仁  
16 谷口和弥      17 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 笹原敏文      代 表 監 査 委 員 八重柏新治  
企 画 総 務 部 長 山端広和      住 民 生 活 部 長 寺田 治  
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁      経 済 部 長 高橋修二  
建 設 部 長 小野晴正      会 計 管 理 者 武田健吾  
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健      札 内 支 所 長 川瀬吉治  
教 育 部 長 白坂博司      政 策 推 進 課 長 宇野和哉  
総 務 課 長 西田建司      地 域 振 興 課 長 谷口英将  
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲      住 民 課 長 佐々木一成  
福 祉 課 長 広田瑞恵      こ ど も 課 長 川瀬真由美  
保 健 課 長 西嶋 慎      商 工 観 光 課 長 本間 淳  
都 市 計 画 課 長 松井公博      学 校 教 育 課 長 酒井貴範  
生 涯 学 習 課 長 石田晋一      教 育 部 主 幹 添田雄二
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
事務局長 合田利信      課長 佐藤勝博      係長 菅原美栄子
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
12 小島智恵      13 藤谷謹至      14 田口廣之

# 議事の経過

(令和6年6月19日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番小島議員、13番藤谷議員、14番田口議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

6月11日に第75回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。

その議案の抜粋をお手元に配布してありますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

また、同定期総会の席上、同会表彰規定に基づく自治功労者表彰が行われ、野原恵子議員および芳滝仁議員の2名が受賞いたしました。

のちほど伝達を行います。

これで、諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

10:01 休憩

10:05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## [一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○16番（谷口和弥） ただ今より、一般質問をさせていただきたいと思います。

電子地域通貨「まく Pay」の利用を拡大して町内の活性化を。

2022年12月22日、幕別町電子地域通貨「まく Pay」が利用開始されました。まく Pay は幕別町商工会が運営主体となり、幕別町内での経済循環サイクルを構築して地域活性化を目指すものとされているものであります。

幕別町議会においては2022年10月18日、産建・総文・民生連合審査会を開催し、電子地域通貨の

導入について討議をし、まく Pay の導入を承認しました。そして、各議員がまく Pay を日常的に利用するだけでなく、議員会においても 2023 年 3 月にまく Pay ギフトカードを議員数分購入し、消費活動に積極的に協力してきたところです。

先日、幕別町商工会の総会が開催されました。事業報告の中で、まく Pay は 2023 年度中に 1 億 4,000 万円を超える利用があったことが確認され、2024 年度においては、まく Pay のさらなる普及と利用可能店の拡大に取り組むとしたことが新聞報道されたところです。

については以下の点を伺います。

1、産建・総文・民生連合審査会での添付資料の中に、「まく Pay」の導入年から 7 年間で年度ごとに示した収支見込み表がありました。2023 年度末の時点での(1)参加事業者数、(2)登録者数町内・町外に分けて、(3)電子地域通貨利用率、(4)常時利用者数、(5)年当たりの利用総額、これらは見込みどおりの成果となっているか伺います。

2、まく Pay 導入に当たって、導入直前から度々キャンペーンを行い、利用者増・消費活動増を図ってきました。それらのキャンペーンの効果はどうであったか伺います。

3、町では、住民の行政活動への参加とお金の地産地消を促進することを目的として、2023 年 8 月 1 日から行政ポイント制度を導入しています。幕別町ホームページでは、現在 10 事業の行政ポイント付与事業が示されています。行政ポイントの付与状況はどうでしょうか。また、今後の行政ポイント付与事業の拡大の考えは。

4、収支見込み表によると、まく Pay の残高管理システム利用料は、導入後 4 年間は無料、5 年目となる 2026 年度から年間 184 万 8,000 円の支払いをしていくこととなります。参加事業者負担となる 1.8 パーセントの決済手数料が全事業収入に等しい中で、固定費である残高管理システム利用料はまく Pay 継続にあたり、大きな負担と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「電子地域通貨「まく Pay」の利用を拡大して町内の活性化を」についてであります。

町内でお金を回すことで地域経済を維持するとともに、町外からお金を呼び込み地域経済を発展させる仕組みとして、令和 4 年 12 月に幕別町商工会がキャッシュレス決済の推進と町内でのみ使用することができる特性を持った電子地域通貨「まく Pay」を導入し、間もなく 1 年半を迎えるところであります。

町では、これまで事業主体である幕別町商工会に対しまして、導入時のシステム購入やプレミアム付「まく Pay カード」の販売キャンペーン、昨年の夏と冬の 2 回にわたり実施された利用促進キャンペーンに係る経費を補助してきたほか、町が行う健康講座など各種事業への参加者に対する行政ポイント付与事業の実施など、まく Pay の利用拡大に向けた取組を進めてまいりました。

ご質問の 1 点目、「2023 年度末の時点での参加事業者数等は見込みのとおり成果となっているか」についてであります。

令和 4 年 10 月 18 日に開催された産業建設常任委員会・総務文教常任委員会・民生常任委員会連合審査会で、ご説明した電子地域通貨「まく Pay」事業の収支見込みに対する 5 年度末時点の実績について、事業主体である幕別町商工会から示されたデータに基づいて説明をいたします。

一つ目の参加事業者数は、160 事業者の見込みに対して 141 事業者、二つ目の登録者数は、居住地に関するデータがないため、町内、町外の内訳はお示しできませんが、合計で 8,200 人を見込みに対して 4,891 人の実績であります。

三つ目の電子地域通貨利用率は 50 パーセントの見込みに対して 45.7 パーセント、四つ目の常時利用者数は 4,100 人を見込みに対して 2,233 人、五つ目の年当たり利用総額は 2 億 9,520 万円の見込みに対して 1 億 4,896 万 3,000 円の実績であり、いずれの指標も見込みを下回る結果となっております。

ご質問の 2 点目、「キャンペーンの効果はどうであったか」についてであります。

幕別町商工会では、まく Pay の利用拡大とともに、町内の経済循環の活性化を図るため、これまで

3回にわたりキャンペーンを実施し、町はこれに係る費用を補助してまいりました。

1回目の令和4年12月19日から5年1月31日までのまく Pay スタート時に実施した30パーセントのプレミアムポイントを付与した1万円と3万円の2種類のまく Pay カードの販売キャンペーンでは、1万円のカードが816枚、3万円のカードが2,499枚で合計3,315枚、プレミアムポイントを含めた電子地域通貨の発行総額は1億806万9,000円でありました。

2回目の令和5年8月10日から9月10日までのお盆を挟んで実施したキャンペーンでは、カード利用額に対して30パーセント、1万5,000円を上限にプレミアムポイントを付与したもので、140事業者、2,533万9,827円の利用がありました。

3回目の令和5年12月1日から6年1月21日までの年末年始を挟んで実施したキャンペーンでは、夏と同様に利用額に対して30パーセント、1万5,000円を上限にプレミアムポイントを付与したもので、141事業者5,567万1,432円の利用がありました。

それぞれのキャンペーン実施後の利用額を見てもみると、通常月の約700万円に対し、1回目はキャンペーン後5か月にわたり月1,100万円から1,900万円、2回目は2か月にわたり月1,300万円から1,600万円、3回目は年度末の消費が増加する時期に重なったこともあり、2か月にわたり2,200万円から3,400万円の利用がありました。

また、この期間中に多くの方が新たにまく Pay カードを取得されるなど、キャンペーンの実施により「まく Pay」が広く浸透し、町内における消費の拡大が図られたものと考えております。

ご質問の3点目、「行政ポイントの付与状況はどうか、また、今後の行政ポイントの付与事業の拡大の考えは」についてであります。

行政ポイントは、町が実施する事業への住民参加の促進と町内での消費活動の向上を目的に、参加者に対して、事業ごとに設定したポイントをまく Pay に付与し、1ポイントを1円として加盟店で利用できる制度であり、令和5年度の行政ポイント付与額は、広報クイズや介護予防など9事業で7万9,950円、これに転入者へのプレゼント49万3,000円と住宅リフォーム奨励事業242万4,000円を合計し、全11事業で299万6,950円となっております。

このうち、転入ポイントにつきましては、転入手続の際に、窓口で1,000ポイントを付与した新規のまく Pay カードを利用ガイドなどとともに交付し、新たな住民の方に対する事業の周知と利用拡大を狙ったものであります。

今後の行政ポイント付与事業の拡大につきましては、本定例会初日に所要の予算を議決いただいた幕別町ゼロカーボン推進総合補助金事業におきまして、補助金をまく Pay で交付することとしているところであり、今後においても可能な限り行政ポイント拡大に努めてまいります。

ご質問の4点目、「固定費である残高管理システム利用料は「まく Pay」継続に当たり大きな負担と考えるがどうか」についてであります。

まく Pay の運用管理費用は、現在のところチャージ額に対する手数料1パーセントと利用額に対するシステム使用料0.55パーセントに、事務経費を加えた額となっておりますが、幕別町商工会とシステム提供事業者との間で締結している契約において、残高を管理するためのシステム利用料として、令和8年12月から月額15万4,000円、年額で184万8,000円を支払うこととなっております。

これらの管理費用については、利用額に応じて加盟事業者が負担する決済手数料1.8パーセントを原資としているため、年間利用総額が6億9,000万円以上なければ、ご指摘の残高管理システム利用料は賄えないものと考えておりますが、令和5年度の利用総額は1億4,896万3,000円でありましたので、約5億4,000万円利用を増やさなければならないことになります。

まく Pay は、将来のキャッシュレス化を見据えた幕別町商工会の基幹事業として、町内の経済循環を支える重要な基盤でありますことから、町といたしましても、持続可能なシステムとなるよう商工会と一体となって、参加事業者の拡大やコンビニエンスストアでの利用など、消費者に利用されやすい環境の整備を進めてまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

2022年10月18日、産業建設常任委員会・民生常任委員会・総務文教常任委員会合同の連合審査会で、産業建設常任委員会の委員以外は、初めてこのまく Pay に対する具体的な説明を聞いたことになりました。

そのときの会議録を見ると、この委員会では私も含めて8人の委員が質問や提言を行っていることが分かります。このシステムが本当に地域経済の活性化につながるのか。そして、約2か月後の12月からスタートさせたいと言うけれども、委員会で示された計画のとおり、この事業が進んでいくのか。特に令和8年度から残高管理システムの支払いが始まるに当たって、幕別町商工会が自主運営ができるのか。そういう心配の声が質問者の中で、幕別町商工会の生き残りをかける残高管理システムは、幕別町から補填はしないという答弁、説明、決意を聞き、まく Pay を議会は承認した、そういう経過が見てとれます。

今回、私の質問は、幕別町商工会総会の記事を読み、初めての年度決算が出される中で、大きな目標との乖離があることを知って、早く手を打たないと、まく Pay 継続が困難になる。そうすると、幕別町商工会や町民が大変な損失を被る、そういうことになる。そういう思いで、この質問をさせていただくものであります。もちろん私が幕別商工会の活動について何か発言をする立場ではございませんから、あくまでも運営主体の幕別町商工会を支える立場の幕別町に対して質問をするものであります。

一つ目の再質問になりますけれども、見込みどおりの成果にはなっていないということが答弁されました。参加事業者数、目標160に対して141、登録者数、町内外の区別は分からないけれども、8,200人の目標に対して4,891人、電子通貨の利用率、登録している方の何パーセントが使っているかということですが、50パーセントの目標に対して45.7パーセント、年当たりの利用総額2億9,520万円の目標に対して、ちょうどその半分に相当する1億4,900万円、そういうことが答弁であります。どれも著しく目標値に至っていないということが答弁で示されたわけでありまして、これらはどのようにその理由を町として分析しているのかのお答えをいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） やはり利用がないということは、消費者にとって使い勝手が悪いということに尽きるのだろうと思っております。

その一つには、事業者数の使い勝手がいい業種とございますか、そこに応えているのかどうかと、業種数があるかと思えますし、また、使える店舗、お答えの中でも申し上げましたけれども、コンビニで使えない、あるいは大型店もちろん使えないということがありますので、そのあたりが消費者ニーズとうまくマッチングしていないということはあるのかなと。そのことで約半分の見込みになっているのかなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 私もそういうご答弁があるのだろうかと予想はしておりました。

そうしたら、この目標設定というのが最初から厳しいものをつくってきたのではないか。それが可能なのだということを幕別町議会に言ったことは、かなり無理があった、そういうふうに思ってしまうのですが、そういったことはありませんか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この事業につきましては、将来のキャッシュレス化を見定め、しかも地方創生臨時交付金という財源が確保できたというチャンスに恵まれた時期でありましたので、言わば千載一遇のチャンス、これを逃してはならない、将来禍根を残すということから始める決断をしたところでありますけれども、もちろん今おっしゃるように、先々の困難性については十分認識をしておりました。それは今言ったような課題をいかに解決していくかということに尽きるのだと思います。これは、まだ期間があります。長い目で見て粘り強く拡大をしていく、利用できる事業者を拡大していくという

ことに尽きるかと思えます。これは事業主体は商工会でありますけれども、町のほうも協力しながら取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 長い目で見て事業者数を増やす、利用できるお店を増やすということのご答弁があったのですけれども、実際、今、私が今回切迫しているなと思うのは、2026年度からの残高管理システムのシステム料のことであります。もうそのシステム料の支払いが始まるまで2年を切っている。長い目で見る、それが正しいのかどうなのか、本当に緊急なのだと思うのですよ。今いろいろと取り組まれているのかもしれないけれども、その取組を成果にしないと、四つ目の質問にも関わってきまされども、システム管理料の支払いが大変なものになる。それを商工会が自主運営するということになっていくわけなのだけれども、大変なことになるのではないかなと思っているわけであります。

長い目でということでありましたけれども、そうではない。そして、今この事業の成功のために幕別町が関わっているのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 長い目で見るというのは、事業実施に当たっての判断としては、将来のキャッシュレス化を見据えたときには、長い目で見る視点が必要であろうとそういう意味で申し上げたわけで、ただ、今谷口議員がおっしゃっているような管理料については、かなり頑張らなければ180万円という目標額に達しませんので、そこは本当にこの2年の中で早急に対応していかなければならない、そういう課題であると思っています。

そこで、要はポイントとなるのは、やはりコンビニでの利用なのかなと思っていまして、実際には、これ特定のコンビニは言えませんが、あるコンビニに対しては協議をしている最中で、かなり前向きな取組ができるのではないかと、そういう回答もいただいておりますので、しっかりそこを詰めて、一つの突破口として、そこが突破口となれば、また事業の展開は変わってくると思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 全力を尽くして、成果を上げていっていただきたいと思うのです。

今、名前は申し上げられないけれどもということで、コンビニのことがありました。コンビニの利用というのは、大手のコンビニが幾つかあるけれども、その一つでも獲得できるということは重要なのだと思うのです。いろんな調査をされているのだと思うのです。浜中町、これは商工会やこの委員会でも視察に行った先でありますけれども、それに対して協力してくれている、システムを変えて利用させてくれている、そういうコンビニがあります。このことは後でも質問しようと思ったのですけれども、先に町長から答弁あったものですから、触れさせていただきますけれども、きっかけになると思うものですから、よその町も参考にやってほしい、そのように思うのです。

確かに、このキャッシュレス化に向けては、いろんな自治体が取組を広げていっています。行政ポイントのことにも入っていきますけれども、行政ポイントも必ずしもキャッシュレスとつながっていないケースも多々あるのだけれども、この近郊、道内でも全国各地にも行政ポイントもいろいろな形でもって拡大がされていて、幕別町も今ホームページ上では10種類、答弁では11種類となっているけれども、ホームページ上では今日も10種類になっています。

そして、その事業の内容が具体的なものもあるのだけれども、具体的でないものもあるものだから、どれが該当するのか分からないというものもあるものですから、その行政ポイントについてちゃんとこれがそうだとすることもしながら、そういうメリットもあるのだということを町民に示しながら、この事業を継続していくことが大事だと思うのです。例えば芽室町や置戸町でしたら30も50もある。幕別町は大ざっぱに10ということなのだけれども、そして何がどうなのかということが明確にされていて、行政ポイントがある。まだ行政ポイントとは何という質問も出ています。そういったことの周知もしていきながら、やっていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今ある行政ポイント付与事業につきましては、これまで現金給付なりをしていたものを、まずはまく Pay に振り替えようということでスタートしたものでありますから、今、谷口議員おっしゃるように、新たにというものは当然これから考えられるところでありますので、そこはなるべくまく Pay の利用につながるような行政ポイントの付与事業の展開をしてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 2022 年 10 月のその 3 常任委員会連合審査会の中では、この行政ポイントについては早急に拡大していくということが答弁でされているところでありました。

しかしながら、それから一年半たって 10 事業というのは、展開としては早くはないどころか、やっぱり遅いのだと思うのですよ。何かこのキャッシュレス、今のご答弁だとキャッシュレス化の中ではちょっと難しいところがあるのかなというイメージを持った答弁でしたけれども、この行政ポイントを決めるに当たっては、何か困難なことがおありなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは困難と言えるかどうかというのは、ちょっと見方がいろいろあるかと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、これまで商品券で給付をしていたものについては、それがまく Pay に変わることは、さほどの抵抗感がありませんけれども、現金で交付していたものをまく Pay で、あるいは商品券でというのは多少の抵抗感はあるのかなと。何より現金が一番皆さんにとって使い勝手がいいと思っていますから、その抵抗感があるぐらいで、さほどそれが大きな障害になるというものはないと認識しております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 行政ポイントをまく Pay で展開するという手法は、私は悪い方法ではないなと思っているのです。そういうまだ慣れていないということに起因するのか、抵抗感があるということでしたら、それは時間がたてば解決される中身。行政ポイントの推進が令和 8 年度に 6 億 9,000 万円の利用にするための決定的な手段になるとは思ってもいませんけれども、でも、一つの方法として積極的に性急に進めていくこと、そのことが必要なのだと思いますよ。

今三つ目に触れてしまったのですね。

二つ目、キャンペーン導入時と、それから 2023 年度には 2 回、そして 2024 年度、今年度は今議会の中で春夏合計 2,500 万円の交付金を利用したプレミアムをつけて実施するということが承認されている、そういうことであります。

それらの効果については、答弁のように、町民が非常に興味を持ったと、それらの恩恵を受けようと思ったということでしょう。そのときは利用が高かったということが示されていました。数字で言うと 2 億 9,000 万円、2023 年度の目標に対して、2023 年度の 2 回のキャンペーンでもって、合計約 8,000 万円のキャンペーンでの購入があったということなわけでありまして。キャンペーンはとても大事でありますけれども、キャンペーンがないときでもちゃんとチャージして使える、そういうものにしなくてはならない。そのことはずっと答弁の中でも利用者にとって使いやすいものということの中で言われているところでありますが、キャンペーンが二千数百万円の中で 8,000 万円があったとしても、今年度は 3 億 9,000 万円が目標なわけです。その数値にこのキャンペーンが成果を上げられるかということ、非常に微妙だということか、かなり厳しい、そのように思うのですけれども、町長、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） キャンペーンの効果につきましては、先ほどご答弁申し上げました。おおむね通常月の 700 万円のところが 2 倍なり、3 倍なり、多いときに一番直近のものについては非常に多かったです。これは年度末の何かと入り用のときに重なったということもあったのかもしれません。

ここでやはり問題となるのは、平常月の 700 万円がキャンペーンではその倍であるとかに、2,000 万円近くになるわけですが、それをこのベースにして年間の利用がなければならないということにな

ろうかと思えます。そうすれば、恐らく目標に達していくのだらうなとなったときに、やはり先ほど申し上げたように、利用しやすさということが一番問題でありますから、利用できる店がやっぱり一番消費者にとっては関心事であろうと思えます。

ただ、言えることは、生活する上でいろんな支出をするわけですから、食料品とかというと、どうしても大手のスーパーでなければとありますけれども、振り返ると、食料品は無理だけれども、固定的に使えるのは燃料だとか、そういうものは加盟店であるわけですから、そういう発想もひとつ促すことも必要であります。ただ、何より使いやすい事業者数を増やしていく、これに尽きるのかなと思えます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 町長のご答弁でおっしゃっていることは、一々もつともだなどと思って聞いております。ただ、このキャンペーンも含めて、今年度の目標が3億9,000万円、これに対して、手の届く数字にあるという印象を受けるのですけれども、そこのところについては、深く疑問に思うところがあります。その理由については、また述べていきたいと思えます。

四つ目、まく Pay 残高システム利用料、まく Pay の残高管理システム利用料、事業者の TOPPAN の方針で導入後4年間は無料として、5年目となる2026年度から年間184万8,000円の支払いをしていく、ということが一昨年10月18日の常任委員会でも示されました。その前までは、要するに来年度までは、2025年度まではこの固定費がかからないものだから、売上げに応じて支払いが決まるものですから払っていきける。その支払っていく額が、今度は新たに180万円加わるのが再来年度になるわけです。やっぱりここで気になるのは、さらに今年度は3億9,000万円で、2026年度、支払いが始まる時には6億9,000万円、今の3.5倍の利用金額が求められる。計算式で言うと、そこまでしないとこのシステム利用料が幕別町商工会の自主運営で手出しがなく、通常の手出しの中でやっていく金額ではなくなってくるということなわけでありませう。

改めて聞きます。その6億9,000万円に再来年度するというのを支えるのだと、そういう覚悟はしっかりお持ちになっていらっしゃいますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まずは、2年間しっかり努力するということ、それは商工会が事業主体だから商工会やりなさいよということではなくて、町も一緒になって、これまでもやってきていますけれども、さらに力を入れて、特にコンビニエンスストアにおいて利用できるということが、私、非常に大きなポイントになっていると思えますので、そこをまず利用できるようにして、それを突破口にして1店がなれば、二つ目、三つ目という可能性も、これ秘めていると思えますので、そこはやっぱり一つは突破口としたいと思っておりますし、あとは賛助会員たる大型店をどうするかということは、これは商工会側としてじっくり我々と商工会側と議論をしていかなければならないのかなと。これも非常に大きなこととなりますが、この大型店が利用できるようになったときの影響、マイナス効果というのがどうなるかということもしっかりと踏まえた中で、どういう対応をしていくのかということもじっくりと協議をしていかなければならないなと思っております。これが大きな私はポイントになっていくのかなと。早い話が、コンビニエンスストアが全部利用できて、大型店が全部できれば、簡単なことだと思います。でも、なかなか現実はそのはいかないということでもありますので、何とかそこは商工会と協議をしながら、よりよい方法、180万円が確保できるように向けて取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 連合審査会の中では、その大型店に対する利用のことについても質問されていて、それは地域経済を回すのだということの考えにはそぐわないからと、そういうことの中でしないということの議論があったことが会議録では示されています。

私自身も、さきに申し上げましたように、商工会の運営方針に口を出すような、そういう立場ではありませんから、私の口からは今日の質疑の中でそのことは触れないようにしようと思っていたので

すけれども、今町長のほうから、それに触れられるご答弁があったものですから、話をさせていただきますけれども、大型店を使うかどうかということは、利用料が支払料になる大きなきっかけになるのだと思うのだけれども、本来の目的がどうなのか、よく商工会の役員の皆さん方と議論して、その辺は決めていただきたいなと。繰り返しますけれども、私はこの184万円の支払いが始まったとき、自主運営をしなければ駄目な商工会が大きな負担となる。早々にこの事業から撤退するなんていう結論を出したときには、それはまた町民も大変な不利益を被るということになると思うものですから、長く続けてもらう、長く続けられるシステムにあるべきだと思うものですから、この質問を今回させていただいているところであります。

6億9,000万円が2年後、令和8年に売上げがないと184万円が、手出しがないと支払えないというシステムになるわけですけれども、そういう商工会の手出しについて、幕別町としては支援をしないということによろしいですね。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そのことについて、今はっきりとしない、するという断言するのは、なかなか難しいなと思います。基本的にしないことは、これは間違いありません。ただ、これを永続的に続けていくとなったときに、どういう推移をしていくかということもひとつ参考になるかと思いますが、それが全く届かないようなことであれば、これは考えものであると、原点に戻らなければならないということもあろうかと思いますが、そこは十分どういう推移を見せていく、届くのか届かないのかということもあろうかと思いますが、今の段階では支援するか支援しないかということではなくて、しっかりと6億9,000万円が確保できるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 幕別町が幕別町商工会を支援することで、支援する上で方法は一つなのだと思うのです。今、町長が言われたとおり、2年後には6億9,000万円の売上げが利用料があるようにすると、その1点に全力を傾注すると、そのことが大事なのだと思います。だから、順番で言うと、補填をするかどうかなんていうことは、6億9,000万円になれば全然議論にもならないわけで、そういうふうになるように支えていただきたいな。

もし、今、まだ町長分からないとおっしゃったけれども、補填はしないと言って、この2年前の連合審査会で承認させた事業が分からないと答えられたら、これ、すごく信用問題なのだと思うのですよ。それは答弁としていけないと思う。町長が今言うことは、繰り返しになりますけれども、6億9,000万円に何とでもするというところで、補填はしないのだという、そういう覚悟でいただきたいなと思うのです。

補填をするということになったときには、心配があるのですよ。さっきも言ったけれども、もともとできない数字を示して議会を承認させたのか、そんな心配がある。それから、将来をちゃんと見越す、意図的にやったとなったらそうだし、そうでないにしろ、ちゃんと将来を見越せる、そういうことになっていない集団なのかと思われるし、何よりも飯田町長の後援会、幕別連合後援会の会長は幕別町商工会の会長さんであります。そんなことに町民の話がなっていれば、それは町長の政治生命にも関わってくることなのだと思うのです。だから、町長は今ここでは補填はしないと、何としても6億9,000万円にするのだ、そのことが私は大事なのだと思うのですよ。いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 姿勢としては、さきの連合審査会で申し上げたことには変わるものではありません。ただ、ここで補填するのもしないかといったら、先ほど申し上げたように6億9,000万円を目指して取り組んでいくということでありまして、今からするしないを明言するということはできないという意味で申し上げました。とにかく6億9,000万円に向かって頑張りたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） ちょっと私の思いとは違うニュアンスのご答弁であったのかなと思います。

改めて、最後にもう一度6億9,000万円にするのだと、その決意を確認させていただいて、質問を

終わりたいと思います。もう一度おっしゃってください。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは繰り返ししかありませんけれども、6億9,000万円も含めて計画どおりに実現していくように、ここは商工会と一体となって取り組んでまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩をいたします。

10:47 休憩

10:55 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○4番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

幕別町アイヌ文化拠点施設と関連する諸課題について。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）が施行され5年がたちました。新設されたアイヌ政策推進交付金を活用して、幕別町アイヌ文化拠点施設の建設が決まり、令和8年に国道38号線沿いの千住地区に開館予定です。

千住地区は、かつてチロットコタンがあった土地であり、ここに「蝦夷文化考古館」が昭和34年に、アイヌ民族の交流施設「千住生活館」が昭和38年に建てられ、町が管理運営してきました。蝦夷文化考古館には、チロットコタンのアイヌの指導者であった吉田菊太郎氏が収集した文化財が納められており、建物とともに町に寄贈されております。特にアイヌ民族自身が書き残した文献は極めて重要なものであり、民具は製作者や所有者が特定されている資料価値が高いものと評価されており、幕別町総合計画にも、歴史文化の保存・伝承として施設整備の必要性が位置づけられてきました。

しかしながら、両施設とも老朽化が激しく、建て替えできない状況が長く続く中、アイヌ新法の制度によって幕別町アイヌ施策推進地域計画が国の交付金事業に認定され、施設の更新に至ったわけです。

その上での質問になりますが、これら幕別町の文化財を守り、歴史を後世につないでいくため、アイヌの方々はもとより、いかに多くの方に活用していただくかが問われるところですが、将来人口や町の財政状況などを踏まえると、施設の維持管理や運営に関わった大きな課題があり、懸念される町民も多いと認識しております。

アイヌの方々の思いや主体性を尊重しながら、将来にわたって同施設が共有の財産となり、地域振興につながっていくよう、丁寧に情報共有し、町民理解を深めていくべきと考えます。現在、整備が進められているアイヌ文化拠点施設について、本町の財政状況などを鑑み、関係する諸課題について下記のとおり伺います。

- 1、生活館棟工事入札中止の経緯について。
- 2、アイヌ文化拠点施設の建設費について。
- 3、幕別町公共施設等総合管理計画との整合性について。
- 4、施設の屋根の形状と維持管理について。
- 5、ソフト事業をどう展開していくのか。
- 6、施設の管理運営についての考えは。
- 7、施設の果たすべき役割について。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目と4点目につきまして、答弁をさせていただきます。

「幕別町アイヌ文化拠点施設と関連する諸課題について」であります。

令和元年5月、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律、いわゆる「アイヌ施策推進法」が施行され、市町村は政府が定めるアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針に基づいたアイヌ施策推進地域計画を作成することにより、アイヌ政策推進交付金の交付を受けることが可能となったものであります。

本町では、令和4年3月に幕別町アイヌ施策推進地域計画を策定し、4年度から8年度までの5か年の計画で、アイヌ政策推進交付金を活用した各種事業に取り組んでいるところであり、アイヌ文化の伝承・情報発信と交流の拠点として、アイヌ文化拠点施設の整備を進めているところであります。

ご質問の1点目、「生活館棟工事入札中止の経緯について」であります。

アイヌ文化拠点施設は、多機能型交流施設として、本年度に生活館棟を、来年度に展示館棟を建設する計画の下、生活館棟の建設を年度内に完了させる予定で、4月24日に建築主体、電気設備、機械設備の各工事の入札を執行することとしておりました。

また、生活館棟の躯体がある程度進捗した段階で、駐車場部分の外構工事に着工し、外構工事についても年度内に完成させる予定としていたため、入札公告後に建物と外構の工事内容および工程について再確認したところ、建築主体の工程のうち、地盤改良に必要な土と固化剤の配合試験等に14日間と、屋根の下地工事に21日間の計35日間が追加が必要となり、当初想定していた建築主体の工期内の調整が困難となったことが判明したものであります。

このため、生活館棟の建設工事から外構工事までの工程全般について、工法の変更を含む工事内容・工期の見直しおよび内閣府や道との協議を行うため、4月19日に建築主体、電気設備、機械設備の各工事の入札を中止したところであります。

配合試験等の期間および屋根の下地工事期間を工程に加えて再度算定したところ、工事期間が52日間ずれ込むことになり、防水性能の高い工法を採用した屋根工事は、外気温が5度以上で施工する必要があることから、当初9月中旬から11月中旬までの間で施工を計画しておりましたが、工事期間の見直しにより11月上旬から12月下旬までの冬期間にずれ込むことになり、性能が確保できる外気温での施工が困難となったため、生活館棟の工事を2か年に分割して実施することとしたものであります。

見直しに当たっては、工事費を削減するためにできる限り冬期施工を減らす方法を選択することとしたことから、本年度の建築主体工事は、基礎、床スラブおよび壁などの鉄筋コンクリート造の躯体部分までを1件の工事として本日出札を執行済みであり、電気設備工事および機械設備工事は、躯体と同時施工が必要な配電や配管等と屋外に設置する設備等の工事を、6月26日、来週に入札を執行する予定としております。

このことから、来年度は屋根、外壁などの仕上げおよび内装に係る工事および電気設備と機械設備に係る仕上げの工事を発注する予定であり、生活館棟の完成は、展示館棟と同時期の令和8年3月となる予定であります。

次に、ご質問の4点目、「施設の屋根の形状と維持管理について」であります。

はじめに、施設の屋根の形状であります。本施設はアイヌ文化の保存・伝承の拠点として、アイヌ文化を象徴するデザインとなるよう、伝承室部分の屋根を大型の三角屋根とすることで、背の高いチセの母屋に見立て、その周りの連続した三角屋根を複数の附属建物が配置されているようなイメージを醸し出すことで、施設全体をアイヌの方々の集落であるコタンとして表現したものであります。

また、敷地内の堆雪スペースが限られているため、屋根の雪は落とさずに載せておく構造としており、雪による巻き垂れの発生や雪の重みによる軒先の劣化防止のため、屋根面を南側・中央・北側の3分割にすることで雪の荷重を分散できることも今回の形状を採用した理由の一つであります。

このような屋根の形状によって、屋根の谷となる部分ができますが、雨水や雪解け水が軒先へ流れ

るように勾配を設けており、さらに、屋根全体には防水性能の高い工法を採用することで、雨漏りやすが漏りの防止に配慮した設計としているところであります。

次に、施設の維持管理についてであります。屋根や壁の仕上げ材は耐用年数が長く、維持管理費用などのメンテナンスコストを抑えることのできる材料を選定しており、屋根材は45年の耐用年数が見込まれるガルバリウム鋼板と粘着ゴムシートを併用した工法を採用し、外壁材は60年の耐用年数が見込まれるセメントを原料とした外壁パネルを採用することで、塗装の塗り替えや張り替えなどの維持管理費の低減を図ろうとするものであります。

また、本町ではゼロカーボンシティを表明しておりますことから、生活館棟は外壁と屋根の高断熱化を図るとともに、高効率な省エネルギー設備を備えた建築物としており、建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律において、300平方メートル以上の非住宅の建築物に適用される一次エネルギー消費量基準に対して、60パーセント削減した建築物となっております。

以上で、内山議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 内山議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2点目、「アイヌ文化拠点施設の建設費について」であります。

アイヌ文化拠点施設の建設については、令和6年度に生活館棟の一部建設を、7年度に生活館棟の残り部分と展示館棟の建設および宝物堂の改修を予定しておりますが、建設費としましては、6年度および7年度合わせて約12億7,500万円となっており、その他外構工事を合わせますと約14億700万円と見込んでいるところであります。

ご質問の3点目、「幕別町公共施設等総合管理計画との整合性について」であります。

幕別町公共施設等総合管理計画については、本町が保有する公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定めたものであり、公共施設やインフラ施設の建設時期や耐用年数などを考慮し、平成28年度から令和37年度までの40年間の計画期間のうち、当面20年間の目標として二つの数値目標を掲げております。

一つ目の数値目標は、必要な機能を維持しつつ、利用されていない施設等の廃止、施設の複合化、民間や近隣市町村との連携により施設の総量を縮減する等、平成29年3月の計画策定時から公共施設の延べ床面積を10パーセント縮減するとするものであります。

二つ目の数値目標は、施設の長寿命化を基本とし、計画的・効率的な改修による管理運営費用や更新費用の縮減に努め、公共施設の更新費用を20パーセント圧縮するとともに、受益者負担の適正化などによる財源の確保に努めるとするものであります。

このたびのアイヌ文化拠点施設の建設に当たっては、基本計画の段階から、幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会の会員のほか、北海道アイヌ協会の方々との協議を重ね、アイヌ文化資料の保存や文化の伝承活動を推進するため、事業実施に必要な検討を進めてきたところであります。

こうしたアイヌ関係者の皆さんとの検討結果等を踏まえ、生活館棟には地域住民との交流だけでなく、全道各地のアイヌ関係団体とも交流することを目的として、室内での儀式等に取り組めるよう、常設の囲炉裏を配置するとともに、文化伝承等の活動を行うことのできる伝承室や、伝統料理教室を開催できる調理室を整備することとしております。

また、展示館棟には、これまで蝦夷文化考古館で展示、保存していた約1,700点の資料を収蔵する収蔵庫のほか、資料の中でも特に貴重な十勝地方の文様が刺しゅうされたチヂリや十勝地方で唯一完全な形で残る丸木舟など、十勝地方独特のアイヌ文化を展示するための常設展示室、さらには特別展示などが開催できる企画展示室を整備する予定であります。

特に、資料の適切な保存のためには、温度・湿度などを適正に管理する空調機器を備えた収蔵庫が必須であり、貴重な資料を後世に伝え残すため、従前の施設にはなかった設備を設けることとしたものであります。

なお、このたび整備するアイヌ文化拠点施設は、幕別で長きに渡り伝承し受け継がれてきたアイヌ

の伝統文化や、吉田菊太郎氏が多くの方々の協力により残した学術的価値の高い貴重な資料を後世に引き継ぐため、これまでの施設に不足していた機能を備えた新たな施設として整備するものであります。設計に当たっては、維持管理費用の低減を図るべく、高効率な省エネルギー設備や耐用年数の長い資材の使用など、公共施設等総合管理計画の考え方に基づいた建物としております。

ご質問の5点目、「ソフト事業をどう展開していくのか」についてであります。

幕別町アイヌ施策推進地域計画で認定されたソフト事業については、計画期間の初年度である令和4年度から、アイヌ文様の木彫講座やアイヌ文化の学習およびオヒョウニレの植栽を行う小中学校への出前講座のほか、アイヌ文化に係る講演会を幕別、札内、忠類の3地区で開催するなど、地域住民等がアイヌ文化に触れ、その理解が深まるよう、事業を推進してきたところであります。

さらには、すでに十勝では途絶えてしまったアットゥシ作成技術の伝承事業として、マクンベツアイヌ文化伝承保存会の会員により、幕末、十勝地方の産物でありましたオヒョウニレの木の内皮から糸を紡ぎ、アットゥシを織る技術の伝承に取り組んでいるところであります。

施設の完成後は、生活館棟の研修室では地域住民はもとより全道・全国から広く受講者を募集し、アイヌ語の保存・普及に重点を置いた全国初の公設アイヌ語講座を開催するほか、刺しゅうやアイヌ文様の木彫り体験講座、外部講師を招いたアイヌ文化講演会等を、伝承室ではイチャルパ等の儀式のほか祭司の養成講座を、調理室ではアイヌの伝統料理教室等を開催し、また、展示館棟の企画展示室で道内外の博物館等との連携協力による特別展や移動展等を開催する予定であります。

なお、これらのソフト事業については、アイヌ文化を次世代へ承継するため、継続して実施していく必要がありますことから、現地域計画終了後の令和9年度以降も引き続き交付金を活用して事業を展開すべく、新たな地域計画の策定を予定しているところであります。

ご質問の6点目、「施設の管理運営についての考えは」についてであります。

本町のみならずアイヌ民族全体として、曾祖父母あるいは祖父母の世代でアイヌの伝統的な生活様式や言語、文化の伝承が途絶えた家系では、「民族的な文化に接したことがない」、「アイヌ語が話せない」という若いアイヌの方々为数多くおり、アイヌ文化等の次世代への承継が大きな課題となっております。

本町といたしましては、これまでアイヌであることを積極的に名乗ってこなかった方々を含め、アイヌの人々が民族の誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することが自治体に課せられた責務であると考えております。

このたび整備するアイヌ文化拠点施設は、幕別町を含めた十勝地方におけるアイヌの人々が歩んできた歴史とアイヌ文化に対する住民理解を促進するとともに、先祖代々培われ、受け継がれてきたアイヌ文化を、広くアイヌのみならずアイヌ以外の方々も一緒になり、尊敬の念を持って後世に伝えていく役割を果たすものであります。

そのためには、アイヌの伝統的な儀式や舞踊、刺しゅうやアットゥシ制作といったアイヌが持つ固有の知識や技術を深く理解するなど、アイヌ文化に精通した者による管理運営が最も適しているため、アイヌ関係者が組織する団体によって指定管理方式で管理運営をすることが望ましいと考えているところであります。

ご質問の7点目、「施設の果たすべき役割について」であります。

本町では、幕別アイヌ協会やマクンベツ文化伝承保存会の活動を通じてアイヌの歴史を学ぶ場や伝統文化を体験する機会が一定程度あるものの、蝦夷文化考古館の老朽化が著しいことから、建物と収蔵資料の保存修復、適切な環境下における資料の展示と収蔵、収蔵資料の調査研究とその成果の情報発信が急務となっております。

また、アイヌ関係団体の会員の高齢化や活動拠点となっている千住生活館の老朽化により、アイヌ文化を承継する担い手の育成や施設の日常的な利用にも支障を来していた状況にありましたことから、資料の保存、研究と伝統文化の伝承を結び付け、多くのアイヌの方々が誇りをもって活動できる拠点として、「第2のウポポイ」を目指し、アイヌ文化拠点施設を整備するとしたところであります。

当該施設は、アイヌの方々が誇りをもって築き上げてきた伝統文化を広く地域住民や道民、さらには国民に伝えていくため、アイヌの歴史と文化に対する理解の促進と、先祖代々培われ、受け継がれてきたアイヌ文化をアイヌのみならず地域住民も一緒になって、尊敬の念を持ち次世代に伝えていく役割を担うものにならなければならないものと考えており、その役割を果たすべく、今後におきましても、当該施設においてアイヌ文化を伝承する各種事業に取り組んでまいります。

以上で、内山議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 再質問させていただきます。

1番からです。

公告の後に配合試験と屋根の下地工事が漏れていたことが分かったわけですが、請負業者の指摘があったので、再確認して入札中止に至ったということでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 工事の中止に伴います工事の工程の見直しの関係でございますけれども、今回、建物と外構を併せて年度内に完了させるということから、各外構と建築の工事にそれぞれ支障が生じないように、公告の後にはなりましたけれども、工事の中身の、工事の進捗がスムーズに行くように再チェックを行った際に、今回、地盤改良に必要な配合試験と、それから屋根の下地工事について工程に含まれていないということが分かりましたものですから、新たにその期間を追加しなければならないということが生じたものであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） それでは、請負業者の指摘があつて見直したわけではないのですね。伺います。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 入札公告後ですので、指名業者さんにはなりますけれども、そちらからの指摘ということではなく、あくまでも発注者側のほうで確認をして分かったということでございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） それは、公告前に確認することはできなかったものなのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 今回の生活館棟の実施設設計でございますけれども、令和5年度の業務としまして、業務の完了が令和5年度の年度末ということで業務期間を設定しておりました。それで、今回の生活館棟の建設工事の入札につきましては、4月24日に入札の執行を予定しておりましたことから、委託業務の完了しました時期から入札の公告、これ4月3日になりますけれども、それまでの短いスケジュールの中で設計の内容を確認しておりましたので、工程の確認不足が生じたものであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 公告後に入札が中止になるというのは、なかなかないと思います。今後においてチェック体制の強化も必要だと思いますが、それは強く求めていきたいと思っております。

冬期養生を避けて事業費を抑えることのご答弁でしたが、確かに養生費はないでしょうが、工事が分割して遅れることによってトータルで工事費が増えることになり、交付額の総額に影響が及ぶのではないかと心配しております。この点について伺います。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 交付金の交付額の総額に影響があるかということでございますけれども、交付金につきましては、生活館棟につきましては、建物として交付金が上限2億円ということになっ

ておりますので、そちらの交付金については影響がないものと考えております。

工事を分割することによる工事費の増額ということでありまして、こちら試算をしましてところ、当初計画しておりました工事費から1,650万円ほど増額となる計算でございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 二つ目の質問にいきます。

最近、大きな話題を集めました。人口戦略会議において消滅可能性自治体が公表され、厳しい現実が浮き彫りになりました。人口減少は、担い手、消費の両面から地域経済にも影響を与え、施設の老朽化や高齢化の進行は進み、財政への影響が避けられないと思います。そこで、本町の財政状況ですが、令和4年度決算で見ると、類似の99団体との比較では、財政力指数は0.35で96位、将来負担比率、実質公債費比率ともに最低付近のランクとなっています。住民1人当たりのコストを見れば、維持補修費は何と類似団体の中で最も経費がかかっている自治体になっています。私は大変厳しい状況であり、相当な危機感を持っていかなければならないと考えておりますが、まずは町長に、このような財政状況をどのように捉えているか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 類団の99というのは、私は全くどこを指して99といっているのか分からないわけで、幕別町はV-2類型で、そんな類団はないはずなので、ちょっとその99分の96というのは何を言われているのかちょっと分かりませんでした。

ただ、財政状況については決していいとは思えません。やっぱり非常に、綱渡りまでいきませんが、当初予算で財調等の基金を崩して、それをいかに戻せるか、戻し切れるかどうかという状況にありますので、苦しいことは間違いないわけでありまして。ただ、そういう中で何に重点を置いていくか、重点化をしながら予算編成をしているわけでありましてから、これを財政再建団体みたいになってしまうと全く何もできない、そうならない中で重点化をしながら、選択をしながら事業を実施しているというのは現状であります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 99団体というのは、幕別町のホームページから財政計画、財政のところをクリックしていくと、その資料が全部出てきますので、後で確認していただきたいと思います。やはり同じような財政規模の自治体と比較しなければ、自分の財政状況がどうなのかということ客観的に見ることが乏しいのではないかとということで、99で見させていただきました。

先日、北見市内の老朽化した14の小学校プールが財政難で改修を断念したとの報道がありました。こうしたことを前提に新たな施設の整備に当たっては、建設の財政負担や継続される運営管理費を見通して、ほかの行政サービスへの影響も十分考えていく必要があると思っております。加えて、どのような運営をして地域の活力につなげていくのか、また町民としっかり情報共有されているのかの観点で幾つか質問させていただきます。

施設整備に関わって、地域住民への説明会などを含めどのような手法で周知されたのでしょうか。私は町民の理解が不足しているのではないかとと思いますが、町としてこの点をどう思うか、お聞きします。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 施設の整備に当たりましては、地域の住民とどのように情報共有してきたかということだったと思いますが、千住の公区の方々、もともとありました千住生活館は近隣センタ的な役割もございましたので、そういった方々との総会にも足を運んで説明をさせていただきました。また、さらに千住生活館を利用していましたアイヌ協会ですとか、マクンベツアイヌ文化伝承保存会の会員の方々も活動している中にも行きまして、こういった施設の整備について事細かく今まで説明してきたという経緯がございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 持続的に地域をつくっていくのは町民の意思だと考えていますので、今後も丁寧な説明をし、町民が納得できるよう進めていくことを求めたいと思います。

そこで、改めてですが、この計画や建設費などの編成に関して幾つか疑義がありますので、少し長くなりますが、時系列で説明した後に質問させていただきたいと思います。

まず、初めて具体的な構想が示されたのは令和3年8月の委員会ですが、ここでは資料の学術的価値の説明から始まり、幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会との意見交換などを踏まえて、アイヌ文化や生活館の再生支援など、目的に沿った事業が展開され、そのための器として多機能型交流施設を整備するといったものでありました。私としては、関係者との議論も含めて大変丁寧な検討がなされていると評価していたところです。その後、令和4年1月、全員協議会で交付金を活用した施設整備と展示計画が示され、アイヌ文化拠点空間整備事業という名称で空間全体をアイヌ文化の情報発信、交流拠点にするといった整備内容が出てきました。丁寧にご説明いただき、どのように事業が進んでいくのか、より具体的にイメージすることができました。そして、この計画が内閣府から認定され、令和4年4月1日付けで交付が決定し、同じ4月28日の第2回臨時会で基本計画策定業務に関連する予算の議案が提出され、可決しています。ところが、この1年後、基本計画になりますが、これについては議会でも二つの常任委員会への説明にとどまっています。ということは、建物がどのようなものになるのか、施設規模や具体的な計画の内容が議員全員に示されないまま、不透明にステップが進んでいたという印象を私は持っています。

建設費ですが、先ほど一応14億700万円と示されましたが、基本計画での想定では、施設の建て替え、展示収蔵品の修復など総工費9億6,200万円が示されております。そうであれば、当初計画から4割近く増加していることとなります。さらに、新たな施設整備の財政負担を考える場合、建設コストだけの議論では不十分であり、実際は、運用コスト、保全コストなどを合わせると、建設コストの4倍くらいかかると言われています。特に、建物の形状が複雑になればなるほど管理が難しいですし、維持管理経費の増加を招くこととなります。

この施設については、基本計画をベースに令和5年1月、パブリックコメントを行っています。一つ紹介しますと、収益を求めるような性質の施設でないことは理解しているが、財政状況などを踏まえると、将来にわたって発生するコストを明らかにし、コスト低減策や収入増の政策を盛り込んでいただきたいというご意見でした。これに対して、整備等の詳細が決まっていないので、現時点では将来的なコストを明示できないが、今後も厳しい財政状況が続くと認識しているので、将来の財政負担を極力低減できるよう、建築方法と運営方法に工夫を凝らしていくと町は答弁しています。現在の姿はこうした意見をしっかり取り入れた上で、設計業者と協議してきた結果と思われそうですが、発注者側である町の対応が大事であります。仕様書にも各項目に定めた業務の詳細な内容は、委託者の指示によるものとし云々と書かれています。なので、当然、設計業者主導ということはなかったと思えずし、パブリックコメントや関係者などの意見を踏まえて、設計に至るまで何を重視してきたのか、そのポイントだけ簡潔にお示しさせていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 答弁の中でも触れておりましたが、この施設につきましても、このアイヌ施策推進法に基づいて国に計画を認めていただき、アイヌの方々の誇りを尊重される社会の実現を目指すといった目的で施設の整備をするというものであります。そういった中にありまして、これまでもアイヌ関係者の方々と複数回、この施設のあり方を協議させていただいて、内容についてどうあるべきなのかご検討いただいて、この設計に反映してきたというものであります。その都度、その中において基本計画、基本設計、そして実施設計という中で、その時々、可能な限り分かる資料を基に事業費の積み上げをしてきたということで、工事費についても含めてその事業費の精度を上げていった結果、現在のあの事業費になったものだろうと考えております。

いずれにいたしましても、この施設の目的といたしましては、アイヌの方々のこれまで保存、伝承してきたそういったものを広く地域の方々、または道民、国民の方々に知っていただく、そしてまた、

アイヌの方々とこうした場所で交流をしていただくということが目的でありますので、そうした観点に基づいてこれまで進めてきたものであります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 目的は私も十分承知しております。実施設計の内容を見ますと、この施設規模にしても、これがベストなのかとを感じる面が多々ありまして、それはこの春のことなのですが、現在の建設費は町の財政負担を極力低減された金額になっていると考えてよろしいのですね。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 先ほど答弁したとおり、この施設のあり方、規模も含めてですけれども、アイヌの方々にどういった活動ですとか、事業ですとかを行うべきなのかということも含めて検討を重ねてまいりました。その結果、こうした施設の内容が必要であろうということで設計も進めてまいりましたので、その結果、こうした事業費になったものについては適正なものであると考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 建物全般に関わって、維持管理コストをお示しいただきたいのですけれども、博物館、文化財を保存しているような施設というのは、文化財の退色とか腐食を防ぐため、徹底した温湿度管理はもちろん必要だと思います。国立科学博物館では、光熱費の高騰で危機的な状況になり、クラウドファンディングを行いました。東京国立博物館も同様であり、国立でさえこのような状況になっており、幕別でも起こり得るのではないかと危惧しております。維持管理費用含めたコストをお示しいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 維持管理コストについてでありますけれども、今の時点で積算しているものはございませんので、お示しすることはできません。ただ、答弁にありましたとおり、極力建設後の経費の負担を抑えるような資材ですとか、設備を整えるという観点で設計を進めてきておりますので、少しでも維持管理コストのかからないような運営になるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 私も建築のほうは詳しくないのでございますけれども、ただ、ああいうふうに設計書が出来上がってきた時点で、将来的な維持管理コストも踏まえた上の内容になっているのかなと思っていましたので、今の時点で答えられるものがないということでしたので、分かりました。

これまで、初期投資につきましては、ほとんど国の交付金と地方財政措置で賄われるというイメージがあって、そのような説明がされてきたと承知しています。初期投資の段階で交付金が10分の8とされ、補助裏の半分は地方交付税措置があるとのことだったと思います。しかし、令和4年度の予算では、整備事業費が7億4,732万円と示されており、財源としてアイヌ政策推進交付金4億4,871万円になっています。地方債が4億1,110万円も計上され、そのほかは道の補助金と森林環境贈与税の繰入金などとなっています。交付金は建設費の3分の1程度しか計上されておりません。令和4年度と令和5年度も7割になっています。この交付金については、先ほどご答弁でもありましたが、上限が年間2億円ということだったのでございますけれども、ということは、10分の8ということの補助対象外はどのくらいあるものなのか、お示しいただきたいと思います。対象外も多分あると思います。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 対象外、事業自体は内閣府の交付金の対象なのでありますが、先ほども申し上げたとおり、施設につきましては1施設2億5,000万円、事業費で2億5,000万円が上限とされており、その8割ですから、2億が交付金の上限となっています。対象か、対象でないかということではなく、それを超える部分が町のほうで財政というか、財源を確保しなければいけないということになってきます。ただ、ソフト事業に関しましては、うちのほうで今進めています事業全体が限度額は設けていませんので、全て8割、国からの交付金で対応できる事業となっています。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番(内山美穂子) ということは、建物に関してはかなり町の持ち出しが増えていくということになるという理解でよろしいのですか。将来負担がさらに悪化することを懸念しておりますが、どのような認識をお持ちか、お聞きしたいと思います。

○議長(寺林俊幸) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 生活館棟、展示館棟、全体事業費、事業内容については、当初から議会に対して丁寧に私は説明して意を尽くしてきたと思っております。ただ、その事業内容はどういったことをやる施設にするのだ、どういったものを展示する施設にするのだということが決まれば、おのずと面積であったり、それに合った資材を使うということになってきますので、特にこの施設については、アイヌでありました吉田菊太郎さんが自ら集めて、自ら建てた蝦夷文化考古館、これが老朽化して、非常に貴重なものが1,700点も収蔵されているにも関わらず、それが自然のままではどんどん劣化していくと。それを今しっかりと温度管理、湿度管理をしていかないと、そのものの価値がなくなってしまふ、そういう危機感があるわけでありますから、これはやっぱり収蔵品をしっかりと保存していく、適温、適した湿度の中で収蔵していくとともに、この施設で事業展開していくアイヌ文化の保存振興、これは私は、幕別の施設でありますけれども、これは十勝地域全体のアイヌ文化をリードしていく施設にしたいと、そういう思いを持っているわけであります。

それは何かというと、冒頭の答弁でもあったように、もうアイヌ語がしゃべれるアイヌの方はほとんどいないのですね。これちょっと古い統計でも言うと、北海道庁が実施したアイヌ語がしゃべれるかどうかということアイヌの方々に行った調査では、全道で5人しかいないです。アイヌ語しゃべれる方が5人しかいないという、そういうもう惨たんたる結果でありましたので、私はこの中でアイヌ語の全国で初めての公設の講座を実施して、アイヌ語、ここで途絶えさせてはいけないのだということを考えておりますし、またアットゥシもそうです。これは、今はオヒョウニレの皮を取ってきて、それを糸にするところまでしかいっていない。これを着物にするまで工程が完成していないので、これをしっかりと工程を完成して着物ができるということになれば、この後の言ってみれば生活の糧にも結びついてくるであろうということもありまして、しっかりとアイヌ文化を確立していく、伝承していくということによって、そこに生活の糧というものもついてくるだろうという思いもここにあるわけでありまして、また、この管理運営については、指定管理を考えているわけですよ。やはりアイヌの方々でつくっていただいた団体に管理していただくのが一番であろうということで、今まさにその作業を行っているわけでありまして、そのことによって、指定管理をすることによって、そこで働く方の生活の足しといったらちょっと悪いですけども、生活の糧にもなるでしょうし、あるいはアイヌの方をそこで講師になってもらうことによって、そこも収入が得られるということでもありますので、この施設全体を通して、アイヌ新法の中には生活支援という概念がありません。これまさに5年たって、今アイヌ新法の見直しをやっている時期でありますけれども、そこは全くないわけで、私はそれはこの事業を通じて、ソフト事業も含めてその事業を通じてアイヌの方々の生活、暮らしぶりが向上すること、あるいは教育が向上することにつながっていくことを望んでいるわけでありまして、そういう思いの中でこの施設の内容、取り組む事業内容についてご説明をしてきて、それがよしとなった上で、では必要な面積が決まる、使う部材もそこに当然ついてくるわけでありまして、ただ、建物の建て方、意匠については、箱物を建てればよいというものではないというふうに思っています。やっぱりアイヌの何か表現をしなければならぬ。ということを考えれば、冒頭説明したコタンをイメージしたような屋根の形状にしていくと。ただ、そこには特殊工法が入ってきますので、多少高い。ただ、これは将来とも非常に耐用年数が長いという配慮をしているわけでありまして、また断熱においても優れているということがありますので、これは恐らく70年、80年使っていく、ひよっとすると100年使うということになりますから、そういうスパンの中で、ランニングコストのかからないような、そして今イニシャルコストもできる限り抑えた整備をしている、その結果としての14億円ということでもありますので、そこは高いとか安いとかというのではなくて、この資材費が高騰している結果、14億円になったということも理解していただきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 町長のこの施設の整備に対する思いは大変理解しました。私もそういう思いは持っていますけれども、過度な設備投資になっているのではないかなというところで質問させていただいたわけです。

3番目の総合管理計画もありますが、計画はある意味、その時点で策定したものであり、その後の状況の変化もあり、いたずらに計画の目標を墨守してくださいと言っているわけではありません。しかし、一番心配している財政に対する基本認識や管理計画の趣旨、目的をきちっと踏まえた上で、個別の施策について検討がなされるべきなのですから、ご答弁では検討されたということでしたので、今後の施設整備に関わっては管理計画の考え方に基づいて進めていただくことを強く求めます。

屋根の形状です。ガルバリウム鋼板、45年の耐用年数ということでしたが、これ45年間全く何もしなくてもいいというわけではなく、ある程度メンテナンスは必要になってくると思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（松井公博） 今回採用します屋根材のガルバリウム鋼板でございますけれども、こちらにつきましては、メーカーのほうの耐用年数としまして、25年の耐用年数があるということになっております。それからその下地材の、今回、金属屋根防水工法という工法を使って高い防水性の工事を行うのですけれども、今申し上げましたように、ガルバリウム鋼板で25年、それからその下地材になりますけれども、その下地材につきましては、表面のガルバリウム鋼板が劣化をしない限り、半永久的に使用することができるということになっております。また、そのガルバリウム鋼板が劣化した場合にも、紫外線に露出してしまいうけなのですから、それでも20年間はその状態に対応できるということで、合計45年ということ考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） 屋根の形状につきましては、やはり供用開始後にいろいろな自治体の公共施設においても、不具合が生まれて大変なことになっているということがありますので、心配するのは国道側の36メートルの長い横ぶきの切妻屋根なのですけれども、屋根の勾配が大変緩いのですね。屋根の勾配が大変緩いということは、春先に凍ったものが、雪が凍って、そこに水がたまって、鋼板の劣化を招いたりですとか、すが漏りの原因になったりですとか、いろんな不都合が出てくるのではないかと心配しています。ある自治体では、同じような長い切妻屋根の形状で、もう供用直後にそういう問題が起きて、バケツを置いたりして対応しているという話を聞いたので、今回は文化財を保護する建物なので、大変心配しております。

先ほど、受皿の話が町長がされましたが、今の段階での進捗状況でお話しできることはないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） この施設の計画を進める段階から、いろいろと町内の幕別アイヌ協会ですとか、マクンベツアイヌ文化伝承保存会の方々と話してきて、そこにも北海道アイヌ協会の役員の方も入っていただいて話を進めてきました。その中で、どういった管理方法がいいかというところを検討してきた中では、新たな団体の設立、それは当然十勝の方々と、幕別だけでは全然ニーズ的にも賄えるものではありませんので、十勝の方々の協力をいただきながら進めていこうということになりました。1度、団体の代表者集まった中に私も参加させていただきました、おおよその事業のほうは説明させていただいております。それに対しまして、今、団体の設立に向けて主だった各町の協会の会長さんを含めて検討しております、今度新たにまたその方々を集めていただきまして、私どもも含め、直接町長から思いを伝えていただいて協力をお願いしようというところまで今進んでおります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） いろいろ聞きたいこともあったのですけれども、ソフト事業のほうとかも聞き

たかったのですけれども、最初のほうに時間が取られまして、別の視点で、財政的な視点で質問させていただきました。過度な施設規模と運営資金の投下で、結果として、本来、町が必要とされている事業が後回しにならないのかということ懸念した上です。この施設は、同化政策や差別など、過去の正しい歴史をしっかりと伝えていく役割もあります。これから持続可能な社会の実現に向け、町民一人ひとりの主体的な活動も求められてきます。だからこそ、町民への説明と理解が必要だと思います。

このようにして、この施設を一つの核にして地域振興、まちづくりが進んでいくものと考えています。まちづくりにどうつなげていくか、町長に最後にもう一度お話しを聞きたいと思います。地域振興にどのように。

○議長（寺林俊幸） 内山議員、終わらせてください。

以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

11:56 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○15番（芳滝 仁） 通告に従いまして、行政区におけるコミュニティの現状と課題、今後のあり方について、質問をさせていただきます。

幕別町行政区設置条例第1条には「町行政の民主的かつ効率的な運営を図り、もってこの町の進展に期するために行政区を設ける」と、その設置目的が示されています。平成29年5月に公布された地方公務員法の改正により、公区長が特別職非常勤職員に該当しなくなることに伴い、行政区のあり方についての町民の議論も踏まえ、議会では「行政区のあり方調査検討特別委員会」を令和元年12月定例会において設置し、調査、研究、町民との意見交換会等を行いました。令和4年3月定例会において「住民と行政がお互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを願うものである」と報告をし、特に五つの意見を付して調査報告としていますが、以下お伺いいたします。

1、「行政区と住民自治組織（町内会）の役割の違いを町民全体に周知し、効果的なコミュニティ活動の推進に努めること」との意見に対する現状の取組と今後の対応は。

2、「広報紙は、全世帯に配布することを前提に、有効な配布の方法について検討を行うこと」との意見に対する現状の取組と今後の対応は。

3、「行政区運営費は、時代の変遷や地域の実情に応じた住民自治組織の運営及び活動が継続できるよう、改善を行うこと」との意見に対する現状の取組と今後の対応は。

4、「地域住民、住民自治組織等の意見や要望等を十分踏まえ、今後においても必要な改善、見直しを行い、持続可能な地域コミュニティの形成が図られるよう努力すること」との意見に対して、行政区全体について必要な改善や見直しの考えを伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「行政区におけるコミュニティの現状と課題、今後のあり方について」であります。

本町では、従来まで町行政の民主的かつ効率的な運営を図るため、幕別町行政区設置条例に基づき、町内全域を113の区域に分けて行政区を設置し、それぞれの行政区に非常勤特別職の公区長を置き、町政に関する情報の周知や町の事業等の連絡調整などを担っていただきながら、行政の円滑な推進に努めてまいりました。

しかしながら、平成 29 年 5 月 17 日公布の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職の身分が厳格化され、公区長の身分が非常勤特別職から私人とみなされることとなったことから、町では、行政区の代表として推薦のあった者を「公区長」と称し、規則に定める町長から公区長への「指示事項」を「依頼事項」に改めるなどの内容を含む幕別町行政区設置条例の一部改正案を、令和元年 11 月 29 日に町議会に提案いたしました。

この条例改正案は、法改正により違法状態を解消することに重きをおいたもので、行政区制度が抱える課題の整理に踏み込むことができなかつたことから、町議会では、町民や関係団体等の意見を十分に聴取し、行政区制度が抱える課題解決に向けて、早期かつ精力的に取り組むよう附帯決議がなされるとともに、特別委員会を設置し、議会としても行政区のあり方について検討することとなったところであります。

町議会では、令和元年 12 月 20 日に「行政区のあり方調査検討特別委員会」を設置し、10 回にわたる委員会審議を経て、4 年 3 月 24 日に「行政区は維持すること」「広報紙は全世帯に配布することを前提に、有効な配布の方法について検討を行うこと」など、大きく 5 項目の意見を付した調査結果が報告されました。

町では、「行政区のあり方調査検討特別委員会」の報告書に付された 5 項目の意見を尊重しつつ、当時の公区長や関係団体の意見を伺いながら、「行政区のあり方」について検討を重ね、令和 4 年 5 月および 11 月開催の公区長会議、同年 12 月 16 日開催の町議会全員協議会において、検討結果について報告をしたところであります。

ご質問の 1 点目、「「行政区と住民自治組織（町内会）の役割の違いを町民全体に周知し、効果的なコミュニティ活動の推進に努めること」との意見に対する現状の取組と今後の対応は」についてであります。

令和 5 年 4 月 1 日の幕別町行政区設置条例の改正前におきましては、町としては、行政区は、幕別町の行政区域を地形、開拓の歴史、産業形態、居住者の結びつきなどにより一定のまとまりをもって区分したものを「区域」として位置づけたものであり、他方、町内会等の住民組織は、行政区の区域内に居住する住民で構成される任意の活動組織であるという整理をしておりました。

しかしながら、町内の多くの地域においては、行政区の通称である「公区」という呼称を「区域」と「組織」の両方の意味を持って呼ぶことが定着しておりました。

このような状況から、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正後の幕別町行政区設置条例においては、「公区長」の呼称を削除し、行政区が「区域」を指すものであることを明確にするとともに、地域の活動主体は、町内会等の任意の自治組織であることを町民の皆さんにお知らせしたところであります。

地方公務員法の改正前までは、非常勤特別職である公区長に対し、「町政の周知に関すること」や「町の事業等の連絡調整に関すること」「町の広報紙その他文書の配布に関すること」などを担わせ、その対価としての報酬を支払うことは何ら問題ありませんでしたが、法改正により、公区長の身分が私人扱いとなったことから、令和 5 年の条例改正以降は、従来の担任事項を行政区内の町内会等の自治組織に依頼し、町内会活動支援交付金を支給することとしたところであります。

条例改正から 1 年 2 か月が経過し、行政区という「区域」と町内会という「組織」の違いについては、町民の皆さんの間に浸透してきたものと認識しておりますが、今後におきましては、町内会等の組織運営の状況を注視しつつ、引き続き依頼事項の一つである広報紙の配布を通じて、地域内の見守りや防犯対策など、地域内で顔の見える関係を築くことができる効果的なコミュニティ活動が推進されるよう、できる限りの支援をしてみたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「「広報紙は全世帯に配布することを前提に、有効な配布の方法について検討を行うこと」との意見に対する現状の取組と今後の対応は」についてであります。

町では、これまで広報紙の配布については、前段で申し上げましたとおり、幕別町行政区設置条例施行規則に基づき、公区長に対して配布を依頼しておりましたが、「公区長」の呼称廃止に伴い、町から町内会組織に対する依頼に改めたところであります。

広報紙は、行政と町民がさまざまな情報を共有するための重要なツールであるばかりではなく、広報紙の配布は、地域におけるコミュニケーションの手だての一つとして、さらには安否確認の役割を果たすものとして、全戸に配布することを基本として町内会に協力を依頼しており、配布に対する交付金として、1戸当たり1,200円を交付しております。

配布実績といたしましては、「公区長」の呼称廃止前の令和4年度は、配布数が1万165世帯、未配布数が758世帯、配布割合は93.1パーセント、直近の6年度は、配布数が1万223世帯、未配布数が726世帯、配布割合は93.4パーセントと配布割合が微増しており、徐々にではありますが、地域における全戸配布への理解が広がっているものと感じているところであります。

引き続き、全戸配布に至っていない町内会においては、町内会への聞き取り調査を行うとともに、他の町内会の事例などを参考に地域の実情を考慮した上で理解を得られるよう、全戸配布に向けての協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、広報紙が届かない世帯への対応につきましては、役場、支所、出張所、図書館、コミセンなどの公共施設のほか、コンビニエンスストア等に広報紙を配架するほか、ホームページへの掲載やスマートフォン向けアプリ「マチイロ」による配信など、これまでの取組を継続してまいります。

ご質問の3点目、「「行政区運営費は、時代の変遷や地域の実情に応じた住民自治組織の運営および活動が継続できるよう、改善を行うこと」との意見に対する現状の取組と今後の対応は」についてであります。

町では、行政区の区域内の住民活動を促進するため、令和4年度まで運営費と公区長活動費の2本立てで構成する行政区運営費をそれぞれの地域に交付しており、そのうち公区長活動費の受け取りについては、町内会または個人のいずれかを選択することができることとしておりました。

しかしながら、身分が私人である公区長個人が活動費として受け取ることは是非が問われておりましたことから、前段申し上げましたとおり、地域の活動主体は町内会等の任意の自治組織であることを明確にするるとともに、令和5年度からは、これまでの公区長活動費を廃止し、運営費に代わる町内会活動支援交付金として町内会に交付することとしたところであります。

今後におきましても、町内会と町との円滑な協働関係を推進するため、引き続き町内会活動支援交付金や協働のまちづくり支援事業交付金などにより、地域活動を支援するとともに、町内会との意見交換を継続し、地域の実情や変化を把握した上で、時代に応じた効果的な交付金制度となるよう、必要に応じて適宜見直しを行ってまいります。

ご質問の4点目、「「地域住民、住民自治組織等の意見や要望を十分踏まえ、今後においても必要な改善、見直しを行い、持続可能な地域コミュニティの形成が図られるよう努力すること」との意見に対して、行政区全体について必要な改善や見直しの考えは」についてであります。

行政区制度については、これまで地域の活動主体が町内会等の自治組織であることを明確にするため、条例から公区長の規定を削除したほか、従来の行政区運営費を廃止し、町内会活動支援交付金として町内会組織に交付するなど、町民の皆さんから見て分かりやすく親しみやすい制度に改めるなどの見直しを行い、令和5年4月から新たに運用を開始したところであります。

このことから、現在のところ行政区制度の改善、見直しを行う予定はありませんが、一方で、町内会の加入率低下や近所付き合いの希薄化、さらには、地域活動の担い手不足など、時代の変化を背景に、地域コミュニティの衰退が懸念されております。

今後これら地域課題の改善に向け、町内会組織の存在意義や組織運営の問題点について地域とともに考えるなど、持続可能な地域コミュニティの推進に向け、引き続き町内会の支援に力を注いでまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） では、再質問をさせていただきます。

令和元年、特別委員会が設置されまして、時間をかけて調査、研究、住民との意見交換行いまして、

示しましたように住民と行政、お互いを尊重し、協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを願うという報告をいたしまして、五つの意見を付して報告をさせていただいたところでもあります。

一つ目が、先ほどご答弁にありました、行政区は維持することということでありましたが、今 113 公区、行政区が維持されておりますので、そのことが完結をされているところであります。

令和 4 年も含めて、いわゆる公務員法が改正されてから、さまざまな変遷がありました。特に令和 4 年の段階におきましては、名前は変わったのですが、形というものがあまり変わらなくて、同じように公区長の活動費や、そして運営費という形で、公区長の活動費はどちらに入れてもいいよという形で取り扱われておったところであります。令和 5 年 3 月に、幕別町町内会活動支援交付金交付要綱が策定をされて、令和 5 年度から新たな形でこの町内会のあり方について進められてきたところであります。長い議論がありまして、やっと一つの結論に達して、そのことが形となって 1 年間運営されたということにつきましては、評価をさせていただいているところであります。

公区長という名称が廃止をされて、町内会長ということでありまして、町内会には行政区の中における自治組織なのだという形の規定も要綱の中になされているところであります。それは明確にされているところであります。

それを踏まえまして、今回 1 年ちょっとたったわけではありますが、その 1 年たったところで、一遍立ち止まって、1 年のその状況というものを踏まえながら、そしてどういう課題があつて、今後どのようなことに進めていかないとならないのか。たくさんの小さな課題もあるのだと思いますけれども、そういう意味で、将来に向かっての議論をさせていただければという思いで、今回、質問をさせていただいたところであります。

行政区と町内会の関係についてということの一番初めの意見に対してのご答弁をいただきました。これは、今年 1 年をかけて大まかに改善をされて、住民の意識の中にも行政区というのは、その地域であります。そしてそこで活動する自治組織を町内会というのです。その町内会長を中心とした自治活動でありますという認識につきましては、この 1 年間を通して、結構周知をされていき、町民の中にもそのような気持ちの変わり方、きちっとしたものが芽生えつつある状況なのでなかろうかなということが、評価をさせていただきたいなと思うところであります。

この設置条例がありまして、そして交付金の要綱があります。これで一度完結をされているようなことなのでありますけれども、町内会の一つの位置づけということにつきまして、少し具体的に重きを置くと申しますか、町内会とはこういうものであって、そして、町内会の規定ということが、やはりこの交付金要綱の中にはあるのでありますけれども、いわゆる町内会の規定の中に、その要綱を含めた形の一つの規則というものをつくっていくという方向性を考えることはできないのか。

これは、ずっと検討を重ねてきておりました議論の中で、参考にしておりましたのが、音更町の町内会のあり方でありました。音更町におきましては、音更町内会の振興に関する規則ということでありまして、その町内会の条件、そして条件を整うための要件というものが示されてあります。要件の中には、区域内に住居を定める町民、団体が構成員になることができる。構成員の相互の連絡、親睦、相互扶助活動を行うこと。目的として、現にその活動を行っている、またはその活動を行うことが確実であることが認められる。区域内の住民福祉の向上、安全確保、環境美化および行政情報の伝達、共有等の活動。その他町長が必要と認める活動を行っていること。それは要件として決められておつて、こういうことが町内会の活動なのですと規定がされているわけでありました。そして、町内会の統合だとか、分割についても情報があります。その上で、町内会の活動等への支援ということが出てきておるわけでありまして。

そういう形で設置条例があるのでありますけれども、具体的なそういう町内会の要件だとか形というものを明確にしていくということが、音更町のとおりということはないのですよ。幕別町は幕別町の独自の歴史もあれば、その事情もありますので。でも、そういう設置の仕方をされたほうが、より行政区と町内会のあり方について、住民に明確になっていくのではないかとこのふうなことは思うわけ

であります。そのところで、後でもありますけれども、交付金の扱いにつきましては、やはり町内会が申請をする。そして、審査をして交付が決定になる。事業を行ったら、その報告義務があるのだということが、この初めの規定のところにあります。やはりそれは、町内会活動を継続していく上では、必要な一つの項目でないのかなということで、以前から注視をさせていただいたところでありまして、そういうふうな行政区と町内会の明確にしていくというようなことについて、踏み込んだ一つの考え方につきまして、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、音更町の取扱いについてご紹介をいただきましたけれども、私は基本的には町内会というのは、その地域に住む人たちが自らの意思を持ってみんなのためになる活動、いわゆる私的ではなくて、公共的活動をする、しかも営利を求めない非営利活動をする組織であると。そういうくりというか、外枠があれば、果たして音更みたいに細かくいうことが、かえって何か行動を制限するような形にもなりかねないのかなと聞いて、そんな感じをしておりました。ですから、基本的な枠組みと申しますか、非営利であり、公共的な活動というところがあれば、大体のところはほとんどの活動というのは、町内会活動につながってくるのかな。そのことによって地域のコミュニティが維持あるいは活性化することが何より大切でありますので、せっかくご紹介いただきましたので、参考にはさせていただきますけれども、私ども今の大枠の中で、自由に通ずる地域の独自性、自主性を発揮しながら活動してもらうことがいいのかな、そんな感じを今しております。ただ研究させていただきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） 今、町長がご答弁ありましたように、そういう大枠な形の規定の形でもいいと思うのでありますよね。分かりやすい形で姿を示して、活動交付金について依頼をしていくというような形を取っている。報告義務ということがあったのであります。そういうことも含めて、今後検討をしていただきたいなと思うのであります。

2番目の広報紙の配布についてであります。

令和元年に、まだ公区長制度の中において、質問させていただいております。そのときも、全戸配布ということにつきましては、質問をさせていただいたところでありまして、そのときの広報紙の配布数は1万342世帯。未配布数は799世帯。配付率が92.8パーセントというご答弁をいただきました。今回、ご答弁いただいた数字であります。それよりは配布率につきましては、微増をしておるといふ現状をみることができわけあります。これが計算書にも出てきておりますけれども、いわゆる住民基本台帳の統計と、そして町内会長さんが申し出られた世帯数が違うわけなのです。やはり一つの家で2世帯が暮らしていらっしゃるというところには、それは一つの広報紙が入られるというようなことがありまして、そういう意味で初めの土台になるところの数字がそこから違うのであります。今ご答弁いただきましたのは、町内会長が確認しております世帯数というところで、具体的な配布数ということになっているわけでありまして、そのことにつきましては少し微増しておりますよということの報告でありました。しかし、92パーセント台から93パーセント台。微増でありまして、やはり700世帯を超える世帯に広報紙が配布をされていないという現状があるわけあります。

この広報紙の配布の形につきまして、1年たった一つの現場の状況としてお示しいたきたいのは、これ町内会に依頼をいたしまして、町内会で配布をされると。そして、町内会に入っている方、入っていない方含めて、行政区全体にその町長が世帯数と数える全世帯に広報紙が配布されている町内会、行政区における町内会の活動はどれぐらいあるのか。片や、町内会に入っている方々だけのところに広報紙を届ける。ここは届けていない。それは1戸当たり1,200円ですから、当然配布した数の数字で1,200円は交付されるのですけれども、今現状を行政区における町内会の配布の仕方について、どれぐらいの一つの数字、パーセンテージであるのかということをお示しいたきたい。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（佐々木一成） 広報紙の町内会における配布状況についてでございます。

まず、全戸配布している町内会になりますが、現状、町内会数 111 ございまして、111 分の 81 町内会、割合でいきますと 73 パーセントが全戸配布をしている状況となっております。それから、町内会加入世帯と、あと一部の未加入世帯に対して配布している町内会につきましては、15 町内会、割合で行きますと 13.5 パーセント、それから町内会加入世帯のみに配布している町内会、こちらが 13 町内会で 11.7 パーセント、最後に町内会の加入世帯数を下回るような状況で配布している町内会が 2 町内会ございまして、こちらが 1.8 パーセントという状況となっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15 番（芳滝 仁） 数字をお示しいただきまして、多くの町内会では全戸配布ということで取り組んできていただいておって、これは以前とは格段の差があるのでなからうかなと思うことであります。それでも、やはりその町内会に入っている方にしか広報紙を配らない、そういうふうな形で依頼を受けて、1 戸当たり 1,200 円を頂いて配布をされている町内会もまだいらっしゃるということでもあります。

これは、1 町内会が町内会未加入世帯の皆さまへということで、町広報紙の配布についてということで、未加入世帯の方々に町内会長が配られた文書であります。「町の広報誌につきましては、これまで町内会未加入世帯を含め、町から公区運営費の交付をいただき、班長を通じて配布していたところであります。しかしながら、ここ数年、各班の町内未加入世帯への配布に対する意見が多く寄せられていることから、去る 3 月 20 日開催いたしました役員会において、これまで町から交付される公区運営費の申請に当たっては、町内会未加入世帯への活動を加えた上で、交付金を申請していましたが、令和 3 年度からは町内会未加入世帯数を含めず、公区運営費の申請を行うこととし、町内会未加入世帯への広報紙配布を取りやめることにいたしました。」こういうふうな行政区の皆さま方に出された文書があるわけであります。広報紙いただかない方は、札内コミプラ、北コミセン、南コミセン等に置いておりますから取ってくださいという案内が町内会長の名前で、未加入世帯の方に出されているわけであります。

こういう形のことが続けられている町内会があるわけでありまして、現実には、恐らくはこの町内会は文面見ましたときに、200 世帯ぐらいの町内会で、100 に行かない町内会の加入者、半分以上が未加入者ということになっていきますから、隣の町内会では全世帯配られているのに、隣の町内会では半分も配られていないという現状があるわけでありまして、これはやはり行政の公平性、いろんな問題があると思うのですよ。班長さんが大変だ、班長のなり手がいないというふうなことも含めて、さまざまな事情があろうかと思いますが、それだけその町の中で、広報紙の配布の格差があるということは、これはやっぱりその行政区に対しての、いわゆる町政のあり方について問われるのではないのかなというふうには私では考えるところでありますが、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 根本のところは、町内会の未加入者の扱いをどうするか。配るのか配らないかということでありまして、未加入世帯がどんどん比率が増えてきているのが今現状だと思います。町内全体で見ても 65 パーセント、加入率が 65 パーセントですから、35 パーセントが未加入だということなのです。ですから、ここをまずは何とか食い止めるということなのです。率を上げるというのは、なかなか今この期に及んで難しいかと思うのですが、これは減らせない。1 市 3 町で見ると、帯広などは 45 パーセントで非常に 50 を切っているし、1 市 3 町の中では幕別が一番加入率が高いわけでありましてけれども、それでも 65 パーセントという数字を聞くと、非常に危機感を私は感じておりますので、何とかここを減らさないように粘り強く町内会会長、あるいは役員の方をお願いをしていくことになるだろうと思います。ただ、その中で一番町内会側が困っているのは、役員のなり手がなくて、本当に町内会をもうこれ以上維持していくのは難しいのだということを、現実に出てきているわけでありまして。それで、全くなくなるのではなくて、お隣と統合するとかするとかその中で、何と

か地域コミュニティを維持してほしいというのは、我々の願いでありますので、そのところも含めて、要請、依頼をしていきたいと思っております。広報紙については、確かに未加入というのは、町の情報を住民との共有ができないという部分で、非常に辛いところがあります。ですから、全戸に配布してくださいとお願いしているのですが、先ほどの根本のところやはり下がっている、加入率が下がっているところで、なかなか行き渡っていないのかなと思っております。ですから、これ抜本的な解決策があるのかといたら、これないのですね。本当にもうみんなで助け合いながらやっていきましょう。その中で、今、町として取り組んでいこうとしているものの一つに、災害時の個別避難計画。これは、自分で避難ができない方の状況を洗い出して、いざというときにどう対応していくか、地域で助けていただくような、そういう仕組みのための、今、個別避難計画の作成に取りかかろうとしておりますので、こういった活動も通して呼びかけもしていきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） 今のご答弁につきましては、最後のところで議論をさせていただいて、恐らくそういう議論になるのでないのかなということで想定しておりましたご答弁だと思っております。

やはり広報、例えば議会におきましても、ホームページ、広報紙で周知をすると。徹底周知まではいかないけれども、大まかに周知をする。周知は、そういうことでありますけれども、やはりできるだけ全戸に配布をしていくと方向を堅持していただきたいと思うわけでありまして。

なかなか町内会の活動、濃淡がありまして、役員もいないところもあります。例えば札内の中でも、高齢化を進んで、人少ないところがあって、もう班長さんもないのだからということ、やっとな町内会長さんが配って歩いていられるみたいところもあります。そういうところがありまして、例えば活動ができなくなったときの対応だとか、それは相川のように一緒になっていくのか。その間どうするのかということもありますけれども、やはり基本的には広報紙の配布というのは、行政の私は責任だと思っております。それは、町内会のコミュニティへの造成のための活動として受け取っていただいて、それが必要なことなのです。やはりいろんな話をさせていただいても、それは町から直接、配ったら簡単なのだけれども、しかし班長さんに動いてもらうことによって、ご答弁にありましたように安否の確認だとか、町内会のコミュニティの情勢を知っていくについては必要なのです。だから、それは簡単にはそういうふうには絞りたくない。やはり町内会の活動として、それは私は必要なのだという町内会長たくさんいらっしゃいます。そのことが、今そうして町内会の未加入者があいながら、全町内会に配っていただいているという活動にあわれているのだと私は思うわけでありまして。そうして後どうするのか、どうしても仕方がない。そういう意味で最初に申しあげましたように、交付金の申請をしていただいて、そしてそこで審査をする。そして、交付金について交付をしていくという、そのやりとりの中で、やはり全戸配布ということについてお願いをしていくという形を取って入れたという。だから、そういう意味で、申請をしていただいて、決定をして、そして後で報告をいただく形が、私は必要でないのかと。それは、町内会の人に失礼なのかも分かりませんが、一つの町としての行政を進めていく上で、そういう一つの規則のありようというのを、お金を交付するわけですから、必ずそれは報告をしていただかないとしないわけでありまして、どのようにそのお金が使われたのかということを含めて、それは検証していかないと、いい悪いは別として。将来に向かって検証しないわけでありまして、そういうふうな規定のあり方が必要でないのかなと私は感じているところでありまして。

以前にもその質問させていただいたのでありますけれども、例えばごみカレンダーなんかは、これはいや応なく全戸に配布されています。これも問題がありまして、もともとその当時の公区長さんに配布をお願いしております、公区長報酬のほかに公区長さんにそのお金を払って、配布をしていただいた経緯があります。これがやはり町内会に入っていないところにはいかないという問題がありまして、これはごみの問題でありますから、全戸配布が必要だということで、業者に依頼をして、全戸配布が今されているわけです。そのことがごみに対する対策につきまして、一番根底なところでそれが進めている原動力になっているわけでありまして。そのような形で、例えば高齢化が進んだとか、も

う町内会の会員が少なくなってほとんど配れないだとかというふうな形のところで、その行政区、行政区、柔軟に考えて、そういうふうな直接町がその広報紙をその行政区に届けるというふうな手法につきましても、やはりこれから考えていかないとならないのではないのかなと考えているところではありますが、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 申請手続きをしてもらって、その機会にいろんな情報を聞きながら、その後々に生かしていくということは、これは一理あるかと私は思っています。ただ、うちは今交付金制度を取っています。補助金制度でなくて交付金制度で、それは町が決めた基準に基づいて交付をしているという形を取っておりまして、それは大きく地域地域によって、使い方は違わないだろうということで基準を決めて、その基準に基づいて交付をしているということでもあります。

それで、手続きを取らせるということは、今の流れとして住民の皆さんは、町内会長さんもそうですが、非常に嫌う、嫌がるわけであります。ですから、私は補助金にしないで交付金のままでも特におかしな使われ方をしないと思っていますので、私は今の交付金制度でいいのかな。それと、手続きで手を煩わせることを避けたいなということもあって、なかなか補助金にして申請し、それを補助金の実績を上げてもらって、それに対して精算をするとか、それはなかなか難しいかなと思っていますところでもあります。そんな中で、いかに町内会長さんとの我々コミュニケーションを取る中で、あるべき姿を理解してもらって、それに協力してもらえるとという形が取れば一番いいのでしょうか、これ本当になかなか一筋縄ではいかないことでもあります。この話をすると、私、投票率が落ちているのと何かダブってしまうのですね。やはりそれを90パーセントしなさいよといっても、なかなか難しい話であって、粘り強くコミュニティ活動って必要なのだ。お互いに助け合っていくことが必要なのだということを知っていただくような、そういう努力をしてもらいたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） 手続きをしなくても、総会の資料をきちっと提出していただきましたら、それはそれで見るができるわけであります。だから、そういうことだと私は思うのですよね。交付をされて、どういうふうに予算化されて使われるのだということを、新しい総会のときにその資料を町へ提出する。確認できるわけありますから、そういうふうなことを含めて、考えていただきたい。もう一つは、広報紙の配布につきまして、大きな課題でありますけれども、柔軟に今後の町内会の行政区の推移を見たときに、やはり柔軟に考えていかないとならないこともあるのでなからうかなということを検討していただきたいということを、申し添えたいと思います。

あと、交付金の形の3番目でありますけれども、本当にコミュニティのために最善な形で交付金が使われていく。それは望みであります。これは、先ほど申し上げましたように、一つの形にされました。1戸から50戸、50戸から100戸、100戸から150戸という形で、その基本的な交付額が決められて、そのほかに広報紙を配った戸数掛ける1,200円を足すということが、これが今の要綱の中身になっています。これは、もう5年から始まった新しい形でありまして、これは今までと違うことで評価をしたいと、私は思うわけあります。そういう意味で、全戸配布をしていただければ、それだけ町内会のお金が入るということでもありますから、そういうことについても、私はある意味では処理をしていく上で、いい考え方なのかなと考えているところでありました。

しかし、まだ制度が変わって1年なわけでありまして、その形が浸透しておるからということでありました。そうではないところがあります。全て一つの形で交付をされましたお金が、町内会で各町内会長さん、役員だとか、役員に、その町内会の考え方によって、それはいい悪いはありません、考え方によってされていく。そのことについては、ああだこうだということはないと思います。その町内会だけの事情がありますから。でも、従来どおり、広報紙を配った数の金額について、そのまま町内会長の活動費としてされている。そのような会議をされている町内会があると聞かせていただいております。そこの総会では、それは少しおかしいのではないのですかというような町内会の会員の意見があったということもあります。だから交付金が、やはりコミュニティのために的確に使われてお

るのかどうかということにつきましては、やはりこの要綱がきちっと行き届いていく形での、町内会長さんの会議等を含めて、今後とも周知をしていく、お願いをしていく形を取っていただきたいと考えるところでありますが、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ冒頭のご答弁と重なりますけれども、地域の自由な自分たちの意思に基づいてよかれと思って活動しているところに、あんまり縛りをかけたくないなと思っているわけでありませぬ。ですから、そこは非営利でなく、個人のためでもない、全体のためにやるのだというそこを逸脱しなければいいのかな。それをこういったものを対象しますよと言ってしまうと、なかなかそれに縛られて自由な活動ができないのかなという、そういう懸念もあります。それで、冒頭の音更のお話に戻りますけれども、どういった経費を対象にしているかということは参考にさせていただきながら、それは我が町にとってふさわしいものであるならば、それは採用するとかということもありませんから、まずはそこは研究をさせてもらいたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） 町内会長さんの役員の報酬が5万円、隣の町内会では10万円近い。同じ地域なのにです。これは、どういうことなのだろうかと、隣に住んでいる人たちが、情報を共有するときに、ちょっとこれは格差があり過ぎるのでないのかというようなことがあります。そういうことも含めて検討をしていただきたいなと思うところであります。

最後の質問のところでありませぬけれども、行政区全体につきまして、今後のおっしゃられましたように、役員のなり手がいない、町内会の入会数が少なくなる、衰退をしていくことについて、どう手だてをしていけばいいのかということがあります。この間、私やはり聞かせていただいておりますら、これは一番ネックは、町内会費の徴収のあり方が、その住民にとりましては何もメリットがないのに、どうして年間3,600円、4,800円、7,200円、多いところでは1万2,000円ですから、月200円のところは少ないです。大体300円、400円、500円、600円。多いところでは、月1,000円というところもあります。これは、その町内会、町内会で、皆さまが共有して、必要なのだという形でされたりとか、例えば月1,000円徴収されている町内会におきましては、皆さん納得して、そしてされているということがあります。でも、やはり町内会に行きましたら、7,200円年間払っても、自分たちのところのごみステーションのこの網は、町内会で改修してくれないのか。そういうことで、その地域の人が全部町内会からも出るという現状もあるわけですね。

本来は、町から交付されるその交付金、貴重なものです。あと、協働のまちづくり事業について、やはり懇切丁寧にこれは交付をされている。だから、町内会活動をしていくについて、どれほど町内会会費がベースとして必要なのか。余ったらごみ袋だとか、商品券だとして、みんな返されるわけですよ。活動しなかったらね。今年は町内会費取りませんというのがあります。これがやっぱり若い世帯のところでは、特にネックになっているのだと思います。本来、町内会が任意の活動で、非営利団体で、そしてその町内のいわゆるコミュニティのために、防災のために活動していく、そのことについては入会をしている方々が、ほら会費を納めても納めなくても入会は入会なのです。町内会入会をする。そして、その町内会が行政区のあらゆる人々にその行政区における町内会の活動について周知をしていく。こういうことがあります、お祭りやります、防災活動がありますという形で周知をしていく。そのために交付金が、そして協働のまちづくり事業の支援を受けていくという形。その中で、役員さんの報酬につきましては、お礼につきましては定めていく。私は、かえって多くの場合、皆がないのですけれども、町内会費を徴収をしていることがある意味では、コミュニティの情勢にやはり非常に重くのしかかっている現状があるのでなかろうかということをお願いしたいと思うのであります。一つの課題としまして、受け止めていただければと思いますが、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のお話は、本当に嘆かわしいお話だなと思うわけでありまして、メリットがなければ入らないというのは、地区コミュニティでそういうことを言い出す世代がいることが非常に残

念でなりません。ですから、自分さえよければいいのだという、まさしく核家族化の表れが町内会にも及んでいるかなというか、そんな感じがしました。ただ、これを嘆いていても仕方ありません。そういう時代になりつつありますので、そこは確かに、各町内会によってすごく町内会費が違うところの話も実はお伺いしております。ただ、そこは本当にそこに住む方が、どんな事業をやっていくことがその地域の人たちの幸せに結びつくのだということを考えていただいてするためには、これだけお金がかかりますから、会費として納めてください。町内会長さんは、これだけ大変なことやっているので、月 10 万円あげますよ。それでいいというなら、それでもいいかもしれません。それはちょっと極端な話かもしれませんが、そこはいずれにしても、町内会の中で皆さんが合意して決められたことについては、最大限尊重すべきでありましょうし、町がどうすべきだなんてことは言うことはもってのほかだと思っています。ただ、活動しやすいような例があれば、それはある地域ではこんな活動していますよ、こういうお金の使い方していますよ、こういう事業やっていますよと、そういうことがお知らせをして、参考にしてもらえればなと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、14 時 10 分まで休憩をいたします。

14：01 休憩

14：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○7 番（酒井はやみ） 通告に従いまして、質問いたします。

1、「幕別町子どもの権利に関する条例」が根づく取組を。

「児童の権利に関する条約」批准から 30 年、「幕別町子どもの権利に関する条例」制定から 14 年になります。しかしいまだ、いじめ、虐待、自殺などの痛ましい事件は後を絶ちません。不登校の子どもたちは増加傾向にあり、子どもの貧困と格差は解決どころか深刻化している懸念さえあります。国連・子どもの権利委員会は日本政府に対して多岐にわたる指摘をしており、子どもの権利を守る取組が遅れていることを浮き彫りにしています。

町としても、当該条例を普及、啓発する活動に取り組んできましたが、まだまだ町民に十分認知されているとは言えません。子どもたちをめぐる課題を解決するために、また子どもたちの声が十分生かされるまちづくりのために、何よりも当該条例の周知が不可欠と考え、以下の点について伺います。

(1) 「幕別町子どもの権利に関する条例」について、町民にどこまで周知されているか調査、掌握しているか。全町民に徹底していく意義について町の認識は。

(2) 保護者や教員、保育士など子どもに関わる大人への周知、普及の現状は。毎年研修の場を設けるなど、周知の機会を定期的に持つことが必要では。

(3) 子どもたちへの周知、普及の取組は。

(4) 子どもたちの声をまちづくりに活かす取組は。

2、特別支援教育の充実を。

2022 年 4 月、文科省が、特別支援学級に在籍する児童生徒には、週の半分以上の授業を特別支援学級で学ぶことを促す通知を出しました。週半分という画一的な基準が持ち込まれたことに、全国で不安や混乱を招いています。特別支援学級に在籍していた児童が、通常学級で半分以上過ごしていることを理由に、通常学級に移らざるを得なくなる可能性があるなど、疑問の声が上がっています。国連・障害者権利委員会から、2022 年 9 月に日本政府に対して「通知を撤回すること」が勧告されています。

2023 年 3 月の共同通信の調査によると、通知に従って授業数を制限するよう市区町村教育委員会に要請しているのは 31 都道府県です。実際の運用は市区町村や各学校が決めるため、通知の運用につい

での態度はばらばらです。

幕別町は、これまで特別支援教育支援員の配置などに力を入れ、一人ひとりの子どもたちへ手厚い支援を重視してきました。子どもたちの学びの環境についても、柔軟な対応がされてきたものと考えます。今回の通知の内容は、現場の子どもたちに利益をもたらす内容とは言えず、特別支援の子どもたちと通常学級の子どもたちとをより選別する、インクルーシブ教育にも反する内容だと考え、以下の点について伺います。

- (1) 今回の通知に対しての町の考えと対応は。
- (2) 教員、子ども、保護者から出されている声は。
- (3) 特別支援教育の充実に向けて考えていることは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして答弁させていただきます。

「『幕別町子どもの権利に関する条例』が根づく取組を」についてであります。

本町では、子どもにとって大切な権利を明らかにし、子どもを取り巻く全ての人や団体の責務などを定めることで、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら、成長の過程にある子どもの心身の健やかな育ちを社会全体で支援し、未来をつくる子どもの幸せな町の実現を図るため、「幕別町子どもの権利に関する条例」を平成22年に制定し、各種施策の推進に取り組んでおります。

ご質問の1点目、「『幕別町子どもの権利に関する条例』について、町民にどこまで周知されているか調査、掌握しているか、全町民に徹底していく意義について町の認識は」についてであります。

条例を制定した平成22年には、広報紙に5月号から7月号の3回にわたって特集を組み、条例の趣旨、理念および内容を周知するとともに、6月には啓発用リーフレットを全戸配布したほか、町のホームページにおいては、制定に当たって町民に対するアンケートのほか、中学生との意見交換を行ってきた経過や条例の逐条解説、リーフレットやパンフレットを掲載しております。

また、同年9月には子どもの権利に関する専門家を講師に迎えて、子どもの権利や最善の利益、大人の役割などに関する講演会を開催しております。

平成30年からは、図書館において、国連が制定した「世界こどもの日」の11月20日に合わせ、子どもの権利に関する絵本や書籍の展示をしており、令和3年からは子育て支援センターで、4年からは町立保育所においても同様の展示を行っております。

さらには、広報紙に子どもにとって大切な「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」の四つの権利について、毎年定期的に掲載するなど、理解の醸成を図ってきたところであります。

条例制定以降、こういった取組によって、徐々にではありますが「子どもの最善の利益を考慮しながら、子どもの心身の健やかな成長を支え、子どものしあわせなまちの実現を図る」という条例の趣旨が、町民の皆さんの間に浸透してきているものと認識しております。

ご質問の2点目、「保護者や教員、保育士など子どもに関わる大人への周知、普及の現状は、毎年研修の場を設けるなど、周知の機会を定期的に持つことが必要では」についてであります。

はじめに、保護者への周知としましては、子どもにとって大切な権利を正しく理解できるよう、さきに申し上げた条例に定める四つの権利を記載した掲示板を、子どもが通所、通学する小中学校、学童保育所および保育所に設置するとともに、小中学校の学級懇談会などの場面で、保護者への周知を図っていただいております。

また、図書館で実施している絵本や書籍の展示を、子育て支援センターや町立保育所においても実施していることや、小学生対象の「子どもの権利」絵画コンテストの作品展では、全応募作品を百年

記念ホールギャラリーに展示しており、保護者をはじめ子どもに関わる多くの方々に関心を持っていただける機会と捉えております。

次に、教職員においては、校内研修や職員会議等の中で共通理解を図っているとともに、保育士においては、年度初めの全体職員会議や園内研修において、子どもにとって大切な四つの権利について認識を深めているところであり、今後におきましても、引き続き大人への広報、普及活動に取り組んでまいります。

ご質問の3点目、「子どもたちへの周知、普及の取組は」についてであります。

子どもたちに、自身の権利や夢について考えてもらうことを目的に、毎年、幕別町応援大使のメッセージを掲載したパンフレットを小中学生に配布するとともに、道徳、社会科やホームルームの中で、子どもの権利について考える時間を設けてきたところであります。

また、令和元年度からは「子どもの権利」絵画コンテストの実施を通して、子どもたち自身が自分だけでなく、他の子どもを含めた子どもの権利に関して十分に興味を持ち、正しく理解することができるよう、普及啓発に取り組んできたところであります。

ご質問の4点目、「子どもたちの声をまちづくりに生かす取組は」についてであります。

子どもたちの声をまちづくりに生かす取組としては、これまで20例ほどありましたが、このうち主なものを申し上げますと、総合計画策定においては、小学生議会および中学生・高校生議会を開催し、町政に対する意見の表明や、分野別計画の策定時には、小中学生を対象としたアンケート調査を実施しております。

明野ヶ丘公園再整備基本計画の策定においては、ワークショップを開催し、幕別小学校の児童には、公園と幕別の未来をテーマに「みらい物語」を作成してもらっております。

幕別町地球温暖化対策実行計画の策定においては、2050年に町の中心となる世代の考えを取り入れようと、小中学校の児童生徒には町長になったつもりで施策を、高等学校の生徒には再生可能エネルギーを活用したまちづくりを考えてもらい、幕別町が目指すビジョン、コンセプト、施策に意見の一部を反映したところであります。

札内中学校においては、総合的な学習の中で「地域貢献学習発表会」を開催し、まちづくりにおける「福祉」「地域振興」「国際理解」「農業」「環境」の5分野で政策の提案をいただいたところであります。

また、令和3年度以来、忠類中学校においては、第1学年の秋から2年間かけて検討した「ちゅうるい地域活性化案」の発表会が行われており、生徒たちが考えたイベントでのまちづくりや、木を生かしたまちづくりなどについて提案をいただいております。

本年度は、令和8年4月開校を目指す、幕別本町地区義務教育学校の学校名のアンケート調査をまくべつ学園の児童生徒を対象に実施する中で、新しい学校づくりについて意見を求めたところであり、今後、児童生徒代表などと意見交換を予定しております。

今後におきましても、可能な限り子どもたちが参加し意見表明ができる機会の確保に努めてまいります。

以上で、酒井議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

「特別支援教育の充実を」についてであります。

平成19年4月に学校教育法の改正法が施行され、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うとした「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、全ての小中学校等において障がいのある児童生徒に対する適切な指導と必要な支援に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「今回の通知に対しての町の考えと対応は」についてであります。

文部科学省では、これまで障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると、障がいのある子どもと障がいのない子どもが触れ合い、共に活動する、交流および共同学習を積極的に進めてきたところでもあります。

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流および共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障がいの状態や特性および心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなったことから、令和4年4月27日付けで「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」とする通知を発出し、特別支援学級で取り組む授業時数の考え方を示したところでもあります。

その中で、特別支援学級に在籍する児童生徒については、原則として、週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において児童生徒一人ひとりの障がいの状態や特性および心身の発達の段階等に応じた授業を行うこととしており、これまでの考え方をより明確化したものとなっております。

併せて、ただし書きにはこうした考え方によらない例として、次年度に特別支援学級から通常学級へと学びの場を変更するよう検討している児童生徒について、段階的に交流および共同学習の授業時数を増やしているなど、教育上の必要性がある場合については、この限りではない旨が示されております。

教育委員会といたしましては、この通知を踏まえ、特別支援学級に在籍する児童生徒のニーズに合わせて、特別支援学級において相当時数の指導を行うことは必要なことであると考えております。

ご質問の2点目、「教員、子ども、保護者から出されている声は」についてであります。

令和4年4月27日付けの文部科学省からの通知につきましては、教育委員会から速やかに町内の小中学校に発出し、通知内容について管理職および担当教員に再認識をしていただいたところであり、毎年4月に提出される教育課程編成届においては、特別支援学級での指導と通常学級で学ぶ交流および共同学習の授業時数の考え方を聴取しており、指導内容と目的が障がいを持つ児童生徒の教育的ニーズに合致したものかを確認しております。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対しましては、特別支援学級での指導や通常学級での交流および共同学習の授業時数を含め、個別の指導内容について説明を行い、保護者の意見を聞き取りながら、学校の取組に対して児童生徒や保護者に理解を得た上で進めるよう取り組んでいるところでもあります。

今後におきましても、保護者に対して丁寧な説明を行い、学校と保護者が同じ方向を向き合い、児童生徒が確かな成長につなげることができるよう合意形成を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「特別支援教育の充実に向けて考えていることは」についてであります。

本町では、障がいのある、または特別の配慮を必要とする小学校への入学児童や、既に就学している児童生徒に対して、適切な就学の支援を行うことを目的に教育支援委員会を設置しております。

同委員会に諮問される児童生徒については、令和5年度は減少したものの4年度までは増加傾向にあるなど、保護者の特別支援教育に対する理解と関心の高さや期待の大きさを感じているところであり、本町の教育における特別支援教育の重要性がますます高まってきているものと認識しているところでもあります。

教育委員会では、これまで障がいのあるまたは特別の配慮を必要とする幼児、児童生徒の保護者に対して、就学前の早い段階や就学後において複数回の教育相談の機会を設け、障がいの状態や特性を双方で確認し、保護者の意向を十分に把握しながら、個々の状態に応じた就学の支援に努めているところでもあります。

また、本町では特別支援教育のさらなる充実を図る目的から、町単独で各学校に特別支援教育支援員を配置しているほか、小中一貫教育を進める各学園における学校経営の重点として、「保護者面談

の定期的な実施による進路の希望や在籍の見通し等についての協議」「一人ひとりの特性、困り感に応じた自立活動の具体化」「小中合同コーディネーター会議の定期的な開催による学園内の小中の円滑な接続」などを掲げ、特別支援教育の充実に努めているところであります。

教育委員会といたしましては、各学園での小中一貫教育においても、特別支援教育の取組を進めていることから、今後におきましても各学校だけでなく小中学校が一体となり、保護者の理解を得ながら児童生徒一人ひとりの自立を見通した特別支援教育の充実に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） それでは、再質問いたします。

最初に、子どもの権利条例の普及について、町民にどこまで周知されているかという答弁で、条例の趣旨が町民の皆さんの間に浸透してきているものと認識していると答弁されました。子どもの権利についての認識が、町民に広く認知されていると認識されているということでしょうか、改めてお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 条例の中身というのは多岐にわたっていますし、権利をとありますけれども、一つ一つはしっかり認識しているというよりは、何よりこれ大人の方が、どうこの権利条例を認識して、いかに子どもを一人の人間として尊重していくかということに尽きるのだと思います。そのことが子どもの健全な育成にもつながっていく、幸せな町にもつながるということにもなりますので、そういった趣旨を大分理解してもらっているなという、そういう意味でお答えをしたわけでありまして。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 質問の最初にもお話ししましたように、子どもたちの置かれている状況は、今、以前にも増して深刻になっているという状況がありまして、子どもの権利の内容が広く知れわたっていったらこんなことにはならないのではないかなと私は思いました。やはり深刻な状況がある背景に、権利条約、町でいいますと子どもの権利条例ですが、子どもの権利についてよく知られていないことがあるのではないかと思います。

ちょっと権利条例の認知の状況についてデータがなかったので、権利条約がどれだけ知られているかということをお調べしてみると、国が昨年行った児童の権利に関する条約の認知度等調査では、大人でも聞いたことがないという人が47パーセント、名前だけ聞いたことがあるという人が33パーセント、内容を少し知っている、よく知っているというのは合わせても20パーセントで、大人の5人に1人しか知らないというのが現状です。子どもたちにも学年ごとに調査されていますが、中学生では、聞いたことがないというのが57パーセント、名前だけ聞いたことがあるというのが25パーセントです。内容を少し知っている、よく知っているは合わせて18パーセントでした。権利の当事者である子どもの多くが、権利について知らされておらず、理解されていないのが実態です。子どもをめぐる状況を解決させていくには、誰もが子どもたちに、特に子どもたちに直接関わる大人が、子どもの権利についてしっかり認識することが不可欠だと思います。

今年、条約批准から30年ということで、さまざまな団体が普及のためのキャンペーンに取り組んでいます。町としても、先ほど答弁していただいたように、これまでさまざまな事業で条例を普及してきていますが、改めて町民の中にどこまで権利条例の内容が浸透しているのか検証して、条例が町の空気のように位置づくまで、普及の手だてを取っていくことが必要ではないかと思います、どこまで浸透しているのか検証していく必要性はどのようにお感じでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） アンケートを取ったという先ほどのお話がありましたけれども、それを聞いていて、条約名を知っているかとか、内容を知っているかということは、私は大した問題ではない、知っていることにどれだけ意味があるのかなと思っているところです。

ですから、先ほど申し上げたように、この子どもの権利条例四つあります。「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」とあります。これは、子どもとして持っている権利ですよということなのですが、それを子どもが主張するというのはなかなか難しい話なのです。そうではなくて、大人が、こういった権利を子どもが持っているのだよ。つまり人として、一人の人間としてきちっと扱ってあげると、敬意を表して扱ってあげるということが、私はこの趣旨であると思っていますので、そこを一条一条どうだという話ではなくて、この条例の内容を浸透させていくことが一番大切であろうと思っています。

ただ、これは、一朝一夕に根づくものではない。確かに年数はたっておりますけれども、毎年繰り返していても、少しずつ徐々に浸透したかなというぐらいしか、なかなか効果がないものだという、そういう認識を持っております。だからこそ、毎年繰り返しのように、各事業を実施しているということでありまして、引き続きこれはやっていかないとならないと思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 条例をつくっている自治体が、今、増えていますけれども、つくっている自治体の中では、何年かごとに条例がどこまで認知されているか、意識調査をしながら推進しているところもあります。例えば、川崎市では、市民への意識調査を3年ごとに行いながら、権利の普及に力を入れています。子どもの権利に関する行動計画を随時作成して取り組んでいたり、子どもの権利委員会という機関をつくって、子どもに関する行政の施策を、子どもの権利の視点から、子どもや市民参加で検証して推進しています。その実践を通して得られてきた変化として、子どもの参加が進展することによって、子どもの自己肯定感が強まり、子ども同士、子どもと育ち学ぶ施設の職員との豊かな関係が広がりつつあり、子どもが社会を構成する大人のパートナーとして自律的な力を得ている。また、子どもの参加が進展しているところでは、大人が参加する子どもの姿とその力を見ることによって、子どもに対する見方が変わり、育ち、施設の職員や行政職員の子どもへの向き合い方も変化しつつあると述べています。

権利をどれだけ知っているかが重要ではないというようなことを言われたのですが、まず知るところから始まるのではないかなと私は思います。定期的に検証する仕組みをつくって普及していったらどうかと思います。子どもの権利委員会をつくるまで行かなくても、例えば幕別町で行われている次世代育成支援対策地域協議会、毎年1回会議を開いているかと思うのですけれども、ここで権利条例の普及の到達や、今後の普及のための対策について毎回議題にしていく、またそれを町民にも知らせていくということも、一つかと思いますが、そうした定期的に普及について検討する場を設けていく仕組みをつくるということについては、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今おっしゃられた次世代の会議の中で、委員さんから意見を伺う、あるいは民生児童委員の方から意見を伺うということは、これはやられることでありますので、そういったところはどの程度認識をされているのか、町民の方が認識をされているのかということは、把握可能なかなと思いますし、確かに条例をつくってつくりっ放しというのは、これはちょっと情けない話でもありますので、その辺の何パーセントという話ではなくて、どのぐらい浸透しているか。先ほど申し上げたように、条例の中身を知っているかということは私は大した問題では、条例一条一条を空で言えることがいいかといったら、そういうことではないと思っています。というのは、日本国憲法、空で言えませんよね。でも、憲法でうたわれている権利だとか義務だとか、それは一切分かっているわけで、私は似たようなところはこれあるのだと思います。

ですから、これは子どもを一人の人間としてきちっと尊重してあげる、そういう意識が根づくことが一番大切であろうと思っています。その辺の浸透度については、今言ったような会議などを通してつかんでまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 毎年できることを位置づけていくという点では、答弁で、例えば小中学校の学

級懇談会などでお話をしているとか、これまでの一般質問の答弁で、PTA 総会などでお話ししているというふうにありましたが、ちょっと私は保護者として毎年参加していますが、あまりそういう話を聞いたことが記憶にないのです。やっているところもあるかもしれないのですが、全てで行われているわけではないと思います。毎年そういった場では、必ず保護者が集まるので、また保護者のお子さんが大きくなったり、新しいお子さんが生まれたりということで、どんどん世代が変わっていくので、短時間でもそうした機会に必ず言及してもらおうということを位置づけるなど、具体的に毎年できることを組み込んでいくことが、子どもの権利の認知や意識化につながるのではないかと思います。そういった工夫はできないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは権限外ではありますが、そういった要請を、その時々懇談会によって、時間の取り方がいろいろまちまちだと思うのです。ですから、必ず毎回やってくれというのは難しいかもしれませんが、そういったなるべくそういう子どもの権利条例に関する話題を説明してあげる、周知を図るといったことを、町部局からも要請をしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 逆に言うと、もう保護者が直接聞ける場はそこしかないので、ぜひ位置づけていただきたいと思います。

世界子どもの日である11月20日を、子どもの権利の日として位置づけて、イベントや講演会などを行っている自治体も多数あります。幕別町も子どもの権利の日を制定するなどして、定期的に意識化されるような仕組みをつくってはどうか、今までの話とも関連しますけれども、定期的に意識化されるような機会をつくっていくために、そういう日を設けるということについて、検討する考えはないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 実質的に日を設けているのと私は同じかなと思ってまして、その日に、特に強化日として、実際イベントも併せてやっているわけなのですが、ほんの少し拡充してやるということは可能だというふうに思いますので、そこは工夫をしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 提案としては、例えば毎月19日、教育の日があります。例えばそこを権利条例の日についても触れる機会にするとか、プラスアルファだと大変なので、できることからということで、そういうことも考えられるのではないかなと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

自治体やさまざまな団体が、権利条約の普及のための資料をつくっています。あちこちで活用されている、「なんでやねん！すごろく」というのがあるらしいのですけれども、ご存じですか。そういう工夫をもしているところがあります。またユニセフも、子どもの権利条約カードブックというのを作成して、カードを切り取って、みんなで話し合いながら楽しく権利条約を学べる資料などを作成しています。そうした資料をお知らせしながら、活用を呼びかけたり、町としても何回かに1回は町民向けの講演会なんかもやってほしいなと思うのですが、どうでしょうか。講演会などについて検討いただけませんか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） せっかくの提言をいただきましたので、検討させていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 期待したいと思います。

特に学校において、子どもの権利の考え方が依然として十分根づいていないということがあちこちから指摘されています。実際、頭髪規制などはじめとする不合理な校則が、近年になって改めて問題化していることや、教職員による不適切な言動や理不尽な指導、性犯罪などがしばしば起きていることは、子どもの権利についての認識が一番大事にされるべき学校で、十分認知されていないことの表れだと思います。

セーブ・ザ・チルドレンが2022年に実施したアンケート調査によれば、これも子どもの権利について内容までよく知っているという回答した教員は、2割に過ぎなかったという結果がありました。ちょっとこれも衝撃だったのですけれども、全く知らない、名前だけ知っているという回答した教員は、合わせて3割と、子どもの権利に関する教員の理解が依然として不十分なことも明らかになっています。幕別町の先生方は、そんなことはないと思うのですけれども、幕別町の先生方がどういった認識の状況にあるかというのは、把握されているのか、どうですか、何か分かるものがあればお願いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 町内の教職員の方が、どの程度認識をされているのかというようなことでありますけれども、正直つぶさに調査をして、その確認をしているという状況ではありませんので、その状況については十分把握はしておりませんけれども、答弁の中にもありましたけれども、毎月校長会議、教頭会議やっている中でも、そういった話をする、もしくはその話を持ち帰って各学校で研修を重ねていただく、そうしたことに取り組んでいただけるように、教育委員会としてもできる限りの支援をしてまいりたいと考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 先ほどの教員に対するアンケートで、子どもの権利としてふさわしい内容を複数選択で答える質問に対して、遊ぶ、休む権利と、意見を聞かれる権利というのを正しく選んだ教員は、約6割だったそうです。子どもの権利は、子どもが基本的人権として無条件に持っているにも関わらず、子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる、誤った認識を持っている教員が27.6パーセント、4人に1人いたという結果も出ています。学校で、子どもの権利の認識をどう工夫してつくっていくのか、教員の先生方も毎年入れ替わりもありますけれども、町に赴任してくださった先生が、町の権利条例を学ぶという機会は、先ほどちょっとちらっと校長会とあったのですけれども、全体の教員が学べるような機会はあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 全体のというのは、ちょっと現状ではないのかなとは思いますが、いずれにいたしましても、この町にそういう条例があるから、ないからというようなことではなくて、子どもに対しての人権を尊重するということについては、日々といたしますか、常にそういった意識の中で子どもに接するというのは大事なことでと考えておりますので、そうしたことを、先ほどと同じになりますけれども、校長、教頭を通じて、しっかりと研修なりを積んでいただくということに努めたいと考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 先ほどの子どもの権利に対しての正しい認識が、ちょっと教員の中で驚くほど弱いといえますか、そういった結果が出ているなどは思ったのですけれども、こういった結果に対して、どのようにお感じですか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） その調査結果を私は直接見ていないので、何ともコメントしづらいところではあるのですが、そうした現状にあることについては、ちょっと憂えるところはあるかなというふうに思います。そうならないような環境をどうやってつくっていくのかということは、検討していかなければいけないのかなと思っています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 最初に紹介しましたこども家庭庁の意識調査では、子どもの権利の認知向上のために必要だと思うことは何かという問いに対して、子どもも大人も、子どもたち自身が学校で子どもの権利について学ぶ時間をつくると答えた人が70パーセントから80パーセントと、一番高かったそうです。また同時に、課題として適切な教材がないという声も多かったそうです。

幕別町では、先ほどの答弁の中で、社会科や道徳などの時間で考える時間を持っているということ

でしたが、子どもたちに学年別のリーフも配布していただいているかと思います。例えば、そのリーフを使った授業の実践例だとか、子どもの権利の絵のコンテストがありますけれども、それを例えば学校のクラスとして取り組んでいるクラスがあるとして、その取組の際に権利条例の内容をみんなで学びながら絵のイベントに取り組んでいると。例えば、そういった実践があれば、そういうクラスの実践を交流できるような、そういうことができれば、さらなる学校での普及につながるのかなと思うのですが、そうした実践の交流の機会は持たれているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） このパンフレットを活用した実践例ということですが、毎年4月の校長会議の際に、小学校5年生と小学校3年生を対象に、こちらの子どもの権利に関する条例のパンフレットを配布しております。学校では、先ほどもちょっとお伝えしていますが、社会科や道徳の授業などにおいて、教科書で人権の関係ある際に、パンフレットを活用しながら、四つの権利について説明するなど、人権の尊重などを、子どもの権利、理解を求めるように活用しております。また、ほかにも総合的な学習とかキャリア教育、そういったあらゆる教科のところに関連しておりますので、あらゆる場面で活用しております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 活用の、実践の交流ができるような仕組みは特にはないのですか。活用しているのはそれぞれ、それを交流し合えば、お互いこういうことができるなという発想も湧くのかなと思うのですが、そういうことも一つ案としてお話ししたいと思います。

今ユニセフが、学校現場でなかなかこの権利の普及が滞っているということ、アンケートの結果も受けて、学校、教育現場での普及に力を入れることが必要だということで、2年前、学校で子どもの権利を生かす上での大切なポイントを知らせる実践例など、資料をつくっています。子どもの権利を大切にす教育、先生のための実践ガイド、これは表紙だけですけれども、こういった冊子や、子どもの権利条約を学級運営に生かそうという、これも表紙だけ、ちゃんとパンフレットがあるのですけれども。あと、子どもたちと一緒に権利が守られた学級づくり、私たちの学級検証をつくってみようとか、こういった教材も紹介しています。ぜひ、学校で子どもたちが権利を学んだり、声が活かされる機会がもっとつくれないかと思うのですが、その学校での取組の必要性また可能性について、お考えがあれば伺います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 先ほど学校教育課長が申し上げた本町での取組だけではなくて、今、酒井議員がおっしゃられたような他の自治体での取組も調査研究しながら、今後において取り組むことができるのかを検討してまいりたいと思っています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 分かりました。

次に、「子どもたちの声をまちづくりに生かす取組は」についてですが、本当に答弁の内容をお聞きしまして、たくさんまちづくりに子どもの声を生かそうという取組がされてきたのだなということを実感しました。ただ、なかなかまだ子どもたちの出されてきている声が、町民の中にも返ってきて、町民もその声を受けて一緒に何か実現するという、何か普通に暮らしていると、町政に子どもたちのこんな声が反映されているというのが、なかなか見えづらい状況があるかなと感じています。

例えば、清陵高校の先生が、町長に子どもたちの考えをまとめた提言を出したのだけれども、出して終わってしまった、何か一つでも取り入れて実現してもらえれば、子どもたちの意識も変わるという声もお聞きしたことがあります。また、議会が行った意見交換会で、中学生2人が参加してくれ、天候を気にせず遊べる本町での遊び場が欲しいという声があったのですけれども、例えばそういった声も、改めてもうちょっと丁寧に聞き取って何か形にしていくと、そういうような、もう一歩踏み込んで、子どもたちが声を出せば、何か変わっていくかなと思えるような経験をつくっていく必要がある

と思います。

子ども声を大事にしようという町の姿勢が、町全体の空気づくりにもつながっていくと思いますので、このまちづくりにどう子どもたちの声を生かしていくか、もう一步踏み込んで検討していただきたいと思います。これはちょっと答弁は結構です。

子どもたちの権利のことを考えてきましたけれども、今の子どもたちの状況の深刻さを考えますと、条例の理解を広げることは待ったなしだと思います。子どもの権利の普及は、子どもたちの幸せのためというのはもちろんですが、誰もがお互いの人権を尊重し合える町、生きやすい社会をつくっていくことにつながると思います。

国連子どもの権利委員の大谷美紀子弁護士は、人権教育は子どもから始めることが重要としつつ、子ども自身が自分の人権を知り、一人の人格として尊重され、尊厳を持って扱われ、他人の人権を尊重することを学ぶには、家庭、学校、地域で、子どもに関わる全ての大人の考え方、言葉遣い、態度、行動の中に人権が根づいていくことが必要です。子どもの人権に焦点を当て、子どもの人権教育を進めることが、社会の変革につながると指摘しています。そういった位置づけを持って、積極的に子どもの権利を普及していく取組に力を入れてほしいと思います。

二つ目の質問に移ります。

今回の文科省の通知に対して、全国でも混乱が起きているという報道がありました。特別支援学級を希望していたけれども、半分以上通常学級で過ごしているのも、通常学級への移行を決断せざるを得ないということも起こり得ると思います。そうした場合に、通常学級についていけるかと不安を抱える児童生徒や保護者も出てき得ると思います。授業数でどちらのクラスにするか画一的に決めてしまうことが、子どもたちのためになるのかなと疑問に思うわけですが、そして実際に撤回した自治体もあるそうです。実際、通知の運用が自治体ごとや学校ごとでばらばらとお聞きしています。幕別町がこの通知を取り入れると判断した理由を、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 答弁の中でも申し上げておりましたけれども、この通知におきましては、改めて目安が半分以上ということで明確化されたものです。ただ、こうした考え方は、従前から国から示されておりまして、令和2年の通知ですとか、令和3年には手引でも同様の考え方を示されておりまして、本町においては、これまでと変わらない考え方で、このような取扱いでやってきたというものであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 国は今回の通知を出した理由として、特別支援学級において、障がいの状態や特性および心身の発達の段階等に応じた指導を、十分に受けていない事例があることが明らかになったからと、答弁でもお話しされましたが、幕別町でも実際にそういう課題があったということでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 本町においては、国が指摘するような十分な指導体制などを整えない中で、交流ですとか、共同学習に重きを置いた対応をしていたというような事例はないと考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 私も特別支援学級で段階に置いた指導を受けられなかったというお話は、自分の周辺では聞いたことがないです。そして、逆に丁寧に柔軟に対応してもらってありがたいと、できる時間は通常学級で一緒に学ぶとか、その日によってお子さんの状況も変わりますので、対応してもらっていると聞いています。実際、一人ひとりの困り事はばらばらですし、その日その日その子の状況も変わる。まして一年を通せば、どんな成長を遂げるか分からない、そこを今柔軟に先生方が対応してくださっているというふうに思います。その現状に何か問題があったという認識ではないということですかね。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） おっしゃるように現状においては、障がいのある児童生徒の特性ですとか、困り感を十分把握をして、その上での対応として、交流ですとか、共同学習の授業時数と、特別支援学級での授業時数のバランスを見ながら対応しておりますので、そうした問題あるような対応についてはなかったのかなと考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 管理職の担当教員また保護者に丁寧な説明をして、理解してもらって今進めているということなのですが、そうして取り入れている学校でも、改めてやっぱり状況、今後も見、子どもたちの状況がどうなっているか、子どもたちの声も含めて見て、子どもたちにとって最善の対応をして、ちょっと画一的ではなく、状況に応じた対応を引き続き取っていただきたいと思うのですが、そういった柔軟な対応をしていただく考えはありますか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 柔軟なという表現が適当なのかというのはありますけれども、何より大切なのは、先ほど申し上げたように、障がいのある児童生徒の教育的なニーズを十分把握をして、必要な支援ですとか指導を行うことで、最終的には、将来において自立した社会生活を送っていただくことが大事であると考えておりますので、そのような将来的の子どもさんの社会参加を目指した特別支援教育について、取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 保護者の方からは、突然といいますが、来年からはこういうふうを考えていますというところで説明を受けて、ちょっとびっくりされたという話もありました。意図が分からないといいますが、それが子どもの幸せにつながるのか、それでいろんな実態が、その通知も一律に学校に下ろすことせずに対応しているところもあります。改めて保護者が混乱するような可能性がある、対応するべきだったのかということも、ちょっと検証していただきたいなと思うのですが、池田町の教育長が、去年の5月にこの通知に疑問を投げかけるような考えをホームページに載せておられました。それぞれの町の考えがあると思いますので、幕別町での考え、今回の検証しながら考えていただきたいと思います。

最後ですけれども、特別支援教育に対する今後の充実に向けて考えていることですが、小学校では支援員もたくさん加配していますけれども、まだ現状の人数では、特に小学校の低学年の先生方からは、十分子どもに対応し切れないのだという声をお聞きすることが度々あります。教育委員会にはそうした声が届いているかどうか、検討していることがあるかどうかお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 支援員の考え方だったのですけれども、現在、幕別町特別支援教育支援員は、当初予算のときに、各学校に困り感のある子どもさんだとか、そういったものを取りまとめております。町では、一定の配置の基準に基づいて算定をしながら配置をしているのですが、やはり各学校からの要望がかなりありますことから、こちらのほうでも精査しながら対応しているところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 声が届いているということでしたので、ぜひ検討を進めてほしいなと思います。やっぱり子どもたちに十分対応し切れていないということは、子どもたちの状況を十分酌み取れていないということにつながっていると思うので、ぜひ検討をしていくことを求めたいと思います。

以上で、質問終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩をいたします。

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○11 番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

高齢者支援について。

現在、我が国では高齢化が急速に進行しているが、高齢化社会においては、長い高齢期を個人がいかに不安なく生き生きと過ごすかということが大きな課題になっている。

さらに今後、高齢者の身寄り問題等が深刻化する懸念があり、単なる高齢者のための福祉や医療のみならず、健康、雇用、生きがい、コミュニティ・ボランティア、まちづくり、住宅等、広範囲にわたる社会のあり方が問われていることから、行政の役割は大きなものと認識しています。

そこで、以下について伺います。

1 点目、認知症対策について。

（1）2024 年 1 月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（通称「認知症基本法」）が施行されたが、努力義務とされた市町村認知症施策推進計画について、本町の実情に即した具体的な施策は。

（2）認知症基本法には予防についても盛り込まれているが、発症しない 1 次予防、早期発見・早期治療の 2 次予防、認知症の進行を防ぐ 3 次予防がある。特に発症前の段階である軽度認知障がい（MCI）の対応が重要であるが相談、受診についての現状は。

（3）認知症に寄り添う「ユマニチュード」についての認識と推進する考えは。

（4）今後、認知症への理解を深めるための普及啓発について推進する考えは。

（5）「認知症月間の 9 月」と「認知症の日の 9 月 21 日」（正式には「世界アルツハイマーデー」）の取組の考えは。

2 点目、ひとり暮らしの高齢者の見守り体制について。

（1）令和 5 年度末の 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者数、男女別比率および今後の見込みは。

3 点目、身寄りのない高齢者のサポートについて。

（1）入院、施設入所における身元保証は。

（2）終活支援の具体的な取組と相談体制は。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「高齢者支援について」であります。

団塊の世代全てが 75 歳以上となる令和 7 年が近づく中、22 年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となるなど、生産年齢人口の減少が加速し、高齢化は今後さらに進行していくことが見込まれています。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口によると、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の前期高齢者となる令和 22 年には、総人口が 1 億 1,283 万人で、65 歳以上の高齢者人口は 3,928 万人、高齢化率は 34.8 パーセントになると推測されております。

本町におきましても、国立社会保障・人口問題研究所並びに幕別町人口ビジョンを参考に推計した結果、令和 22 年には高齢者人口が 9,400 人を超え、高齢化率も 40.8 パーセントに達することが見込まれ、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者も増えていくことが予想されます。

このため、町では、第 6 期幕別町総合計画において掲げた「みんながつながる 住まいる まくべつ」という目標の下、地域の実情に応じた体制の構築と計画的な施策を推進するため、本年 3 月に第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画として「幕別町高齢者保健福祉ビジョ

ン2024」を策定したところであります。

ご質問の1点目、「認知症対策について」であります。

一つ目の「2024年1月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（通称「認知症基本法」）が施行されたが、努力義務とされた市町村認知症施策推進計画について、本町の実情に即した具体的な施策は」についてであります。

国が先月8日に公表した認知症高齢者数将来推計によると、65歳以上の高齢者人口がピークを迎える令和22年時点で、全国の認知症高齢者数は約584万人であり、高齢者のおおよそ7人に1人の割合で認知症になると見込まれており、認知症の前段階とされる軽度認知障がい（MCI）の高齢者数約613万人を含めると、高齢者のおおよそ3人に1人の割合となります。

町は、本年3月に策定した「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の中に新たに認知症基本法で定める「認知症施策推進計画」の項目を設け、本年度から令和8年度までの3年間の計画期間における具体的な施策として、一つには「認知症に関する理解促進」、二つには「認知症の予防」、三つには「適時・適切な医療と介護の提供」、四つには「認知症の方や介護者への支援」を四つの柱として認知症に関する施策をまとめたところであります。

一つ目の柱である「認知症に関する理解促進」については、まちづくり出前講座や普及啓発イベントの実施などを通じて、認知症に関する知識や理解の普及啓発を進めるほか、認知症の方やその家族を見守る応援者の養成のための認知症サポーター養成講座の開催、交通機関や金融機関、小売業などにおける認知症の方へサポートを行う認知症バリアフリーを推進するなど、理解促進に努めるものであります。

二つ目の柱である「認知症の予防」については、特定健康診査や健康づくり講座、一般介護予防教室の開催により認知症の予防に取り組むものであります。

三つ目の柱である「適時・適切な医療と介護の提供」については、地域包括支援センターでの相談受付体制を維持するとともに、医療や介護、地域の支援機関をつなぐコーディネーターの役割を担う認知症地域支援推進員の同センターへの配置、医療との連携による認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期対応、地域ケア会議の開催など、認知症介護の対応力の向上に取り組むほか、認知症疾患医療センターの紹介などの情報提供に取り組むこととしております。

四つ目の柱である「認知症の方や介護者への支援」については、認知症カフェに対する支援のほか、認知症の方や家族、地域の住民や関係機関などがチームを組んでサロンを開催するなどの活動に取り組む「チームオレンジ」を通じて、認知症の方の社会参加の促進に努めるほか、虐待防止と権利擁護の推進、徘徊高齢者家族支援事業や介護用品等給付事業など、介護者への支援に取り組んでおります。

二つ目の「認知症基本法には「予防」についても盛り込まれているが、発症しない1次予防、早期発見・早期治療の2次予防、認知症の進行を防ぐ3次予防がある、特に発症前の段階である軽度認知障がい（MCI）の対応が重要であるが相談、受診についての現状は」についてであります。

軽度認知障がいとは、以前と比べて物忘れが多いと感じる場合や、家族等の周りの人から物忘れを指摘されることが多くなった場合など、認知機能低下の自覚があるものの、日常生活は問題なく送ることができている、健康な状態と認知症の状態の中間の状態であり、運動や食生活などの対策を行うことで健常な状態に移行し得る状態であります。

町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう包括的・継続的な地域包括ケアを進めるために、幕別町地域包括支援センターを設けており、直近3年間に同センターが受けた相談件数は3,790件で、そのうち認知症に関するものは413件、率にして10.9パーセントでありました。

主な相談内容は、親が物忘れが増えてきて心配している、保険証や貴重品の紛失が増えてきているなど、家族からの相談がほとんどであり、軽度認知障がいの説明をするとともに、医療機関への受診勧奨のほか、介護予防教室などへの参加の勧奨、デイサービスなどの介護サービスの紹介を行っております。

三つ目の「認知症に寄り添う「ユマニチュード」についての認識と推進する考えは」についてであ

ります。

「ユマニチュード」とは、人間らしさを取り戻すことを意味するフランス語の造語で、1979年にフランスで生まれたコミュニケーション・ケア技法であり、我が国では2014年頃から普及啓発が始まりました。

介護を必要とするさまざまな人に対して有効に実践でき、ユマニチュードにより、介護される人の認知行動や心理症状の改善に加え、介護する側の負担感の改善などの効果が報告されております。

我が国では、国内におけるユマニチュードの普及・浸透、研究を目的に、令和元年7月に一般社団法人日本ユマニチュード学会が設立され、5年度からユマニチュード認証制度が始まったところであり、現在、全国で3事業所が認証施設となっております。

ユマニチュードについては、道内でも一般社団法人北海道認知症グループホーム協会で開催されるなど少しずつ認知され始めた取組であり、町内の介護事業者も研修に参加したことがあるとお聞きしております。

ユマニチュードは、ケアを通じて、自律、自由、平等、博愛の実現を目指すもので、この考え方は、「支え合う地域共生社会の実現」を基本理念とした「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024」の趣旨と一致するものでありますことから、関係機関による地域ケア会議などを通じて、ユマニチュードを含め、認知症に対する理解の促進や情報共有に努めてまいりたいと考えております。

四つ目の「今後、認知症への理解を深めるための普及啓発について推進する考えは」についてと、五つ目の「認知症月間の9月」と「認知症の日の9月21日」の取組の考えは」についてであります。

認知症の早期対応を実現するためには、本人だけではなく周囲の方が認知症の兆候に早く気づくことが重要であり、そのためには認知症に対する正しい理解と適切な対応が必要となります。

町では、昨年度、認知症をテーマとしたまちづくり出前講座を2か所で開催し、合わせて22人の参加があったほか、認知症サポーター養成講座を13回開催し、受講者数の合計は239人となり、本年3月31日現在で2,610の方が認知症サポーターとなっております。

本年度におきましては、引き続き出前講座や認知症サポーター養成講座を開催するほか、認知症施策推進計画に掲載しておりますように、認知症月間である9月には、普及啓発イベントとして、パネル展の実施やVR認知症体験会などの開催、「認知症の日（9月21日）」を広報に掲載するほか、町内事業者などの認知症の方と関わる機会が多い職種などと連携して、認知症に関する理解促進に取り組んでまいります。

ご質問の2点目、「ひとり暮らしの高齢者の見守り体制について」であります。

一つ目の「令和5年度末の65歳以上のひとり暮らしの高齢者数、男女別比率および今後の見込みは」についてであります。

本町における本年3月31日現在の住民基本台帳登録者のうち、65歳以上の単身世帯数については2,710世帯であり、男性780人、率にして28.8パーセント、女性1,930人、率にして71.2パーセントであります。

しかしながら、この中には特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、高齢者向け賃貸住宅の入居者が含まれておりますことから、より生活の実態を表している国勢調査における65歳以上の単身世帯は、平成27年は1,251人であり、男性355人、率にして28.4パーセント、女性896人、率にして71.6パーセント、直近の令和2年は1,511人であり、男性467人、率にして30.9パーセント、女性1,044人、率にして69.1パーセントでありました。

今後の見込みについては、ひとり暮らしの高齢者数を正確に把握することは困難であります。少子高齢化や核家族化が進行している現状を踏まえると増加していくものと考えております。

次に、ご質問の3点目、「身寄りのない高齢者のサポートについて」であります。

一つ目の「入院、施設入所における身元保証は」についてであります。

高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢者の単独世帯が増加してきており、特に高齢期には、医療機関への入退院や施設への入退所などの重大な機会に直面することも多く、その際に、身寄りがない、

家族がいても身近に頼れる人がいない方の増加を背景に身元保証等の高齢者サポート事業を行う事業者が増加しております。

しかしながら、主たる利用者は高齢者であり、サービスの内容も医療機関への入院や介護施設への入居時における連帯保証や死亡・退去後の身柄の引取り、葬儀の手配、家財道具の財産処分など、多様かつ複雑であることが多く、費用体系も明確でないため、利用者と事業者の間でトラブルが発生する一方で、現在こうした事業者を規律する法令等はありません。

このため、国は本年4月19日に、契約書を作成することや提供したサービスを記録し保存することなど、事業者が留意すべき事項をまとめた「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（案）」を示し、先月18日までパブリックコメントが実施されたところでもありますことから、町といたしましては、国の動向を注視しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の「終活支援の具体的な取組と相談体制は」についてであります。

「終活」とは、一般的には人生の終わりに向けた準備のことを意味し、具体的には「最後の迎え方や葬儀の希望などをエンディングノートに残しておく」「財産の整理を行う」などの活動をいいます。

幕別町地域包括支援センターにおける昨年度の総合相談のうち、終活に関する相談は23件であり、相談の内容は、成年後見に関するものが12件、お墓や葬儀に関するものが7件、相続に関するものが3件、土地資産に関するものが1件でありました。

また、令和4年度には、終活について考える講演会を開催したほか、高齢者の現状に応じて配食サービスや緊急通報システムの設置、SOS ネットワークなどを通じて高齢者の安否確認を実施しております。

このほか、町は社会福祉協議会に後見実施機関業務を委託しており、令和5年度の後見実施機関業務における相談件数は20件であり、具体的には成年後見制度の利用や日常の金銭管理、相続、死後事務事業についての相談などを受けているところであります。

町といたしましては、人口減少・少子高齢化が進行する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域の見守り体制を支援するほか、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、安心して相談いただける体制の確保に引き続き努めてまいります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

まず、認知症対策についてであります。国は2025年には高齢者が5人に1人が認知症を有する可能性があるのではないかと推計をし、40代、50代の働き盛りでも発症し、いつ誰が認知症になっても当事者や家族が安心して暮らせる環境づくりが課題であり、私たちにとっても身近なものになっています。

そこで、本年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の構築であります。基本法は基本的施策が八つ掲げられておりますが、本町において第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画、いわゆる福祉ビジョン2024ですが、これの中で全てがクリアをされているのか。重層的な推進計画が策定はされたと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 町のほうでは、認知症基本法における基本的施策、確かに八つございました。その中で、それぞれ認知症の推進計画には記載はしているのですが、例えば1番の認知症の人に関する国民の理解の増進に関するものにつきましては、町の施策においては、出前講座や認知症サポーター養成講座、認知症ケアパスの推進、パネル展などの普及啓発イベントという形で対応させてもらっています。

そのほか、2番、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の促進につきましては、認知症地域支援推進員の設置、SOSの見守りネットワーク、徘徊高齢者家族等支援事業などなど、八つの項目につ

いては全て今現在ちょっとご答弁できないですけれども、全て網羅しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 今、課長がおっしゃったように、八つのこの項目の中で、今ちょっと質問が前後してしましますが、町の施策四つの柱の中で、若年性認知症の対策がちょっと薄いのではないかなと感じたのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 若年者の基本的な対策につきましては、さきの第8期の中でも載せてはいたのですけれども、それについては継続して載せております。

さらに、次の質問にも関わってくるのですけれども、特に自分の認知度を測るというか理解してもらおうための取組、気づきだとか、そういったところを大変重視しております。そのため、認知症の予防も含めて、若年者対策について能力テストですとか、脳きたえ～る塾も含めて、あと特定健康診査や健康づくり講座などを含めて、早い段階から予防に努めていくという考え方でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） このビジョンを見ますと、若年性認知症対策の中では、若年性認知症支援コーディネーターが配置されている北海道認知症コールセンターの窓口を紹介しますということで、すごく軽く書いているのですけれども、町の中でできることをしながらその窓口につなぐというようなことが考えられないのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 町では、当然町の中でできることはしていくのですけれども、やはり専門的な医療機関と連携をしていくことが必要でございます。そのため、特に大江病院さんを通じて連携を図りながら、そういった方につきましては、なるべく医療機関につなげていく取組を考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 若年性認知症も働き盛りということもありますので、少しでも進行を抑えるという意味で、町でできることというのは知れているかと思うのですが、その中でも町でも取り組んではいただきたいと感じるところであります。

また、この基本計画は、認知症当事者、ご家族のご意見などが反映をされているのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 市町村の認知症の施策の推進計画をつくるに当たりましては、ニーズの把握方法というところで、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施や、あと介護予防生活実態調査の実施、また、意見交換においては、介護保険の運営協議会、医療の方だとか保険の方だとか、町民の方も構成員となっておりますけれども、そういった方を含めた意見交換の場、あとは、これは基本のことなのですけれども、家族からの相談や訪問、こういった町内の介護施設や医療機関など多職種との連携などにつきましては、常日頃、地域包括支援センターの保健師がいろいろと相談業務とか訪問して請け負っていますので、そういった方の意見も踏まえて作成しているところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、当事者や、また、ご家族の意見なども反映されているということで計画がされたということで安心したところであります。

では、2番目の質問なのですけれども、認知症の予防について、発症前の段階の軽度認知障がい(MCI)の対応についてなのですけれども、ご相談があったということで、これまで行政としては認知症対策を講じてきていますが、これまでの実施した施策に対して、認知症予防に向けた取組について見えて

きた効果と課題についてお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず課題につきましては、これにつきましては本町の実情にも関わってくる  
ところではございますけれども、特に少子高齢化の進行により、高齢者人口が増加して、高齢化率も  
増加しています。また、高齢者の増加とか長生き、寿命の延長だとか、そういったことによって、認  
知症になる方もやはり増えてきています。当然、予防などに努めているのですけれども、それらの部  
分については、どうしても出てきてしまうというところはございます。

あと、もう一つの課題については、さきの日常生活圏域ニーズ調査において、認知症に関する相談  
先を知らないという方が、やはりまだ多数いらっしゃいました。ですので、こういったところにつ  
きましては課題かなと理解しております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 我が町は三極化しておりますので、本町と、また札内と、そして忠類という地  
域を考えましても、さまざまな課題が出てくるのではないかなと感じますが、新たな法の下、今後、  
新たな施策実施、これまでの施策の充実を図っていく必要があると私は感じます。認知症の特効薬が  
開発されていない現在、認知施策でも最も力を入れなければいけないのが予防にあると思います。

認知症は、何らかの脳の病気によって記憶力など認知機能が低下し、仕事や日常生活に支障を来し  
た状態です。最も多いのがアルツハイマー病です。認知症になる一歩手前の段階、MCI です。MCI は正  
常な状態と認知症の間であり、記憶力や注意力など認知機能に低下が見られるものの、日常生活に支  
障を来すなどのない状態を表します。65 歳以上で MCI の人の割合は 15 から 25 パーセントと推定され  
ておりますが、気がつかないままになっている人も少なくないと考えられております。

そこで、本町として、ご家族が気軽にご相談ができる体制、先ほどもご家族が相談に来られている  
ということですが、その相談の後、受診経過やその後についても関わっているのかお聞きいた  
します。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） これ、先ほど答弁でございましたように、相談件数等については認知症の方  
も含めて多くの方が来ております。その後、数はちょっと今手元にございませぬけれども、認知症の  
医療機関への受診、また、介護予防教室への参加、あとはデイサービスとか、そういった介護サー  
ビスの利用等につなげているケースがございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 私が言うのは、ご相談をいただいて、そのときはお答えをしますよね。そして  
こういうふうなということはお答えを思うのですけれども、その後のことが私は重要だと思  
います。一人を大切にするという、町民を大切にするという意味から、顔が見える、信頼のできる相談  
窓口になっているのかをお聞きしたいところでありますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 相談を受けたものにつきましては、必ず情報として共有する形にしておりま  
す。当然、その方たちというのは、医療機関への紹介もしますし、介護予防教室に参加などをする形  
にして、保健師がその後も継続的につながるような形で対応しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） そのところが一番聞きたかったところで、やはり相談の窓口に来て相談のお  
答えをしてと、それで終わりなのではちょっと冷たいのかなと感じますので、その方が最後の最後ま  
で本当にうちの町で暮らせるような思いとして、やはり顔が見える、信頼のおける、気軽に相談がで  
きる窓口になっているのだなと理解をしたところであります。

では、3 番目のユマニチュードについてのお伺いですが、フランス語で人間らしさを取り戻すこと  
を意味します。認知症のケア技法のことですが、優しさを表す言葉であり、人間らしさを形にした介

護のことですが、日本では2014年頃から普及啓発が始まりました。本町としても、普及があまりされていない状況ではないかなと感じるのですが、その点について、町としては住民の方にどのように理解を広めていくお考えか伺います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今、議員おっしゃるとおり、ユマニチュードにつきましては、日本でも始まったばかり、特に北海道においても、正直言うと、この数年、少しずつ取組が紹介されてきた状況でございます。私たち、実際に介護事業所へ勤めている方に聞き取りを行ったところ、こういったことは知っている。ただ、研修会があればそういったものに参加をするという形で、まず事業者の方々につきましては、そういった取組を引き続き情報共有していきたいと思っています。

ただ、あと議員おっしゃるとおり、次に町民の方に対してどのように周知していくかということになりますけれども、これにつきましては、私たちのほうも、広報だとかホームページ、あとは特に今回につきましては9月に認知症月間がありますので、そういった中で情報発信していきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） このユマニチュードは、あまり聞き慣れない言葉であったのですが、2014年から日本では普及啓発が進められているということで、もう10年もたっているのですが、なかなか初めて聞いた方もいらっしゃるかと思うのですが、決して難しいことではないのですよね。見る、話す、触れる、立つということで、本当に日常の生活で人間らしさと優しさに基づいた介護の仕方なので、決して難しいことではないので、町民の方にも分かっただけのような広報の周知の仕方を進めていただきたいと思います。

次に、4番の認知症への理解を深める普及啓発についてと、五つ目の認知症月間の9月と認知症の9月21日の取組ということでまとめてご答弁いただいたのですが、ここでは認知症サポーター養成講座など、これまでも取り組んでまいりましたが、コロナなどで実施が難しい状況でもあったこととは認識はしておりますが、今年、先ほど課長もおっしゃいましたように、9月には認知症の取組をするということでおっしゃっておられました。令和5年から開催数が13回行われたということで、239人の方が受講をされたということでありましたが、これは広報やなんかで周知はされたのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 認知症サポーターの養成講座の開催につきましては、昨年度は広報の7月号、それと令和6年の2月号で、サポーター養成講座の受講生を募集という記事を掲載させていただきました。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 昨年の7月の広報に掲載をしたということは、13回ということは、その前からもやっていたということになりますよね。そのときは、載せなくても養成講座を受けられた方がいらっしゃるということでよろしいのでしょうか。

それで、この養成講座ですけれども、養成講座も、要請があったら町のほうから出かけるということが多いうに、町内会や老人会、学校、職場などへ出向いていくということが多いいのではないかなと思います。そうなるとなかなかその場所に行けない方もいらっしゃるかと思うのですが、広く町民にお知らせするには、やはり広報しかないのかなと思います。もう少し広報に載せ方なども工夫されたほうがよろしいのではないかと感じますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 認知症サポーターは、事業所の方だけでなく広く町民全ての方がサポーターになっていただくというのが、やはり理想でございます。そのため、議員おっしゃるとおり、昨年度は確かに4月から介護事業所ですとか、学童とかも含めて実施してきました。今年度につきましては、そういった工夫というのは引き続き、今、これから町民の方が広く参加しやすいような周知の仕

方というのは考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） もう1点、すみません、聞き忘れましたが、本町では小中学校の児童生徒へのサポーター養成講座などは行っているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 昨年度の例で言いますと、清陵高校ですとか、小学生は学童等につきまして、6回実施してきたところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 小中学校でサポーター養成講座を行っているということで、ちょっと私もそこまでは認識が足りなかったのですけれども、これからの若い人たちに認知症ということを理解してもらうためには、このようなことを、養成講座を何回も回数を重ねながらしていくことによって理解が深まるのではないかなと思います。共生社会の実現に向けて、今後このような取組は、どんどん取り入れていくべきではないかと思います。

また、チームオレンジの活動が、我が町ではどのくらいされているのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） チームオレンジの取組につきましましては、現在ではチームオレンジとしては開催はしておりませんが、今後は認知症サポーター養成講座を受講した方を中心にして、認知症カフェの企画などを含めて考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 資料によりますと令和5年度まで実施はしていなかったということで、この第9期の目標として、3チームということで活動する目的で掲げておりますが、これ3チームはいらっしやるのですか。お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） チームオレンジの取組につきましては、高齢者保健福祉ビジョン2024の新項目として掲げたものであります。この中で目標チーム数3と書いてありますけれども、今3チーム間違いなくあるということで掲げたものではないのですけれども、ただ、今、課長からも答弁あったように、認知症サポーターのボランティアスタッフであったり、事業所に声かけをしていって、その中で3チームを目標に、チームオレンジの取組として地域づくりを進めたいというものであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 理解ができました。では、これから3チームを何とか目標にということになりますね。分かりました。

それでは、令和6年度の認知症サポーター養成講座は、令和6年度の開催の計画がされているということですが、今の時点で、いつくらいの予定と、また、参加目標、現時点で決まっておりますらお示しいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 現時点では、具体的にいつやるだとか、何を目標にするという考え方はございません。今後、認知症月間、9月なのですけれども、実際には7月からいろいろ取組を考えております。そして、そういった中で今後の目標というのを考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 今もう6月も終わる頃なのですけれども、その中で、9月に絶対やらなくてはいけないということではないのですけれども、いろいろなことがあるのでなかなか厳しいかと思うの

ですが、9月にと先ほど課長おっしゃいましたので私もお聞きしたのですが、9月に行うのに今このもう6月の末時点でのどのくらいかということもまだ決めていないということは、なかなか弱いのではないかなと感じますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 先ほどから私、9月と述べているのですけれども、9月は認知症の強化月間という意味合いで述べているのであって、サポーター養成講座を9月にやるという意味合いでございません。ただ、年間を通じて、今、確かにおっしゃるとおり6月なのですけれども、今年度の中で実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 今年度ということは、来年の3月までということですよ。期間がありますけれども、このように認知症基本法も新たにということで力が入っているわけでありますので、うちの町も高齢化がこれだけ進んでいる中で、認知症に対する、高齢者に対する思いもしっかりと進めていただきたいなと思います。

また、9月に向けて認知症のパネル展なども計画をしているということではありますが、このパネル展なんかももちろんそうですし、講演会なども高齢者にとっては聴きに行けるという、町内会とか学校とかだけではなくて、講演会を一つの町として進めていくということも、興味が湧くというか、自分に置き換えることができるということもあると思うので、そのような講演会などは、映画上映などの予定もされていないのかお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 講演会については、現在は考えてはございません。今回、特に考えていきたいのは、認知症の方はやっぱり我々が見ている世界と違うような世界があるものですから、当然、認知症の方と接するとき、認知症の方がなかなかうまくいかなくて、それに対していらいらしたりしないだとか、認知症の方はどのように見えているのですとか、認知症の方はどのように感じているとか、そういった認知症の方の世界を、まず一般の健常者の方が知ってもらいたいという考え方になっています。そうすることで、認知症の方に接するときも怒りやすくなったりしないで、この方はこういった認知症なのだということを理解してもらうような人を多く増やしたいと考えておりますから、そういった世界を体験できるような体験会などを実施していきたいと考えています。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 今、課長がおっしゃったことは、先ほど述べたユマニチュードですよ。本当にユマニチュードということがそこに当てはまるのではないかと思います。本当に認知症に対して理解を深めていただくということを、町として進めていただきたいと思います。

それでは、2番目のひとり暮らしの高齢者の見守り体制についてをお聞きいたします。

ひとり暮らしというのは、お独り様とも呼ばれ、単身高齢者は全国でも大変増えているということでもあります。ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしの認知症の高齢者の方も増加をすると予測されております。

そこで、ひとり暮らしの高齢者の特有の課題として、認知症の進行に伴い、日常生活の動作や家事を自力で対処することは難しく、生活の質の低下や事故やトラブルのリスクなどが高まっております。そこで、本町としてどのような支援がされているのかをお伺いいたします。今後増加していくことが目に見えておりますので、これまで以上の支援策を考えなければいけないと感じるところではありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 町では、これまで認知症の方というよりは、むしろひとり暮らしの方も含めて、見守りを中心に実施してきたところがございます。その中で、食の自立支援ですとか、お元気ですか訪問、あとは緊急通報装置設置事業、また、SOS ネットワークの事業、これにつきましては、本

人だけではなくて、地域の事業者も含めて地域全体で高齢者の方を見守っていくという取組を進めてきたところがございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） そういうところとつながっている方は、本当に安否確認やなんか企業がして、新聞屋さんがしてくれたりとか、食事をお届けしたりということではあるのですが、そうではない方が一番問題ではないかなと感じます。

その中で、地域の中には民生委員さんがいらっしゃいますが、現状、民生委員の方も高齢化してたり、なり手不足で担当地区を何か所も掛け持ちで担当していたりと、なかなかコミュニケーションが取りづらいなどという声も伺っております。このような事案について、町としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 民生委員活動の関わり方なのですけれども、現状では主任児童委員を除いて民生委員だけで考えますと 60 地区を見ていただいているところでありまして、その地区をそれぞれまたいで担っている方というのは今いない状況でありまして、公区はまたがっているところはありますけれども、定めた地区に関しては、その地区にそれぞれ 1 人必ず配置はしております。

ただ、おっしゃられるように、確かに民生委員さんが訪問する中でも、全てのところに行けるかといえますと、そこは対応し切れない部分もあるかと思えます。まずは、避難行動要支援者ですとか、やっぱりそういった支援の必要などを中心に戻っていただいているところでありまして、その先の広がっている部分につきましては、民生委員の対応だけではちょっと難しいところがありますので、そこは町の職員なり、ケアマネジャーの対応などの中でも対応を考えていきたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） ぜひとも、きめ細やかに対応していただきたいと思えます。

それでは、ひとり暮らしの高齢者や後期高齢者のみの世帯を対象とした生活実態調査などは、うちの町ではされているのかお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 介護予防の生活実態調査の関係かと思えます。これにつきましては、ひとり暮らしに限定したものではありません。一定の年齢の方を対象にした高齢者の生活実態を把握するために毎年実施しているものでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） 毎年うちの町ではされているということで、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯ということも考えますと、例えば奥様が一緒には住んでいるのだけれども認知症、ご主人が 1 人というようなこともあるかと思うので、そういうところの生活実態などもしっかりと把握していただくことによって、大分安心や、また、不安なども防げるのではないかなと思えます。

また、ひとり暮らしの高齢者や後期高齢者のみの世帯なのですけれども、うちの町では急病や緊急時の対応として、高齢者緊急通報システム事業や緊急医療キットなども配布されていますが、高齢化率が上がる割には新規につけるようなところが少ないのではないかなと感じたのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 緊急通報装置設置事業の関係だと思いますけれども、設置する数と、あと取り外しの数があるものですから、全体として高齢者数は増えているのですけれども、設置台数につきましては、この数年、3 年間ほどですけれども、あまり変更ございません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） では、不安がないないからつけないのかなというふうにもちょっと理解はするところではありますが、ちょっと納得がいかないところもあります。

最後になりますが、最後の質問で終活支援の具体的な取組と相談体制ということで、我が町でも終活に関する相談が 23 件ほどあったということではありますが、この終活の相談というのも二通りあるのではないかなと感じます。相談の内容、成年後見制度に関する相談はそちらでできるのですが、そうではなくて低所得者が自分の死後、事務をどのようにするかという不安がすごくあるという相談を受けますが、終活情報登録伝達事業というのが、今、東京でもすごく進んでいるということでもあります。うちの町でも、ひとり暮らしの不安があるような方には、緊急連絡先、エンディングノートの保管場所とか、葬儀・納骨の生前契約先、お墓の所在地などを記載したような登録制度を設けるのはいかがかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 今の登録制度の話でありますけれども、現段階においては、そこは今のところでは考えてはいませんけれども、先ほど町長も答弁にもありましたように、国においてはガイドラインの策定を進めているところでもありますので、町としましては、そのガイドラインの情報収集、それに努めながら、今後、高齢者からの対応の中では、成年後見制度も含めてさまざまな情報提供を行えるようにしていきたいと考えています。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） ちょっとご紹介したいのがあります。自治体の終活支援について実態調査を行った高崎経済大学の八木橋慶一教授によりましたら、このエンディングノートを配布する自治体は 300 近くもあるということでもあります。そして、そこに記載されていることから町としてもすごく安心ができる、また、引取り手のない遺骨が少なくなるというようなことがあったということでもありますので、このようなことも今後検討していく必要があるのではないかなと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 今、全国の事例のお話もいただきましたので、どういう形が可能なのか、そこは町としても研究してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11 番（岡本眞利子） では、認知症においては、地域で支える体制を強化し、きめ細やかな対応と推進をしていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、16 時 25 分まで休憩をいたします。

16 : 15 休憩

16 : 25 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、野原議員の質問が終了するまで時間を延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、野原議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○9番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

1、アイヌ文化拠点施設の充実を。

アイヌ文化拠点施設は、実施設計の概要が示され本年度から本格的に工事が行われます。設計段階から各団体と協議し進められ、2026年度から展示館棟と宝物堂が公開開始となり、併せて生活館棟でも情報発信や来館者へのガイダンスの役割を担っていくことになっています。

施設の基本理念では、「先住民族であるアイヌの人々の誇りを尊重し、その文化を伝承するための活動を推進するとともに、訪れた方がアイヌ文化及び歴史に触れ、学ぶことでアイヌ民族に対する理解を深め、交流を促進することを目指す」としています。

アイヌ民族に対する理解を深めていくには、江戸時代から明治政府に至るアイヌ民族の位置づけ、特に明治政府になってから同化政策として、アイヌが培ってきた言葉も文化も奪い、アイヌを「旧土人」として蔑視してきたことへの認識が必要です。

また、アイヌの人々が先住民族として法的な地位と権利を求め続け、2019年5月に「アイヌ新法」が施行され、法律として初めて先住民族として明記されたことなどを学ぶことができる施設になることが重要と考えます。

以下、次の点について伺います。

（1）常設展示・企画展示について。

①アイヌの人々が意思決定に参画していくことは。

②同化政策の歴史について理解を深めていく手だては。

（2）学校教育、社会教育でアイヌ民族の自然への考え方などを学び、町民とともに文化施設として充実させていくことは。

2、ふるさと館の今後の方向性は。

ふるさと館は1979年（昭和54年）に町の歴史資料を保存、展示する施設として開設されました。展示物は町民から開拓時代に使われた道具などが寄贈され、生活実態がリアルに再現されるなど、開拓時代の先人たちの生活の厳しさが如実に伝わってきます。

ふるさと館の事業としては、郷土史研究会、ジュニアスクールなどの運営を行っていますが、施設は老朽化しており対応が必要と考えます。

以下、次の点について伺います。

（1）ふるさと館の施設、事業内容の評価は。

（2）老朽化している施設の今後の方向性を検討すべきでは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「アイヌ文化拠点施設の充実を」についてであります。

令和元年5月、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律、いわゆる「アイヌ施策推進法」が施行され、市町村は政府が定めるアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針に基づいたアイヌ施策推進地域計画を作成することにより、アイヌ政策推進交付金の交付を受けることが可能となったものであります。

本町では、令和4年3月に幕別町アイヌ施策推進地域計画を策定し、4年度から8年度までの5か年の計画で、アイヌ政策推進交付金を活用した各種事業に取り組んでいるところであり、アイヌ文化の伝承・情報発信と交流の拠点として、アイヌ文化拠点施設の整備を進めているところであります。

ご質問の1点目、「常設展示・企画展示について」であります。

展示館棟については、常設展示室、企画展示室、収蔵庫を配置しますが、このうち、これまで蝦夷文化考古館で展示保存してきた、吉田菊太郎氏寄贈の資料と、ふるさと館に展示している安東ウメ子氏寄贈の資料のうち、特に貴重な資料については、常設展示室での展示とし、道内外の博物館等との

連携協力による特別展示などの開催は、企画展示室の活用を予定しているところであります。

一つ目の「アイヌの人々が意思決定に参画していくことは」についてであります。展示館棟の常設展示の内容については、幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会をはじめ、公益社団法人北海道アイヌ協会の方々などが参画する展示シナリオ会議を令和4年度に3回開催し、常設展示の内容や展示構成などのほか、展示に係る衣服、民具資料の複製方法等についてご意見をいただいたところであり、それらを参考に、令和5年3月、「幕別町アイヌ文化拠点空間整備展示基本計画」を策定したところであります。

いただいたご意見の中では、特に、幕別アイヌ協会とマクンベツアイヌ文化伝承保存会の会員の方から、常設展示はアイヌ文化のすばらしさ、美しさ、楽しさなど、親しみやすいイメージから始まる内容にしてほしいとの要望があったことから、基本計画における展示室の構成を、幕別に受け継がれてきたアイヌ民族の歴史・伝統文化をはじめ、現在の伝承活動の様子などについて紹介する内容から始まる構成としたところであります。

本年度は、この基本計画に基づき展示館棟の実施設計を行います。設計に当たっては、引き続き、アイヌ関係者の皆さんからご意見をいただきながら進めるとともに、特別展示の内容につきましても、アイヌ関係者の皆さんと十分に協議をした上で進めてまいりたいと考えております。

二つ目の「同化政策の歴史について理解を深めていく手だては」についてであります。

「幕別町アイヌ文化拠点空間整備展示基本計画」では、「アイヌ民族の歴史、伝統文化、伝承への取組」を展示テーマとし、常設展示室を「ようこそ幕別アイヌの世界へ」「身近に存在するアイヌの文化」「アイヌ民族の歴史」「アイヌ民族の伝統文化」「チロツライブラリー」の五つのゾーンに分類しております。

既存の他の博物館や資料館では、展示の多くがアイヌの伝統文化を中心に扱っておりますが、常設展示室の「アイヌ民族の歴史」ゾーンにおいて、アイヌ民族が歩んできた歴史を展示し、「アイヌ民族の伝統文化」ゾーンでは、アイヌ民族のすばらしさ、現代につながるアイヌ伝統文化の継承に焦点を当てた内容とし、多くの方々にアイヌ民族の歴史や伝統文化などについて学ぶ機会を提供してまいります。

ご質問の2点目「学校教育、社会教育でアイヌ民族の自然への考え方などを学び、町民とともに文化施設として充実させていくことは」についてであります。

はじめに、学校教育では、平成29年の学習指導要領の改訂により、小中学校共に、社会科において、先住民族であるアイヌの人々の独自性を有する伝統や文化に触れるよう記載されており、アイヌに関する教育の充実が図られたところであります。

また、同じく学習指導要領において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の一つとして、地域の博物館等の積極的な活用が示されており、これまでも小学校では蝦夷文化考古館やふるさと館を見学し、アイヌ民族の歴史や文化に触れてきましたが、アイヌ文化拠点施設の完成後においては、アイヌ語講座や刺しゅう、木彫り等の体験のほか、アイヌの人々から直接、先住民族としての歴史や文化を学ぶなど、多文化共生社会の理解に向けた教育活動の場として活用してまいりたいと考えております。

次に、社会教育では、アイヌ文化拠点施設を活用し、保存食や儀式の際に出すアイヌ料理の材料となるオオウバユリやヒシの実などの採取体験講座や採取した材料を使ったアイヌの伝統料理講座のほか、周りにある自然の中から材料を調達して製作するチセの復元体験講座などを開催し、大自然と共生したアイヌの知恵を学ぶことができる取組に努めてまいりたいと考えております。

このほか、事業の推進に当たっては、アイヌの方々を講師とする事業を企画し、さまざまな世代がアイヌの方々と直接交流することで、伝統や文化をより深く理解しつつ、お互いを尊重し認め合える機会となるような空間となることを目指してまいります。

次に、「ふるさと館の今後の方向性は」についてであります。

ふるさと館は、「自然とそこに生きる人間の関わり合いを明確にする」をテーマに、開拓時代から

伝わる貴重な品々をはじめ、私たちの町の歴史を長く残すことを目的に、昭和 54 年 10 月にオープンした施設であります。

ご質問の 1 点目、「ふるさと館の施設、事業内容の評価は」についてであります。

ふるさと館は、本町が自然とどう関わって発展してきたのかを見詰め直そうとの町民の願いが発端となり整備された施設であり、現在、十勝開拓のため入植した依田勉三が率いる「晩成社」の小作人住居である「きまり小屋」の実物大復元家屋や、農作業が機械化される前の脱穀機や直播機、さらには電気を使わない冷蔵庫、縄編機など、町の歴史を知ることができる約 1,200 点の貴重な資料を展示しております。

また、資料の単なる展示だけではなく、展示場を「目でみる幕別町のあゆみ」や「幕別の自然に学ぼう」など七つのゾーンに区分し、幕別町・十勝川・歴史・自然・人間、それぞれがどう関わってきたかを基本に、町の歴史について学習することができる施設であり、郷土の歴史資料を保存・展示する施設としては、北海道の中でも比較的早くに開館しており、長年にわたり社会教育施設として大きな役割を果たしているものと認識しているところであります。

ふるさと館の事業としては、毎年、町民を対象に十勝管内の「史跡巡り」を行っているほか、小学 5、6 年生を対象にした「ふるさと館ジュニアスクール」では、集団生活の中から協力や助け合いの心を育むとともに、ふるさとや先人の苦勞と知恵を理解することを目的に、サケの稚魚放流や砂金掘り、化石発掘などを実施しており、子ども大人に限らず、ふだんの生活や学校では体験することができない、自然や歴史についての学びの場としての役割を果たしているものと評価するところであります。

ご質問の 2 点目、「老朽化している施設の今後の方向性を検討すべきでは」についてであります。

ふるさと館の整備については、平成 27 年 3 月に策定した「(仮称)幕別町郷土文化資料館整備等基本構想(案)」で、新たな郷土文化資料館として、蝦夷文化考古館とふるさと館の機能を併せた施設を蝦夷文化考古館敷地に新築、または蝦夷文化考古館を敷地内で新築するとともに、ふるさと館についても別の場所に新築することを併せて検討することとしていたものであります。

施設の整備につきましては、基本構想(案)を踏まえて検討を行ってまいりましたが、有力な財源のめどが立たない中で、令和元年 5 月にアイヌ施策推進法が制定され、アイヌ政策推進交付金が創設されましたことから、当該交付金を活用し蝦夷文化考古館と千住生活館の機能を併せ持つアイヌ文化拠点施設を整備することとし、ふるさと館については、改めて検討するところとあります。

ふるさと館の今後の方向性につきましては、建設から 54 年が経過しておりますが、多額の費用を費やしての大規模な改修等だけでなく、既存の学校教育施設や社会教育施設などを活用することを含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(寺林俊幸) 野原議員。

○9 番(野原恵子) 再質問をいたします。

まず 1 点目、常設展示・企画展示につきましてですが、①の「アイヌの人々が意思決定に参画すること」、ここでは、答弁では「アイヌ関係の団体の方、それから他の団体の方からの意見も反映させて展示内容を考えている」ということでした。これは、町サイドだけではなく、アイヌの方々の意見をしっかりと聞いて進めているということではあるかと思えますけれども、私は、まだもっと多くの方の意見を取り入れることも大事ではないかと思っております。

千歳市では、2019 年に幕別町に先駆けて、千歳市のアイヌ施策推進計画が進められております。その中では、和入、和民族も含めまして保存会の会員ですとか、小学生を含む家族を対象といたしまして、意見交換、それを数回実施しまして、多くの意見、要望を推進法に取り入れて活動の取組を行っているということでした。ここではやはり幅広く町民の要望を取り入れることによりまして、多くの意見を酌み上げて、それを展示ですとかそういうところに反映させていくことができると思うのです。そのことによりまして、アイヌの方々だけでなく町民に広くこの施設を周知することになると思ひ

ます。そのことがやはり、この幕別町にこういう貴重な資料があって、そして新しい施設ができる、そしてみんなでこの文化施設を大事にしていこうということが、スタートから町民に周知する一つの大きな手だてになると思うのですね。

まだまだこの38号線に、古い考古館ですけれども、あるということを知らない町民も中にはいたということもあります。古くからあるのですけれども、やはりまだ周知されていないという現実もありましたので、そういう点でもスタート時点から町民と協力してつくり上げていく、これが大事ではないかと思うのですが、これからの計画の中に、そういう手だても取っていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今いただきました質問であります、展示の基本計画が終わってきておりますが、その段階におきましては、幕別のアイヌ協会ですとか、マクンベツアイヌ文化伝承保存会、そこにアイヌの方々ばかりではございませんで、一般の方々もいらっしゃいます。さらに、北海道アイヌ協会の役員の方とかいろいろな方から意見を聞いてまいりました。この後、展示の実施設を進めていくのですけれども、そこではいろいろな方々の意見を取り入れながら進めているのですが、基本としてはアイヌの方々の思いをその展示に反映させていただきたいなというところで今進めているところであります。

事業の周知につきましては、その展示の実施設とは別に、いろんな機会で皆さんに周知できるようにしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 町民に広く愛される文化施設、ここもやっぱり重視していく必要があると思うのです。今、前段で質問された方もおりますけれども、50年、100年、この施設がきちっと生かされていく、そういう点でも、住民が本当に大切な施設だという思いもしっかりと広げていく、これが私、大事なかなと思うのですよね。

ずっと私たちも早く新しい施設をと求めてきました。学芸員も配置されております。そこが、町の姿勢も伝わるところかなと思って、大変うれしく思っているわけです。ですから、それをしっかりと町民と共有していく、スタートに時点からそういう視点で行くということで、ぜひ小学生ですとか、中学生ですとか、高校生ですとか、そういう方たちも含めて計画の中にきちっと意見を組み入れていく姿勢を持っていただきたいと思います。

答弁いただきます。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、現段階におきましては、施設の建設はまだ始まっておりませんが、この計画が認定されて、令和4年度から5か年の計画を立てたところであります。

その中では、広く住民の方にこの建物ですとか、アイヌの方の考え方を知っていただきたいということで、年間3回ほど講演会を開催してきました。こちらはかなり好評で、幕別の図書館であったり、札内の百年記念ホールであったり、忠類の福寿の施設を使ったりして講演会を開催してきましたが、定員を超えるぐらい多くの方に参加していただきました。

小学生、子どもたちに向けては、4年度からアイヌの方々の伝統的な木の皮から糸を紡いでアットゥシという着物を作るということの座学を行いながら、その糸を紡ぐのに必要な木の植樹も行いながら、理解と内容について広く周知してきたところであります。2か年におきまして、各学校のほうを回りました、実際に植樹に至らなかった学校もありますけれども、大半の学校では座学と植樹を行っているところであります。今後におきましても、こういった事業は継続していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番(野原恵子) 次に移ります。

②の「同化政策の歴史について理解を深めていく手だて」についてなのですが、この点につきましては、1899年に北海道旧土人保護法がつくられました。

この旧土人保護法は、言うまでもなく、アイヌの人々を日本の国民に同化させる目的で、土地を与えまして農業を奨励するすとか、医療、生活扶助、教育など、保護対策を行い、アイヌの人たちの暮らしを変えていってしまう、そういう制度でありました。それで、アイヌの協会の方々が、この保護法を廃止したい、廃止してほしい、アイヌの人たちの生活をしっかりと守ってほしいということで1984年に運動を起こしまして、1997年、13年かかりまして、この旧土人保護法が廃止されまして、アイヌの文化振興法の制定に至りました。ここでは、伝統的な文化だけに焦点を絞らんだ、そういう案でありました。

その後、2007年に先住民族の権利を求める国連宣言が採択されました。

そして翌年、日本でも衆参両院でアイヌの方々を「先住民族」、初めて認めて決議をいたしましたけれども、先住権は認めておりません。

それで、2019年にアイヌ新法がつけられました。ここでは、初めて先住民族として認められたということなのですね。この先住民族ということに對しまして、北海道大学アイヌ・先住民研究センターの北原教授は、先住民族とは、単なる先住を意味するものではなく、近代国家によって一方的に統合されて権利を剥奪された民族を指す用語であり、アイヌはまさにそうである、このようにおっしゃっています。そして、歴史的な不正義の結果がずっとこのまま継続していくことを繰り返し強調されている。ちょっと飛んでしまうのですが、こういう法律の中で、先住民族は近代国家によって統合されて、権利を剥奪され、その結果、差別も生まれてきたということでありまして、この北原教授の、続きなんですけれども、こういう歴史的な不正義の結果がずっと継続していることが繰り返し強調されないと、いつまで昔のことを文句を言っているのだという反発になってしまうという、こういう発言もあるのです。ここは、後で私ちょっと質問の中に入れていたと思うのですが、まずは先住民族ということなのでも、答弁の中で、先住民族であることをきちっと教育の中に入れていきたいという答弁があったのですが、この先住民族の理解をきちっと認識して、教育の中でも、この施設の展示の中でも、明らかにした展示にしていけないと、言葉だけ先住民族というのは、なかなか理解できないと思うのです。ですから、その辺の理解を十分に周知できるような展示になるのかどうか。この展示は、アイヌ民族の歴史ゾーンの中では入れられていくのかなと私は理解したのですが、その関連はどのように捉えているのでしょうか。

○議長(寺林俊幸) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(石田晋一) 今、お話いただきました、アイヌの方々の歴史ですよ。一言では語れないぐらいいろんなことがあったと認識しているところであります。そういった全ての歴史を展示する中で、学ぶ場を提供していきたいなというのと、アイヌ民族の歴史に関しては、すばらしい文化伝承されてきているものも多々ありますので、同化政策というか、負の歴史ばかりを取り上げるのではなくて、そういったことも歴史は歴史として学びながら、今すばらしい文化を持って、北海道で生活してきたということも展示のほうで行っていきなと考えています。

○議長(寺林俊幸) 野原議員。

○9番(野原恵子) 私は、この差別の問題ですとか、先住民族のことですとか、そこを強調してほしいと言っているのではないのです。アイヌ文化はすばらしいですよ。それは重々承知の上で、そういうところも皆さんに見ていただきたい、文化を継承していきたい、それは当然のことです。それだけでは、アイヌの人たちが歩んできた歴史をきちっと認識して、そして答弁の中で、尊重し合いながら暮らししていける、そういう社会を目指していくと答弁されておりますけれども、そこを抜きにしてお互いに尊重し合いながら生活していくとはならないのではないかと、私は思うわけです。ですから、そこを強調するというのではなくて、展示の中にそういうところもきちっと組み入れて理解してもらい、そういう展示にしていくべきではないかという、そういう思いでお話をしているのです。

だから、そのためには、先住民族ということをしっかり理解していく。その中には、やはり近代政府によりまして、アイヌの人たちが本当に大変な暮らしをされ、そして差別もされてきたという事実があるわけですから、そこを強調するというのではなくて、しっかりそういう部分も知ってもらって、アイヌの人たちの文化もしっかり広めていく。文化をそこに展示するだけでは、そういうものを解消することはできないと私は思うものですから、そういう視点できちっと展示の中に組み入れていくということが必要ではないかという質問ですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 今、野原議員のお話にもありましたように、確かにこの北海道の開拓の歴史の裏側で大変苦勞された生活を強いられて、苦しみと悲しみの歴史があったというのが事実だと思いません。そうした事実を伝えるという大切さがあるということは、十分認識をしております。そういった一方で、苦しい生活を強いられてきた中でも、伝統的な儀式ですとか独自の文化、そうしたものを現代までつないできたという、非常にすばらしい民族であるということも間違いのないと思っております。

これまでのアイヌ関係者の方のお話の中で印象的だったのが、アイヌ文化は自然との共生であると、争いを好まない寛容の精神を持っていると、こうした先進的な文化をつないでいってほしいというお話が印象的でありました。アイヌのためですとか和人のためとかではなくて、広く住民のためになる施設として整備してほしいのだというお話もありましたので、そうしたアイヌの方々の思いを、十分表現できるような施設として整備するべきであろうと考えております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 私も本当にそうだと思うのです。

そういう文化が今まで何というのですか、後継に追いやられていて、それをなかなか目の目に当たらなかつたという、それがやはり歴史の中で旧土人法がつけられてから今 120 年たっているのですけれども、その中でアイヌの人たちが、こういうことでは本当にアイヌの人たちが自立してしっかりと生きていかれないということで、運動の中でどんどん変わってきました。そして、世界的にも先住民族がおりまして、国連の中でそういう人たちの声も挙がってここまで来たのですね。

日本の場合には、先住民族と認められたけれども、まだ先住権をその人たちが生きてきたなりわい、それを認められておりません。ですから、これからまたアイヌの人たちも、そういう運動をこれから進めていくと思うのですね。そうすると、こういう文化施設の中身も展示の中も変わってくる可能性もあります。ウポポイはまだそこまで行っていませんから、私はこの答弁を見て、アイヌ民族の歴史、ここもきちっと位置づけていくという答弁はありましたので、これは前進しているなと思っております。ですから、こここのところの民族の歴史、そここのところに光を当てる、ほかの施設とはちょっと違う視点で展示もしていくのだなという光が見えてきました。ですから、私、そこを強調するのではなくて、全体を見た中でこの部分は避けて通れない部分だなというふうに思うのですね。そのことで、地域の人たちの差別ということが解消されていく方向に向かっていくということが、この施設の大きな一つの役割でもあると私は思っていますので、そういう視点で展示をしていくことが大事ではないかと思えます。

それで、この同化政策の中で、アイヌの人たちがアイヌ語ですとか、土地の所有権などが制限されて、アイヌは劣っていると近代国家が進めてきた結果、差別というのが行われたわけですから、その前はなかつたのですよ。ですから、その 120 年間の中でつけられたこの差別を解消していく手だてというのは、和民族のほうが人数が多いわけですから、そういう人たちの認識を変えていかなかつたら、私は解決しないと思えます。

それで、先ほど紹介いたしました北海道大学の北原教授は、この差別というのをなくすには、暴力とか暴言など目に見える差別だけではなくて、民族の違いによる劣等感、要するに、アイヌの人たちは土地の管理ができないですとか、そういうふうなことを押しつけられてきたことですとか、それから日本語の義務化だとか、土地の所有の制限だとかありましたけれども、そういうところを解消していくことによって、繰り返しそういう中で差別が起こってきたのだということを私たちが認識してい

くことによって、その差別というのが解消されていくのだと。長い時間がかかると思うのですけれども、そういう一つの手段として、このアイヌ民族の歴史のコーナーに全てをどんどん入れていきなという意味ではなくて、一つ一つ解消していく手だての展示が必要ではないか、そういう意味での質問ですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは町部局との施策とも関わりますので、そういう観点から私からお答えさせていただきますと思います。

野原議員がおっしゃることは、まさしくそのとおりでと思います。ただ、限られたスペースの中で、どこまでその事実、たどってきた歴史をうたえるかということは、私は限界があると思います。ただ、そういった、現に今アイヌ新法ができていますけれども、それが5年たって、今まさに見直しの時期に来ているわけです。アイヌ関係団体も、6点ほど問題点を挙げてこれ要求しているわけで、実際に動いているわけです。

私は、やっぱりアイヌ新法の中で、先住民族たるアイヌの人たちの権利が全く認められていないということが、一つ問題はあると思いますし、あと、差別禁止をうたっているながら罰則規定は何もないということは問題の一つであると思っていますし、その同化政策に対する反省の言葉も全くないという、そういった問題点が主にあるのかなと思っています。

これは今後、アイヌ新法の見直しは法律で5年たったらやるとなっているわけですから、その中でまずやっていくことが大事であろうと。それが変わらないと、幾ら我々が頑張ってもそこは及ばないわけで、頑張らないと言っていますよ、それは歴史をきちっとうたっていくことは必要である。ただ、やはり今、国会においてその議論がなされようとしているわけですから、ここはしっかり私は期待したいなと思っています。ですから、そういう中でそこが変われば、世間的に全く差別であるとか、同化政策に対する反省であるとか、そこは全く見る目が変わってくるだろうと思いますので、そこをまずしっかりやってもらって、我々は我々のできる範囲の中で、限られた中で展示をしていくということに努めたいということであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 町長の答弁、私、本当にそうだと。法律的には、アイヌ新法の見直しにきておりますので、そこに期待をします。それには、黙ってはいは変わらない。ですから今、アイヌに関わる人たちが、アイヌ新法のところに先住権を入れてほしい、そういう運動が今非常に後援会ですとか、研究ですとか、そういうものも今進められております。それは重々承知の上です。

ただ、今回、新しく施設ができるという中で、そういうものを全て私入れてくださいと言っています。少しずつでもその中に、展示の中に少しずつでも入れていく、そういうことが地域から、国に声を挙げていくという、そういうことにもなると思うのです。ウポポイでは、そこがちょっと弱い。それであつたら、新しくできたこの幕別町から、吉田菊太郎さんがああいうすばらしい展示を残してくれました。ウポポイでは、幕別にこういう資料がある、国宝級だといってケースに入れられて展示されているのです。ですから、そういうものが幕別町にあるわけですから、でしたらその施設の中にも、先住民族という位置づけをしっかりと示していく。大々的にだったら反発があるかもしれませんが、少しずつそういうことを周知していく手だてが必要ではないかという質問ですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはアイヌの方々と和人との関わり合いの歴史があつて、その歴史の事実というものはしっかり伝えていかなきゃならない。それが結果的に差別であつたりしているわけですから、私はそれは正確に伝える必要があるというふうに思っています。

ただ、どこまで表現できるかということは、こういう限られたスペースの中で、そのことばかりということはおっしゃっているとおりでありますから、そこは最善の努力をしなければならぬというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 限られたスペースの中でしっかり研究していただきまして、やはりそこは地域の方、幕別の町民の方、それから幕別のこの考古館、貴重な施設だということで、本州からも見学に来られるかたもいらっしゃるわけですから、そういう点では本当に大切な文化施設。文化施設というのは、人の心を豊かにします。だから、そういうことが町民の中に伝わって、子どもたちをしっかりと先住民族の歴史も知ってもらおう。こういう一つの拠点になると思うのです。

だから、私は本当にずっと質問してきましたけれども、新しくなるということに大変うれしく思っているわけですから、そこはいろんな方の意見を聞いて、研究をして、充実した文化施設にしてほしい、こういう思いで質問しているわけです。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） その考え方、別に私は異なっていると思っております。

やはり、これまで町においても、常設展示シナリオ会議というものをアイヌの人たちの協力をいただいて、どういう形がいいのだろうということも、重々これはアイヌの人たちが一番訴えたいところを、そこにエキスとして取り込んでいかなければならないわけでありますから、その気持ちも取り入れながら常設展示をやっていくということ。

それともう一つは、新しくなればいいという、もちろん喜ばしいのですが、私は今の蝦夷文化考古館、これに非常に価値を見出しておりまして、アイヌ民族の方が建てた資料館というのは、道内に三つしかないのですね。旭川と平取と吉田菊太郎さんが建てた考古館しかありませんので、ここも中にある収蔵物もさることながら、私財をなげうって建てたのだということも一つの歴史として表現する、そのために耐震改修をして保存をするということも、一つの我々の気持ちとしてアイヌ文化に対する、あるいはアイヌの人たちに対する尊敬の念を表したということでありますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 次に移ります。

次に、学校教育、社会教育の中でということでしたけれども、今、学校の中でアイヌ文化や何かもきちっと位置づけているということでした。これまでもこのように進められているということでしたので、またここで先住民族を出すとまた議論がちょっと時間がかかりますので、次に移ります。今までどおりしっかりと学校教育の中で進めていっていただきたいと思います。

やっぱり言葉って大事だと思うのですよね。ですから、そのことによってきちっと交流も深まっていくのではないかと思います。

次に、ふるさと館について質問をいたします。

今、いろんな事業計画されているということでしたけれども、史跡巡り、それから今ここに答弁の中にありました、事業の参加者、それと回数、分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） ふるさと館のほうで行っています史跡巡りではありますが、ここ5年ほどの実施した内容をちょっとお話しさせていただければと思います。

幕別町内にとどまらず、管内のいろんな史跡を学びたいということから行っております。令和元年度につきましては、音更町に行きまして、郷土資料館ですとか、松浦武四郎の歌碑ですとか、いろんなところを見まして、これは参加者19名おりました。

令和2年度におきましては、池田町で千代田えん堤、池田町発祥の地、利別市街ですとか青山団体、そういったところに行きまして見学してきたのですけれども、このときの参加者は18名でありました。

令和3年度につきましては、芽室町を予定していたのですけれども、コロナの関係でこのときは事業を中止しまして、引き続き令和4年度におきまして、芽室町への史跡巡りを行いました。西士狩神社ですとか、ふるさと歴史館とか、今の工場なんかも、明治乳業の十勝工場なんかも見えまして、このときで17名の参加がありました。

令和5年度、昨年度におきましては、清水町のほうに史跡巡りを行いまして、参加者15名いたるところでありまして、参加者からは、毎年楽しみにしておりますとか、ほかの町の歴史や文化なんかを学べる機会が非常によかったというふうな評価をいただいているところでもあります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 時間があつたら全部の事業の参加者などお聞きしたかったのですが、ちょっと時間がないようですので。

一つですが、幕別町内に史跡がありますよね。その史跡の掲示板がだんだん字が薄くて読みづらくなっていますので、新しく取り替えるか、それから改修するかで、分かるようにきちっとしていただきたいと思います。

それと、この施設なのでありますが、54年経過して老朽化しておりまして、私も時々ふるさと館行くのですが、中が暗くて、せつかくの資料があまり心に響かないのですよね。一つ一つ見ていくと、本当にいい資料だなと思うのですが、やはりそういうものも大事にしていくということでは、早く改修なり何らかの手だてが必要だと思うのですよね。

あそこにグランヴィリオがありまして、さまざまところから観光客なども来られると思うのです。その方があそこに行って幕別町のさまざまな歴史を見るとなつたときに、本当に先人たちの苦勞が伝わるだとか、そういうことになるのかな、かえって引いてしまうのではないかなと私思ってしまったものですから、その施設のこれからの方向性をどのように進めていくのか。ここに答弁はあつたのですけれども、もっと具体的に前倒しにしていくということが必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） ふるさと館の今後のあり方なのでありますが、現段階におきましては、考古館ですとか、今、千住生活館を国の交付金を使って改修しておりますが、ふるさと館につきましては、大きな費用を費やしてあそこを改修するという考えと併せて、ほかの学校教育施設ですとか、社会教育施設を活用してあり方を検討して、先ほども本当に答弁あつたとおりなのでありますが、考えていかなければいけないなというところで。具体的な考えは今持っていないのですが、そういうことを考えていく時期かなとは、前から思っているところではあります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 考え方を、今、具体的に持っていないということでしたけれども、新しい施設に、安東ウメ子さんの寄贈されたものがあちらに移りますよね。そのほかにさまざまな数千点の資料があるということですが、それをそのままに、計画を持たないでこのままにしておいてしまうと、本当にそれが生かされなくなるのではないかと思うのです。これはやはり先人たちのそういう苦勞が生かされていかない、そういうことになってしまうのではないかと思うのですよね。

ですから、早めに計画を持つことが必要ではないかと思うのですが、その点、教育長、町長のほうになるのでしょうか。その辺の計画もやはりしっかり持っていないと、資料としての歴史がつながっていかない。その点いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） ふるさと館だけではなくて、この蝦夷文化考古館のあり方についても、過去を遡れば、相当前から議会の中でも議論がされて、どうあるべきなのかということは、その都度指摘がされてきたのかなと思っています。

ようやく蝦夷文化考古館については、このアイヌ政策推進交付金を活用した形で、新たな施設の中で保存・展示ですとか、そこでのさまざまな活動をしていくということが実現できそうな段階になりましたけれども、次の段階にあつては、このふるさと館のあり方を検討していかなければならないと考えております。

財源的なこともありますので、複数の事業を同時にやることができれば、それにこしたことはない

のですけれども、その時々に応じた事業の選択を、財源のことも含めて検討していかなければならないと考えておりますので、答弁の中にもありましたように、今の施設のようなものをもともの考えの中にありました新築をするのか、既存の施設の活用を図っていくのかということについては、今後検討してまいりたいと考えています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 私も、道内研修でこのふるさと館のような施設を何点か視察したことがあります。そういうところでは、学校施設の利用なども結構されているのですよね。そうすると、教室っていっぱいありますから、そういうところで各用具や何かもきちっと整理して展示してあります。そういう中では、その町のそのほかの自然なども取り入れまして、そういう資料館にしているところもあります。

ですから、まだまだ研究の段階だとおっしゃっておりますけれども、これは待てない施設、先延ばしできない施設になってきているのではないかなと思うのですよね。先住民族のアイヌの資料館ができて、そしてそれ以降の新しい町民の苦勞、開拓してきたそういう歴史をきちっと保存していく施設、こういう流れの中でも一つの文化施設になると思うのです。そういう意味でも、しっかりと対策を取っていく必要があるのではないのでしょうか。そういう中で、ぜひそういうことも検討していただきまして、早急に手だてを取っていく必要があると私は思いますので、そういう点をしっかりと早急に検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 答弁の中にもありましたけれども、約1,200点の資料があるということで、具体的にどういったものがあるのかというのをリスト化して、重複しているものがあるのかどうかですか、そういうような今整理をしております。そういうような資料の内容の整理がされれば、施設の規模ですとかというのを改めて具体的な検討に入れるのかなと考えておりますので、加えて、先ほど申し上げましたとおり、今回のアイヌ文化拠点施設のような有力な財源があれば、また施設の整備についても前進するのかなと思っておりますので、そうした財源のことも含めて施設のあり方について今後検討していきたいと考えています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 私は、もう施設の資料の整理というのは既にされているのかなと思って、考古館つくるときにそういうのもきちっと整理していきますということを何か答弁もされてきたと思うのですよね。そこがちゃんとされていないということであれば、ますますこれちょっと課題が大きいかなと思いますので、この整理もまずしっかりして保存していくという、そういうことも考えていかなかったら駄目ですね。

あそこにある古い教科書や何かもきちっと整理されていなかった、私、最近ちょっとあれなのですけれども、そういう古い紙媒体や何かもきちっと整理して保存していく、そういう点も急がれますよね。そこのところもぜひ早急に検討していくことが必要ではないかと思います。その点についてもお答えください。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 先ほど申し上げましたとおり、作業については並行してこれまでも進めておりますので、そうした中で、重要度ですとかというような分類をしながらしっかりと整理してまいりたいと考えています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。  
なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

17 : 21 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和6年第2回幕別町議会定例  
(令和6年6月20日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
15 芳滝 仁    16 谷口和弥    17 藤原 孟  
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（3人）
- 日程第3 議案第48号 幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第49号 幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第50号 幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第51号 幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第52号 幕別町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第8 議案第53号 幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 日程第9 議案第59号 財産の取得について（教職員用パソコン）

# 会議録

令和6年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和6年6月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月20日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)  
議 長 寺林俊幸  
副議長 中橋友子  
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀  
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘  
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 芳滝 仁  
16 谷口和弥 17 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 笹原敏文 代 表 監 査 委 員 八重柏新治  
企 画 総 務 部 長 山端広和 住 民 生 活 部 長 寺田 治  
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁 経 済 部 長 高橋修二  
建 設 部 長 小野晴正 会 計 管 理 者 武田健吾  
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健 札 内 支 所 長 川瀬吉治  
教 育 部 長 白坂博司 政 策 推 進 課 長 宇野和哉  
総 務 課 長 西田建司 地 域 振 興 課 長 谷口英将  
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 住 民 課 長 佐々木一成  
防 災 環 境 課 長 半田 健 防 災 環 境 課 参 事 山岸伸雄  
福 祉 課 長 広田瑞恵 保 健 課 長 西嶋 慎  
農 林 課 長 密岡遼一 商 工 観 光 課 長 本間 淳  
土 木 課 長 香田裕一 都 市 計 画 課 長 松井公博  
学 校 教 育 課 長 酒井貴範 生 涯 学 習 課 長 石田晋一
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
事務局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
15 芳滝 仁 16 谷口和弥 17 藤原 孟

# 議事の経過

(令和6年6月20日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、15番芳滝議員、16番番谷口議員、17番藤原議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子） 通告に従いまして、2点について質問を行います。

1、ゼロカーボンの推進についてであります。

「地球沸騰化」と言われるまで気候危機は進行し、気象庁は今年の夏も高温が続くことを予測しています。

産業革命以来、人間の活動によって、長期に排出されてきた温室効果ガスは極めて深刻であり、2015年に採択されたパリ協定は「気温の上昇を2度より十分低く保ち、1.5度に抑える努力を追求する」ことを掲げ、2050年までに脱炭素社会の実現を目指しています。

しかし、昨年1年間の世界の平均気温は、産業革命時比で1.48度上昇（コペルニクス気候変動サービス発表）し、パリ協定の実行は待ったなしの現状です。

幕別町では、今年2月に「幕別町地球温暖化対策実行計画」を策定し、3月には「ゼロカーボンシティまくべつ」を宣言し、2050年までに脱炭素社会の確立を目指し、本格的に始動しました。

計画は、産業、業務、家庭、運輸、廃棄物の部門ごとの削減目標が掲げられ、森林吸収や都市緑化の推進目標も明示されています。まさに全町民挙げての一大事業であり、町民と計画を共有し、一体となった政策の推進が目標達成の要になると考えます。

実施には費用の負担も生じてきますが、町民の暮らしの現状は物価の高騰に加え、30年間経済が成長せず実質賃金は低下し、またコロナ禍の影響から脱し切れていない事業者も多数存在しています。事業を推進する中で仕事も雇用も生み出せる循環型の経済になることを期待し、以下具体的な取組を伺います。

（1）計画の住民への周知と協力についてであります。

①計画の策定において、住民の声をどこまで反映したのか。

②計画の住民への周知と協力の手だては。

③環境家計簿を普及する考えは。

(2) 2030年までの二酸化炭素46パーセント削減の具体化について。

①公共施設や公用車両など公共分野の取組は。

②個人事業者や住宅への太陽光発電機器設置等の普及と助成のための支援策は。

③再生可能エネルギーの取組は。

④森林吸収、都市緑化の取組は。

(3) 十勝圏全体で再生可能エネルギーの取組は進んでいるのか、また、現状と今後の見通しは。2点目、ごみ焼却の減量化を。

二酸化炭素削減には、生産活動によって生じる廃棄物や家庭から出されるごみの処分のあり方も問われています。

OECD加盟国34か国では、日本のごみの焼却率は一番高く、世界では資源化が趨勢とされています。

全国では、焼却せず資源化に取り組む自治体があり、幕別町においてもごみの焼却から資源化に本格的に取り組むとともに、焼却に係わる多額の費用を削減すべきであると考えます。町の考えを伺います。

また、幕別町は、廃棄物減量等推進審議会の議論を重ねています。取組についてもお伺いいたします。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「ゼロカーボンの推進について」であります。

近年、世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇や大雨の頻度の増加など、地球温暖化が要因と考えられる事象が発生しており、その原因は、人類の排出した温室効果ガスであることに疑いの余地がないとされております。

このような地球の危機とも言える気候の変動に対処すべく、2015年パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で法的な拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2度より低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求すること」などを掲げ、世界各国で実現に向けた取組が行われております。

しかしながら、この気温上昇は、昨年、日本をはじめとした世界各地における平均気温が統計開始以来最高を更新したことが発表され、欧州連合の気象情報機関「コペルニクス気候変動サービス」では、2023年の平均気温が1850年の統計開始以降最高を更新したと発表するとともに、国連の専門機関である世界気象機関（WMO）においても、2023年が世界の平均地表温度が産業革命前と比較して1.45度高い年だったと発表いたしました。

世界気象機関は、気候変動に関するパリ協定で目指される上限気温の1.5度Cに一時的ではあるもののこれほど近づいたことはなかったとし、世界に向けて非常警報を発している状況であります。

ご質問の1点目、「計画の住民への周知と協力について」であります。

一つ目の「本計画の策定において、住民の声をどこまで反映したのか」につきましては、令和4年9月に帯広畜産大学の梅津名誉教授をはじめ、農協、商工会、森林組合等の団体代表者、町内会長および公募による委員15人で構成する「幕別町地球温暖化対策推進委員会」を組織し、計8回の委員会を経て「幕別町地球温暖化対策実行計画」の策定を進めてまいりました。

その中で、18歳以上の町民1,200人および300件の事業所に対して脱炭素・再生可能エネルギー導入に関するアンケートを実施し、それぞれ約3割から脱炭素等に関する意識や、再生可能エネルギー導入に対する意向等の回答がありました。

また、本計画は、2050年カーボンニュートラルの達成を目標としていることから、次代を担う小学校5校および中学校4校の小中学生、幕別清陵高校の高校生から環境教育と併せて意見等を伺う

とともに、町民説明会やパブリックコメントを実施するなど、幅広く意見を伺い策定いたしました。

それら意見の中で特に多かったものとして、1点目に「再生可能エネルギー、特に太陽光発電の導入によるエネルギーの地産地消を図ること」、2点目に「家畜バイオマスの導入を図り、新たな産業の創造と臭気問題や酪農家等の労働力軽減を図ること」、3点目に「節電等の徹底やEV車の導入による省エネの推進」等が寄せられ、それらを施策のビジョンに反映し、本定例会にその一部を補正予算として事業化し、提案したところであります。

二つ目の「計画の住民への周知と協力の手だては」についてであります。計画の周知につきましては、令和5年11月に開催した幕別町消費生活展において、計画案の講座とパネル展示での説明を行うなど、計画案の周知や意見をお伺いしたところであります。

また、令和5年9月号から2月号にかけて連続6回にわたり町広報紙に、「特集 地球温暖化について考える」として、地球温暖化のメカニズムや二酸化炭素の排出量及び計画の目的や施策のビジョン案等について掲載するなど、周知に努めたところであります。

今後につきましては、来月14日に開催される「まくべつ夏フェスタ」の会場において、本計画の施策の方向性を示す「幕別町ゼロカーボンロードマップ」について紹介するとともに、「幕別町ゼロカーボン推進総合補助金」のPRを兼ねて、再エネ・省エネ機器等の展示会を事業者の協力をいただき実施するほか、出前講座を活用するなど、ゼロカーボン推進について住民の理解が深まるよう取り組んでまいります。

三つ目の「環境家計簿を普及する考えは」についてであります。家庭の活動による温室効果ガスの排出量を「見える化」する一つの手法として、1996年、当時の環境庁が地球温暖化対策の一環として環境家計簿を作成し、希望者に配布することによって普及を図ったものであり、その後、自治体、企業、NPO等さまざまな団体で作成・公開され、現在ではインターネットによるウェブ版の普及も進んでおります。

町では、昨年広報10月号で、北海道が環境省北海道地方事務所と連携し、家庭における二酸化炭素排出量を可視化できるアプリとして開発した「北海道ゼロチャレ！家計簿」を紹介しましたが、環境家計簿を活用し、温室効果ガスの排出量を見える化することは、行動変容につながることから、引き続き普及を図ってまいります。

ご質問の2点目、「2030年までの二酸化炭素46パーセント削減の具体化について」であります。

一つ目の「公共施設や公用車両など公共分野の取組は」と、二つ目の「個人事業者や住宅への太陽光発電機器設置等の普及と助成のための支援策は」、三つ目の「再生可能エネルギーの取組は」については、施策の展開等について関連がありますので、併せて答弁をさせていただきます。

長期にわたる計画に対する目標達成には、公共部門や産業部門、家庭部門など総合的かつ計画的に施策を推進していくことが必要でありますことから、「幕別町ゼロカーボンロードマップ」を作成し、継続的に施策の展開を図ることといたしました。

このロードマップでは2050年までの期間を、大きく3期に分けて施策の推進を図ることとしており、第1期である2024年度から2026年度の3か年を「まくべつゼロカーボンスタートアップ」の期間とし、家庭部門のゼロカーボンを図るべく「ゼロカーボン推進総合補助金」の創設による支援を行うとともに、公共部門として、公共施設および公園等の照明全てを3か年かけてLED化するほか、本庁舎や幕別中学校等への太陽光発電施設の整備を図る計画としております。

また、地域課題の一つである酪農家等における家畜ふん尿処理を適切に行うとともに、それをエネルギーとして活用するための「家畜バイオマスプラント」の整備につきましても、昨年7月から継続的に民間事業者等と事業手法や可能性等について調査研究しているところであり、事業化に向け引き続き検討してまいります。

さらに、公共分野における主として乗用タイプの公用車の省エネルギー化につきましては、現在のガソリン車やディーゼル車を、電気モーターのみで走行する「電気自動車(EV)」、電気モーターとガソリンエンジンを併用して走行する「プラグインハイブリッド車(PHV)」「メタンガス車(CNG)」

または「水素自動車（FCV）」とする計画であります。当面は、エネルギー供給施設の整備状況を考え、EV車とPHV車の導入を進めていくこととしております。

また、国ではEV車やPHV車に必要な充電インフラの整備を加速させ、次世代自動車のさらなる普及を促進すべく、民間事業者によるビジネス展開が図られており、本年度、町内においても、本庁舎、札内コミュニティプラザやコミュニティセンター、道の駅忠類など15の公共施設敷地内に、最大60基の充電ステーションが整備される予定となっております。

今後、町としても、公共施設の太陽光発電設備と一体的にEV充電器の整備を行う予定としており、それら充電器の整備状況や公用車の走行距離、使用年数等を勘案しながら公用車の更新計画を策定するとともに、職員の日常的な取組として、公用車を利用する際には、できる限り相乗りすることや、運転に際してはエコドライブを実践し、省エネルギー化を推進してまいります。

次に、第2期であります。2027年度から30年度の4年間で「まくべつゼロカーボンデザイン」の期間とし、温室効果ガスの中期的な削減目標である46パーセント削減に向けて、集中的に事業を行う期間として設定するものであります。

事業としましては、第1期事業の継続として、家庭部門における総合補助金の実施と事業の充実を図るとともに、十勝ナウマン温泉ホテルアルコ、道の駅忠類、ふれあいセンター福寿等への太陽光発電設備の導入を図り、再エネ導入を加速化していく計画であります。

次に、第3期であります。2031年度以降を「ゼロカーボンシティまくべつ」の期間とし、2050年カーボンニュートラルを目指し、新たな技術等を導入した事業を推進する期間と定めており、今後の国や北海道におけるゼロカーボンに対する推進策と歩調を合わせ、「ゼロカーボンシティまくべつ」の実現を図ってまいりたいと考えております。

四つ目の「森林吸収、都市緑化の取組」についてであります。温室効果ガスの排出削減を図るためには、排出量の削減と同時に、森林などの吸収源の確保も重要となります。

森林および都市緑化による樹木の光合成に伴う二酸化炭素の吸収につきましては、このたび策定を完了した「幕別町地球温暖化対策実行計画」の中で、森林による吸収量を年間4万9,900トン、都市緑化による吸収量を年間2,300トンと見込み、これらを合わせた5万2,200トンが町内の森林等による年間の二酸化炭素吸収量として算定したところであります。

森林整備に当たっては、これまでも「幕別町森林整備計画」に基づいて計画的に伐採・造林・保育等を行ってきたところであり、本年度においては町全体で172ヘクタールの造林を予定しており、今後とも計画的に整備を実施してまいります。

また、都市緑化についてであります。緑には、騒音の緩和や大気の浄化といった都市の生活環境を保全する効果ばかりではなく、緑の効果的な配置により、緑が持つ炭素吸収機能の強化を通じて低炭素化を促進し、環境負荷の少ない持続可能な循環型まちづくりが可能となるものであります。都市公園については、都市公園法施行令に規定する公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とされておりますが、「幕別町緑の基本計画」策定時に算定した令和2年の都市公園の敷地面積は1人当たり119.0平方メートルと、標準と比べかなり多い面積となっており、これまでに都市公園の整備により都市緑化を進めてきたところであります。

今後におきましても、幕別町緑の基本計画に示すとおり、現状の都市公園の緑化面積を保全していくことにより、幕別町地球温暖化実行計画の中間目標で掲げる都市公園の緑化による二酸化炭素吸収量を維持するため、町民と行政が一体となって都市緑化の維持・保全に努めてまいります。

ご質問の3点目、「十勝圏全体で再生可能エネルギーの取組は進んでいるのか、また、現状と今後の見通しは」であります。

平成23年7月に帯広市と本町をはじめとする管内18町村の間で定住自立圏の形成に関する協定書を結び、オール十勝で定住自立圏の形成を目指すこととし、その協定書の中で「地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築」を行うとしており、取組として「とちまち町村一斉ノーカーデーの実施」や「とちまち・市民「環境交流会」」として環境に関する展示会や体験会等を毎年開催しており

ます。

また、平成 25 年度、管内 19 市町村で、バイオマスを活用した産業施策を展開することで、持続的な地域経済を確立し、個性と魅力ある地域社会の形成を目指すとして、「十勝バイオマス産業都市構想」を策定し、国のバイオマス産業都市に選定されたところであります。

さらに、平成 30 年 10 月には、十勝バイオガス関連事業推進協議会が、帯広市や十勝町村会、十勝農協連、帯広畜産大学等、関係機関 11 団体で設立し、家畜ふん尿を活用したバイオガスプラントから生成した再生可能エネルギーの利活用について、十勝全体で調査研究等を行っているところであります。

令和 3 年 12 月には、十勝総合振興局、帯広市、十勝町村会ほか十勝地区バス協会など民間団体も含め 22 団体が発起人となり、「ゼロカーボン行動十勝宣言」がなされ、「ふるさと十勝の持続的発展を希求し、それぞれは小さな行動ではあるけれど、確実に脱炭素社会の実現に貢献できる、誰もが今すぐ取り組むことができる日常のゼロカーボン行動を着実に実践する。」と宣言したところであります。

これらの背景から、令和 3 年度、帯広市から十勝管内 19 市町村が一体となり管内におけるゼロカーボン実現への取組が提案されたところでありますが、既に各市町村でゼロカーボンに向けた取組を進めており、それぞれの取組状況が異なるなど、多岐にわたる施策の方向性を一つに取りまとめることが難しいとの結論となり、引き続きそれぞれの市町村が、ゼロカーボンに向けた取組を加速化させていくこととなったところであります。

現状、十勝圏が一体となり、再生可能エネルギーに対して取り組むことは難しい状況にありますが、各団体等がゼロカーボン行動十勝宣言にありますように、小さな行動を確実に実践することが脱炭素社会の実現につながることから、今後とも宣言をした団体の一員として、「ゼロカーボン十勝」の実現に向けて、本町として幕別町ゼロカーボンロードマップを着実に実行していくことが大切であると考えております。

次に、「ごみ焼却の減量化を」についてであります。

我が国におけるごみの焼却処理は、明治 33 年に公布された日本最初の廃棄物に関する法律「汚物掃除法」において、ごみの収集・処分を市町村の義務として位置づけ、塵芥ごみについては、なるべくこれを焼却すべしと定められ、ごみの焼却が我が国の主要な処理方法となりました。

ごみの焼却に当たっては、高温で焼却することにより衛生的に処理できるほか、焼却することにより容積で約 40 分の 1 の焼却灰になることから、国土面積の狭い我が国においては、最終処分場の延命化につながるものとして、全国の自治体でごみ焼却施設が整備された経緯があります。

しかしながら、二酸化炭素の削減には、家庭部門における排出量の削減が重要であり、その中でも家庭ごみの減量化は、誰もが行うことができる身近な取組であり、二酸化炭素の削減には欠かすことのできない取組であります。

はじめに、「ごみの焼却から資源化に本格的に取り組むとともに、焼却に係わる多額の費用を削減すべきであるが町の考えは」についてであります。

本町は現在、1 市 14 町村で共同処理する十勝圏複合事務組合のくりりんセンターで平成 8 年度から可燃ごみと不燃ごみを処理しており、資源ごみについては 1 市 7 町村で共同処理する十勝リサイクルプラザにおいて資源化を図っております。

可燃ごみの内訳は、再生が利かない紙くず、衣類、木製品、おむつ類の衛生用品のほか、生ごみはその約 5 割を占めております。

資源化に当たっては、生ごみを堆肥化する方法や飼料として再利用するほか、バイオマスによるエネルギー資源として利活用することが有効と考えられておりますが、いずれも生ごみ専用の収集運搬や分別の徹底、資源化できない不純物の除去や品質の確保などの課題があります。

現在、くりりんセンターでは、ごみを焼却処理し、その焼却によって発生する排熱エネルギーを利用して発電を行うサーマルリサイクルを活用して、施設運営費用に売電収入を充当することによ

り費用負担の軽減を図っております。

令和4年度一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書によると、経常費用18億1,026万8,000円に対し売電等収入が1億6,166万7,000円であり、費用に対する収入の割合は8.93パーセントであります。

「焼却に係る多額の費用を削減すべき」とのことではありますが、本町の令和5年度の処分費用の状況としましては、1トン当たり、焼却では約1万2,000円、リサイクルでは約2万1,000円となっており、焼却するよりも資源化するほうが処理費用が高額になっております。

しかしながら、地球温暖化対策においては、ごみの資源化を一層進めなければならないことは言うまでもなく、本町といたしましては、可能な限りリサイクルに回し、可燃ごみを極力減らすことを基本としつつ、生ごみを原料とする液化バイオメタンを生成するためのバイオガスプラント建設に向け、事業者を交え協議を進めてきたところであり、ぜひ実現したいと考えております。

次に、「幕別町廃棄物減量等推進審議会の議論と取組について」であります。

幕別町廃棄物減量等推進審議会では、これまで一般廃棄物処理計画であるごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画および廃棄物の減量施策などの審議を行ってきたところであります。

廃棄物の減量化に向けては、廃棄物の排出抑制、分別収集の徹底、資源ごみの再生等の取組が不可欠であり、これを実現するためには、町民はもとより廃棄物排出事業者、収集運搬事業者等の関係者の協力が特に必要となります。

このため、令和元年度から5年度までの5年間で8回開催した審議会において、町内のごみ排出量の推移やプラスチック製容器包装ごみの分別状況を報告し、これら関係者たる委員の皆さんから意見を伺うとともに、第5水曜日のごみ収集廃止、年末年始の収集日の見直しや、レジ袋として代用できる指定ごみ袋「ばお袋」について意見をいただき、施策に反映してきたところであります。

今後においても、ごみの排出抑制や再生利用など、ごみの減量化に伴う意見を伺い、減量化の促進に努めてまいります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） それでは、再質問を行わせていただきます。

気候災害と言われる状況まで進んできた現在の温暖化の現象ではありますが、お示しいただきましたけれども、この状況というのは、帯広測候所というのは1892年に創立されたそうですが、そこから現在までの約130年間の間に、データ的には2.9度も上がっている。一般的には100年で1.9度と言われてはいますが、そして、この十勝も今後、向こう100年間の予想も出ておりますけれども、真夏日というものが80日間も生まれてくるであろうと。猛暑日もその中には5日間入るといふ、そういった測候所からのデータが出されております。気温が、ある温度を超えてしまうと、転換点と言われてはいるようですが、本当に地球環境が壊れてしまう。不可逆的な変化になると。ティッピングポイントと言われてはいるそうなのですが、本当にそれが目前まで迫っているという状況になっています。まさに、これを今、幕別町が立てた計画を実行することによって、2030年までに約半分にしていくということでもありますから、これができるかどうかは町民の、もっと大げさに言えば人類の未来がかかっているということが言えるのではないのでしょうか。

質問の1点目ではありますが、町民参加の取組がどのように展開されているかということでもあります。この計画を策定するに当たっては、住民の声を十分に反映してということとともに、それは、この事業そのものが、全ての事業に言えると思えますけれども、とりわけ幕別町全体で温室効果ガスを2030年までに46パーセント削減するというような事業は、2万5,000人を超える町民全体の協力、つまり協力ということは、町民全体がそのことの必要性を認識すると、そういうのが、思いついたときだけ取り組むというのではなくて、日常的に文化となるまでやっていかなかったら、できないことだと思うのです。その取組は、今回お示しいただきました計画の中で、本当に頑張ってくられたと、まだまだ自分としても深読みしていかないといけないと思えますけれども、取り組

まれたのだと思います。

そこで、まず、つくるに当たっては、1,200人の町民の方にアンケートを出されて、3割近くの回答を得られて、この中身だと、一定の中身が反映されているとは思いますが。300を超える回答は決して少なくはないと思うのですけれども、前段申し上げましたように、町民の全体の事業として、町民参加を得るとなれば、有権者比からいけば10パーセントちょっとですから、ここはもっと努力が要るのではないかと思います。その努力として、意見を聞くという点では、結果ですから、これから伝えていくという点でのことでは、イベントに、まくべつ夏フェスタで発表しますよとかありましたけれども、今、2024年ですから、2030年までのこの6年間の中に、恒常的にきちっと町民がそのことを振り返られる、学べる機会というのを、定期的に講座も含めて計画を持つ必要があると思うのです。そういう考えについては、どのように思いますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 2030年、46パーセント削減というものは、とてもハードルが高いと私自身は思っています。では何をやっていけば一番近道なのかということ考えたときに、切り札はないのですけれども、やはり家庭での協力というものは、非常に必要不可欠、家庭と事業所と、事業所を通してのまた家庭での取組を分かっていたとすることが必要であろうと思いますので、これは1回説明会をやったからいいというのではなくて、これはやっぱり継続的にやっていく必要がありますので、まずは、今回は多くの人が集まる夏フェスタにおいても、しっかりと理解をしてもらい、そして何より家庭において取り組むためには、見える化というのが必要でありますから、見える化というのものも、そういう場でお示しをしながら、あるいは取り組むためには何か後押しするものが必要でありますから、総合補助金なども、こういったことを考えている、そして、さらにこういうことも必要ではないかという意見ももらいながら、私はこれ1回決めたから、それで固定してということではなくて、やはり弾力的に運営をしていく必要がある。そのことによって、46パーセントなり2050年のゼロに向けた取組をしていかなければならないなと思っていますので、そこはできる限り機会を捉えて、これはそういうお祭りもそうですし、例えば老人クラブの皆さんとお会いする会合、私なんかは年明けになるとたくさんあるわけですが、そういう場もお借りするとか、いろいろな場面で出会った方々に対するPRというか、協力要請といいますか、そういうものをしていく必要があると思っています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そういうことも含めまして、アンケートの中では、お答えをいただいた方の中で、ゼロカーボン、脱炭素に取り組まなければならないという意識を持ったのは、どこで持ったのかという問いかけがある。その答えの中で、やはり異常気象の中でそれを感じたとか、それから国際的な関心があって目を向けたとか、いろいろあるのですけれども、逆にここは非常に影響が少なかったと思うのは、職場や学校で脱炭素に向けた行動などを学んだというのは、僅か5パーセントの回答しかないのです。それから、周囲の人々や住んでいる地域、つまり町内会や何か、ここでも学んだというのは5パーセントしかない。ここはやっぱり強化するべきだと思います。町長は、そういった今の取組のいろんな出前講座も含めて可能な限りという答えをいただいて、それをやりながらも、もっといわゆる学習的な計画、町民が学べる機会というのは、位置づけとして立ち上げる必要があるのではないかと思います。

それで、なぜかという、ここで挙げました環境家計簿にも通じてくるのですけれども、この環境家計簿というのは、家計と書いてありますけれども、お答えいただきましたけれども、家庭だけではなくても、公共も事業者もみんな、普及されている環境省が推奨しているものであります。この家計簿がなぜ必要かという、自分たちの事業だとか生活の中で、どれだけ二酸化炭素を排出しているのだということを見る化することでありますよね。見える化になれば、ではそれを減らしていくためにどういうことができるのだということにつながっていかないと、46パーセントなどはいかないと思うのです。

だから、見える化の機会、単にアプリで、アプリの利用もどのぐらいなのか伺いたいですけれども、それを流しただけでは、自覚的に削減というところまでには、ちょっと距離があるのではないかと思うのです。そこを縮めるための手だてとして、もうちょっと深められないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 講座をやるというのは、普及促進を図る、協力をお願いするという機会ではあると思いますが、なかなかそこに集まってくれる方が、では1,000人も2,000人も集まってくれるのかというと、なかなか難しいのです。本当に20人とか少人数なわけですから、それをやることを否定するわけではありませんけれども、それはそれとして、やはりあらゆる機会を通じて、5分、10分でもいいと思うのですよ。時間をいただいて職員が行く場面は結構あると思うのです、住民との間で。私が行く場面もありますから、そういった場面で若干5分なり10分いただいて説明をさせていただく。それをきっかけにして、さらに各個人が深めてもらうというようなことが、一番全町民に広がっていく、手っ取り早いというか、効率のよい方法なのかと思っておりますので、そこは職員全員が、ゼロカーボンをしっかりとやっていくのだ、そのためには町民の協力が不可欠であると、そしてそのためには見える化をして、自分がどんな行動をすればどれだけ排出削減につながるのだということに分かっていくと、それが励みになって行動変容にもつながっていくと思っておりますので、あらゆる機会を通じて、職員一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 次の質問に入りますけれども、私は今の取組の中で、幕別町の参考になる事例としては、防災に対する町民の関心、それからそれに備えた対応という点では随分頑張ってこられた。これはやっぱり町が主導権を握って、日常的にそれが町民の関心事にもなり、身を守る大事なことだと位置づけてこられたからですね。それと同じぐらいに二酸化炭素の削減というものも位置づける必要があると思っております。

それを申し上げて2番目なのですけれども、具体的に46パーセント削減の政策が打ち出されました。今議会に出されたLED化であるとか、今お答えいただいた公用車の電気自動車化等です。これは、まず幕別町の公用車等、現在140台を超えてありますけれども、2030年までにどこまで具体的にこういった切替えを行っていくのか。

それと、個人や家庭に対してですけれども、助成の制度をつくりました。しかし、実際に太陽光を家庭で設置する、あるいは蓄電池を自分のところで備えるということになれば、100万円、200万円単位のお金がどんどん積み上がっていきます。幕別町として、どこまで普及させて、その46パーセントにつなげる目安を持ったのか。2030年までの取組をお示してください。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（西田建司） まずはじめに、公用車の更新のお話でございます。

答弁書のほうでも答弁させていただいていますが、まずはエネルギー供給施設整備状況を踏まえてEV車、PHV車ということで進めていくということで、今回、PHV車の更導入ということで補正予算も提案させていただいていたところなのですけれども、今後やはりさらにEV車の更新ということも考えなければならないというところで、答弁書にあるように、そのためにはやはり充電設備、そちらのほうが必要となってくるということになると、国の交付金等も活用しながら進めていかなければならないので、その交付金が当たるといえるのか、採択になる、そういう状況を踏まえながら、改めて今後、更新計画を策定していきたいと考えております。

ですので、今現在のところ、具体的にどのように更新を進めていくというのは具体的に申し上げられないのですけれども、近々にそういった状況を踏まえて更新計画を策定していきたいと考えているところです。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 公用車については分かりました。

家庭に対する支援でありますけれども、今、3期に分けてスタートのときだということであれば、

このスタートのときに、どれだけ関心を持ってもらえているか、どれだけ補助ができるかということは、一つの決め手になると思います。したがって、押しなべて、ただ手が挙がったら普及をしますとということではないと思うのですけれども、もっともっと町民にとって、この脱炭素に取り組むことが、空気もきれいになる、気温も上がらない、そして経済的にも無駄なところに使わないで循環させるわけですから、きちっと豊かになっていく。これは事業者も同じです。使うことによって、投資されることによって、それが経済にも生きるというふうになる。つまり脱炭素の事業というものは、決して我慢の事業ではなくて、そういった経済も含めてリードする事業に、まちづくりの活性化にもつながる事業というぐらいの描き方をしないといけないと思うのですけれども、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるとおりだと思います。ただ、これはゼロカーボンも今やっている DX もそうなのですが、お金がかかるのですね。ともかくお金がかかる。結局、町民の皆さんにやっていただくために補助金を出すわけですから、その補助金は、今のところは国からの交付金を当てにせざるを得ない、そういう中での、どれだけの見合い、一般財源の投入も含めてやっていけるかという、その折り合いのつけ方が非常に難しい、悩んでいます。これ本当に町の財政を全部食い潰してもやっていいよというのだったらやれますけれども、そうはいかない。幕別町は永遠に続くわけですから、そこはどこまでお金を使えるのかということも踏まえながら、今回の総合補助金についても、非常にインパクトは大事なのです。インパクトは大事と分かりつつも、どこまでお金を出せるかというところは、やはり国頼みというところがありまして、そこはこれまでも実は脱炭素先行地域、全国で 100 か所と国が言っています。なのですが、そこにも応募しましたが、もう既に十勝では 2 町、上士幌、鹿追が選定されまして、もうほとんど余地がない。どんどんハードルが高くなっていくのですね。次に重点地域に、これも一度応募しましたが、これも残念ながらということで、本当にこぼしたくなる、本当にこぼしたくなるというのは、国は本当にやろうとしているのかなと言いたいぐらいです。そのぐらいお金がついていない。

ですから、ここは当然そういう予算額の拡大ということも、町村会として取り組んでいかななくてはならないことでありますけれども、現状、本当に苦しい胸の内というか、やりたいけれどもお金をどこまで使っていいかという、その折り合いのなかなかつけどころが難しいということもちょっとご理解をいただきながら、町民の皆さんにできる限り、自分たちの暮らしがよくなるということを我々は訴えながら、やっていく必要があるかと。例えば冷蔵庫も、本当に今、電気料がかからない冷蔵庫になってきていますが、それによって自分の暮らしがよくなるのですよということも含めて、メリットも含めて訴えていきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 今回の予算のときに、わざわざ国の採択が認められなかったということで、道の補助をと言われたので、困難な状況ということは見えます。しかし、粘り強くそういった予算を獲得するとともに、やっぱり私、次の再生可能エネルギーの中にもありますけれども、その価値を活用できるまでの事業も進める必要があるのではないのでしょうか。

広域的なエネルギー活用のごとも聞きましたけれども、なかなかお金につながるまで、つまり収益が上がるまでいっていませんよね。その辺は、個々の問題もあるから、みんなで取り組んではきたけれども、しかし各市町村に委ねるしかないというような結論になったということも、今、述べられましたけれども、こういった環境問題であるとか、循環型の経済にするとかといったら、幕別だけではなくて、こういうときこそ広域化、今いろんなところで広域化が出ていますけれども、私は、余計な広域化ではなくて、ここの再生可能エネルギーを生かした、この十勝でのポテンシャルというのをしっかりと押さえて、そしてこれは今、十勝で農業の力というものは、経済効果にしたら 3 兆円になると言われていますよね。こういった研究をされている方、十勝の自然エネルギーの持っている力というものは、やっぱりすばらしくて、これも 3 兆円産業になるというふうになって

いるのであれば、補助金頼みだけではなくて、自らそういうお金も本当につくり出すぐらいの、今、地方創生で少子化だと言われているけれども、そういうものも、こういった経済力をつけることによって切り開いていくというような、そういう考え方を持っていただければと思います、申し上げます。

ごみの問題がありますので、ここでごみに移りたいと思います。

ごみの減量化については、実は飯田町長になってから、私、これ、大きくは3度目の質問なので。それで、なかなか減量化に入らない。焼却場でずっと続いてきたものですから、この間、近隣では富良野市が随分先駆的にやっていて、そしてほとんど不燃ごみというものをつくらなくて、それを肥料に変えて毎年1,000万円ほどの収入があってということも、ずっと言ってきました。今回、調べてみましたら、その事業はやっぱり生きています。継続しています。

それだけではなくて、十勝ではどうかと見ましたら、ごみの量は市町村によってものすごく違うのです。前、一番少なかったのが更別村だったのですけれども、実は1人当たりのごみの排出、一家庭です、排出という資料が出てまして、これは十勝の1人当たりの平均ごみの排出量というのは156.8キロ。幕別町はそれよりも若干少なくて148.6キロということなのですけれども、一番少ない中札内村は91.1キロ、だから幕別の1人当たりの半分以下なのですよね。その次に更別が96.7キロ。更別は以前から少なかったです。これ、町の規模によって1人当たりのごみが変わるのかといたら、そうではないです、みんな生活するわけですから。中札内がなぜ91キロで終わっているのかという点では、やっぱり生ごみの分別をして、あそこは独自処理施設を造ったのですよ。2年前だかに建て替えもしたのです。つまり、全部燃やすという考えは、そこにはない。それから、鹿追町も減っています、127.3キロ。ここはプラントと一緒に家庭ごみを入れて、そして有機が活用をするということでもありますから、町長、これからようやくバイオマスプラント、この到達も聞きたいところですが、動き出しているわけですから、そういったごみを燃やさない、生かすというような計画とドッキングさせて、そして取り組むということにはなりませんか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これまで再三にわたってご提言をいただいていたことも当然私も重く受け止めていたわけですが、なかなか容易ではない、これは町民の理解も要るし、それなりに分別の車両を用意したりという、経費もかかるということもありました。

ただ、今ここに来て、遅きに失したと言われるかもしれませんが、今、本当に今回のゼロカーボンに向けた取組の一つとして、やはり畜産から出るというか、農業、特に家畜ふん尿の処理、これは従来であればバイオガスプラントを造って売電ができた、北電系統連系ができた、それによってほとんど収支が整うような、そういう運営ができたのが、今はノンファーム型という形で、結局、北電の送電網に余裕があるときは買いますよ、余裕がないときには買いませんよと、そういう形になっているものから、以前は恒常的に売電ができたのが、そういう形になっていない、そういう仕組みになっていないものから、もうどこもFITを活用したバイオガスプラントというのでできない状況になってきました。

そんな中で、やはり農業、農家における労働力をいかに少なくしていくか、省力化していくかということと併せて、臭いの問題もある。あるいはそれがお金になればさらにいい話でありますから、それで昨年来、日本有数の事業者と幕別町と大樹町と三者で協議をさせていただきました。これは液化バイオメタンを精製して、それをロケット燃料に使うであるとか、行く行くは都市ガスに使える。ただ、タンクの問題がもちろん今はあります。だけれども、これは新たな活用、エネルギーを生み出すことでもありますので、しっかりとこれは取り組んでいかなくてはならないと思っています。これは国に対しても、環境省でありますけれども、補助は農水省も持っていますから、環境省にこだわらず国の補助金に当たっていくということも、今後やっていきたいと思っています。

そういう努力を重ねて、事業化ができればいいかなと思っています。そこに生ごみを使うことによって、話がちょっと少し遅くなりましたけれども、生ごみを使うことによって効率が高まるということでもありますから、家畜ふん尿だけではなくて、生ごみを混ぜることによって効率が高まると

いうことが、これは実証されていますので、そこで生ごみの消化ができればという、そういう今は思惑ぐらいにしかになっていないのですが、そこはしっかり努力していきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 壮大な事業でありますから、やっぱりいろんなチャンスがあったときには、それをしっかりと生かすということが大事だと思うのです。何でうちの町が、これだけ畜産の粗生産高の売上げが高いところで、家畜ふん尿のバイオガスプラントが一つもないのがずっと続いてきたという。非常に切ないことでしたよね。

きっかけがあって、今年の7月からということでもありますから、それはそれで、十分検討していただきながらも、話がちょっと膨らんでしまいましたけれども、トータルとして30年までのCO<sub>2</sub>の46パーセント削減と、その中に資源は生かすということをリンクさせた政策というものを、今、バイオガスプラントのことでちょっと示されましたけれども、幕別町の町民にとっても、そういった自分たちが出すごみが、捨てればごみだけでも、これは捨てなかつたら、本当に生かせれば資源、宝物ですよ。そういうふうにして、実際にそういった大企業ではなくても富良野は毎年、農家に肥料として売って1,000万円近くの売上げがあるわけですから、お金を生きた使い方、生み出すというような、そういう考えがやっぱり弱かったのではないかと、ずっと思っていました。

今、計画も示されましたので、そういった住民喚起も含めて、地球温暖化に対する二酸化炭素削減の壮大な事業の中に、ごみ減量というものも一緒に位置づけて取り組んでいただくことを申し上げたいと思います。

回答があれば、お願いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ゼロカーボンというのは、ゼロカーボンだけではなくて、今おっしゃったように、やっぱりごみの削減が大きく絡むものでありますから、これは両方をにらみながら、しっかりと取り組む必要があると思いますし、また、やはり事業化されないとなかなかお金に換わらないということもありますから、そこは機会を捉える、機を逃さずに我々としてもしっかりと要請活動に努めてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩をいたします。

11:01 休憩

11:10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○5番（小田新紀） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1点目、子どもたちの豊かな成長を支える教育課程の編成について。

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するため、目の前にいる子どもたちの心身の発達や地域の実情等を踏まえ、総合的に組織した学校の教育計画です。学習指導要領に基づきながら、各学校が創意工夫を凝らして自主的に編成していくものであります。

標準授業時数を大きく上回った教育課程を編成・実施している学校があることから、2019年、文部科学省は改善を求める通達を出しました。全国的には、近年において、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症での学級閉鎖・学校閉鎖など、不測の事態に備えてという理由で、余剰時数を必要以上に多く確保している学校も見られました。また、教職員との十分な議論がない中で、教育委員会や管理職からの一方的な指示により、余剰時数を多く確保し過ぎているという事例も見られました。

本町の教育委員会においては、学校現場の立場に立ち、子どもたちがゆとりを持って豊かな学びができるような教育課程の編成を支え続けることが必要と考え、以下について伺います。

1、町内各学校における余剰時数の実態は。

子どもたちの過重負担になっていないか。また、教職員の働き方改革の観点からも適切に設定されているか。

2、全教職員が主体となり、創意工夫された教育課程の編成を推進するために、教育委員会として取り組むべき支援は。

二つ目の質問です。

全国、全道文化・スポーツ大会参加助成のあり方について。

本町においては、かねてより各種全国・全道大会などへの出場に際し、参加に関する助成要綱を定め運用してきました。子どもたちのたゆまぬ努力と関係者のご尽力により、芸術・文化・スポーツ等においても、毎年優秀な成績を収められており、本助成も有効に活用されてきているところがあります。

しかしながら、昨今の各種大会規定の改訂、宿泊費の高騰、少子化、部活動地域移行など、子どもたちの芸術・音楽・スポーツ等を取り巻く環境が大きく変化してきています。

これまでも、随時見直しを図り要綱を改正してきているところではありますが、本助成の今後のあり方についての町の考えを伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 小田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「子どもたちの豊かな成長を支える教育課程の編成について」であります。

各学校において編成される「教育課程」の基準となる学習指導要領では、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとされております。

ご質問の1点目、「町内各学校における余剰時数の実態は」についてであります。

標準の授業時数は、学習指導要領で示されている各教科等の指導に要する時間数を基礎とし、年間に小学校1年生で850時間、2年生で910時間、3年生で980時間、4年生から中学校3年生までは1,015時間と定められております。

各学校においては、週当たりの授業時数が児童生徒の過重な負担とならないように年間授業時数を確保しつつ、児童の発達段階および各教科等や学習活動の特質を考慮して、適切な授業時数を教育課程の編成において定めているところであります。

また、平成31年3月の文部科学省通知においても、各学校の指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは、教師の負担増加につながることから、このような教育課程の編成・実施は行うべきではないと示されているところあります。

教育委員会といたしましては、各学校に対し、教育課程の編成、実施に当たっては児童生徒の学力向上と教職員の働き方改革に十分配慮するとともに、標準授業時数を大きく上回った計画とならないよう、教育課程編成届の確認を行っているところあります。

ご質問の余剰時数につきましては、自然災害等による学校閉鎖が突発的に起こる可能性を考慮し、各学校の実情に合わせた適切な時数を設定しており、令和5年度の平均余剰時数について年度当初の計画と年度末の実績で申し上げますと、小学校では81時間に対し58時間、中学校では58時間に対し45時間となっており、児童生徒の過重な負担とならない余剰時数となるよう努めているところあります。

また、教育課程の実施に当たりましては、各学校において実際に必要な指導時間を確保できるように、学習の進行状況を把握するため定期的に確認を行いながら授業時数の管理をしておりますが、

学習が進んでいる場合には余剰時数を多く確保することのないよう柔軟な運用を行っているものがあります。

ご質問の2点目、「全教職員が主体となり、創意工夫された教育課程の編成を推進するために、教育委員会として取り組むべき支援は」についてであります。

本町では、小中一貫教育に取り組む各学園で定めた「目指す子ども像」を意識し、全教職員が関わって作成した9年間の小中一貫教育課程を基に、各学校の教育課程を編成することとしており、編成に当たっては、各分掌、各学年、各教科で作成された教育課程を職員会議や分掌会議、学年会議で組織的に検討することにより、教職員の共通認識を図っております。

教育委員会といたしましては、これまでも全学校で取組を進めている「ふるさと学習・キャリア教育」をはじめとした特色ある教育課程の編成に助言や資料の提供を行ってまいりましたが、今後におきましても、さらに充実した教育課程の編成となるよう支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、「全国、全道文化・スポーツ大会参加助成のあり方について」であります。

本町では、文化・スポーツの振興および競技力向上等に寄与することを目的として、全国、全道文化・スポーツ大会参加助成要綱に基づき、文化、スポーツ部門において優秀な成績を収め、各種全国、全道大会およびこれらに類する競技会、展覧会および発表会等に参加または出場する団体もしくは個人に対し、宿泊費や交通費のほか大会参加負担金など、大会参加に係る経費の助成を行っているところであります。

ご質問の全国、全道文化・スポーツ大会参加助成についての町の考え方ではありますが、これまでも社会情勢の変化等に応じて助成対象や助成額の見直しを行ってきたところでありますが、今後も大会参加に要する経費の変動状況や、他の自治体の取組状況等を把握した上で、助成のあり方について検討してまいります。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 今いただいたご答弁に対して、再質問させていただきます。

まず1点目、教育課程の編成に関わってですが、教育課程におきましては、各学校がやはりその各学校の色を出されるものと、先生方も目の前にいる子どもたちを、豊かな学びをどうしていこうかということで、毎年毎年創意工夫しながら学校主体で作成していくものであります。

以前は、より時間をかけて毎年改正を重ねたりとか、その年その年に合った子どもたちに合わせた教育課程というのを、各学校趣向を凝らして作成していたものであります。昨今ではなかなか先生方も多忙の中、そこに十分な時間を費やすことができない状況にはなっているという実態も聞いております。

それだけに、やっぱりそれぞれの学校の色を出す、それから先生たちの思いを出すものが教育課程でありますので、学校現場のほうも頑張ってもらいたいという期待もありますし、また教育委員会もそれを支える体制づくりについてより一層努めていただきたいと、そんな思いを込めまして、質問を続けさせていただきたいと思っております。

差し当たって、まず1点目の余剰時数というところでありますが、まず幕別町の教育委員会として、この余剰時数というものも、かなりその学校によって意図があって設定するものであるのですけれども、町としてどのくらいの余剰時数が適当であると考えておられるのかということについて伺いたいと思っておりますが、令和3年度の国の資料でありますけれども、全国的平均では大体高学年で45前後、それから中学校でも45弱ぐらいというような、これ平均値でありますけれども、そんな数字が出ているわけですが、幕別町の考えとしてはどのぐらいが適当とお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 余剰時数の適当な時間ということなのですが、教育委員会としては、平成31年の国の通知の中でもありましたが、標準授業時数、総授業時数が1,086時間以

内ということで、およそ 70 時間以内が適当ではないかと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5 番（小田新紀） 分かりました。

時数を増やすことで学力が上がるというような考えも一方ではあるわけであるのですけれども、そういった考えについて、教育長、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 余剰時数といいますか、授業時数なのですけれども、一義的には法律の中でも各学年定められておりますので、それを当然満たした中で、各学校で児童の発達段階に合わせて適切な授業時数を確保していくことが必要なかなと考えています。

町内 13 校ございますので、各学校の取組の状況によりましては、一律に同じ授業時数、余剰時数となっているのかということ、それはそれぞればらばらな状況であります。それはそれぞれの各学校で子どもの学習の進捗状況に応じて必要な授業として扱った結果、余剰時数にばらつきがあると考えておりますので、その子どもの発達段階に応じた授業を行っていく、それが第一であろうと考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5 番（小田新紀） 分かりました。

今、教育長おっしゃったとおり、本当に各学校によって、これはばらつきがあつていいと私も考えてはいるのですけれども、それぞれの考え方があつていようから、そこに対してどうのこうのというようなことは必要ないかと思いますが、最初の答弁の中で、小学校、中学校の平均ということの数値を出していただきました。全体の経過を見る部分については、それで構わないかと思うのですが、今、教育長おっしゃったとおり、やはり教育委員会としては個別な数字というのもしっかりと把握されて、その学校がどういった狙いを持ちながら、こうした余剰時数を含めた教育課程を組んでいるのかということを理解、把握しておく必要があると思いますが、ばらつきあるということではありますが、おおむねでいいのですが、小学校で一番多く余剰時数を取っている学校の数字、中学校のほうも一番多く取っている数字、学校名は必要ないですけれども、ざっくりでも構いませんけれども、把握されていたらお示ししたいと思えます。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 教育委員会で把握しております一番多い余剰時数ということだったのですけれども、新年度の計画段階での数字なのですけれども、小学校でいいますと、一番多いところでおよそ 130 時間、中学校でいいますと、多いところで 85 時間ということで確認をしております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5 番（小田新紀） 数字だけを聞くと、非常に全国平均やそれから先ほどの教育委員会のイメージとしても、ちょっと多いかなと思うのですが、少ないところもあつてこの平均になるかと思うのですけれども、そのあたりの個別の学校の先ほど教育長おっしゃられた実態等、そういったものというのは、なぜこのぐらいの余剰時数を取られているのかとか、そういった部分についての調査というか、把握という部分についてはされているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 余剰時数の実態把握した際に、余剰時数の年度当初から多く計上されている学校が数校見られたため、こちらでも余剰時間の確保について内容は確認しております。一部の学校では、低学年で基礎的な学習や復習の時間、そういった必要性があることから、余剰時間を充てるなど、時数が多く確保されておりました。

教育委員会では、年度末に総授業時数の確認を行っておりまして、児童生徒が過重な負担とならないような授業時数を確保しております。各学校では年度途中での授業時数の定期的に確認を行いながら、学習が進んでいる場合には時数を調整するなど、柔軟な運用に努めているところであります。

す。これまでも授業時数の管理徹底を伝えておりますが、令和5年9月に文部科学省からの通知に基づきまして、標準授業時数を大幅に上回っている場合には、指導体制や教育課程編成の工夫や改善等指導体制に見合った計画とするよう、適切な指導、助言を行っているところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） それについてはこちらでもちょっと調査させてもらった数字と、そんな大きくは変わらないかなというところで、質問を続けさせてもらいたいのですが、その多いところと少ないところ、あくまでもその学校の特色があって、狙いがあるということを理解はしつつ、学校によって、100ぐらい違うという学年もあると押さえています。そこまでやっぱり大きな差があるということについては、もう少しやっぱり教育委員会としても確認というか、把握するという、何か指導するという事ではないですけども、あるいは状況によっては助言等も必要かと思うのですが、それらも含めて、改めてその取組状況についてお伺いしたいのと、それからそれぞれの学校のほうで各学校同士のこうした余剰時数を含む教育課程の交流、管理職になるかなと思うのですが、そのあたりのそれぞれ互いの学校の把握というのは、されていらっしゃるのかどうかということについてお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 比較のお聞きしますと、どうしても小学校入学されたばかりの1年生、2年生、低学年にどうしても学習活動に慣れが必要だというようなこともあって、授業時数が多くなる傾向がある。具体的にいうと、授業の進み具合見ながら、振り返りの時間を取りということを繰り返してやっていると、どうしても授業時数が増えていくと。おおむね週にすると2時間ですとかという時間が多くなっていくような傾向にあるというようなことは聞いてはおります。

教育委員会でも、学校とは月に1度校長、教頭会議ございますし、指導監訪問や何かの際にも同行いたしますので、そうした中で学校の状況をお聞きして、状況把握をしているところです。

学校間の交流というところにおいては、学校同士でお互いというようなことはどうなっているのかということはあるかもしれませんが、状況については教育委員会が把握しておりますので、ほかの学校と比べてこうですよというお話は、そうした中で当然させていただいております。当然、児童生徒の負担になっていないのかがまず第一でありますし、先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、教職員の働き方改革といったところもございますので、そうしたところも十分留意しながら確認に努めているという状況であります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 各学年の数値をこちらのほうで確認している部分においての数字を見る限りでは、高学年においてもかなり差があるということで、ちょっと町内的には一つの学校がかなり抜けて多いというような感じもあります。地域性もあってということもあるのかなと思うのですが、いわゆるおおむね1年間で35週というような計算でいきますと、1週間で2時間ぐらいその学校は授業数が多いというような、単純計算ですけども、計算になるということでもありますので、その部分をどう捉えていくかということ、実態の把握という部分で教育委員会のほうにはさらにしっかりとその部分の把握と必要に応じては、助言等も必要かなと考えます。この点についてはこの程度ということで収めたいと思いますが、そのあたりの関わりという部分、大事にしていきたいなと思います。

最後のご答弁の中に、定期的に確認を行っているというようなことでありましたが、その具体的な方法といたらあれですけども、現在の時数の消化状況とか、そういったことも含めて、確認方法について、より具体的にもう少しお示しいただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 先ほどの説明にもありましたとおり、さまざまな場面で教職員の方々とお話しする機会がございます。特に、授業時数の確認については、教育委員会に配置しております学校

教育推進員が主には担当をしております、3人の推進員がそれぞれの担当の学校の校長、教頭をはじめ、教職員の方々とお話をする機会の中で、確認をしているという状況です。年度当初はその後において、災害ですとか、インフルエンザ等、そうした状況によっては急遽学校閉鎖等をしなければならないということがありますので、ある程度授業を行っていった、余剰時数ある程度確保しているという状況になっておりますけれども、その後においては余剰時数の数字も見ながら、授業の調整をしていると聞いておりますので、そうした中で適切な余剰時数になるように調整を図っているという状況になっております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 分かりました。

各学校に調査したところ、幕別町におきましては、例えば管理職の先生から何か一般の教員の意に反してというような、そういった教育課程編成とか余剰時数に対して、そういった指示とか、そういうのはどこの学校もないという答えもありました。それからまた、その上で、国が今やはりその余剰時数についてしっかりと適切にという指示がある中で、管理職からのそういった指示もあったかどうかというようなこと、半分以上の学校はそういった声かけもあったということでした。声かけがあったからいいとか、ないから悪いとかということではないのですけれども、そういったことも含めて、教育委員会でも、その国の意向に沿った形で適切な指導助言というのを、引き続き期待したいと思います。

(2)のほうになりますけれども、いわゆる創意工夫、余剰時数も含めですけれども、教育委員会としての支援ということではありますが、こうした教育課程というのが先ほど申し上げたとおり、やっぱり各学校で、こういうふうに学びをつくっていききたいのだというような思いが、本来出てくるべきものと押さえております。それに関連しながら、今後の教育行政の施策もそれにうまく効果的に組み合わせさせていくような施策であるべきだと考えるわけですが、そういったことも踏まえて、どう教育委員会が教育課程に対して支援していくかということでもあります。

一例として、ふるさと学習・キャリア教育ということで答弁がありました。特色ある教育課程の編成に助言や資料の提供というふうになります、これももう少し具体的にお示しいただけますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） ふるさと学習・キャリア教育、どういった支援かということですが、先進的な事例やほかの学園の取組などを紹介しております、各学園で必要としている情報等を、教育委員会でもまとめて各学校に提供してまいりました。教育委員会から一方的な押しつけ、そういったことにならないように、あと学校現場で丸投げされたような感覚がないように、そういった連携を取りながら支援を行っております。

あと、ふるさと学習・キャリア教育、そういったところでは、商工観光課でも、中学校の職業体験の町内の受入先の業者等を一覧にして配布したり、そういった部分でも好評を得ているということも伺っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 分かりました。

今後、教育委員会、さらに学校の立場に立ちながら、支援をしていくということについて、どのような支援方法が考えられるのかということで、今現在お考えがありましたら、お示しいただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 特定してこれがというようなことを申し上げるというのは、なかなか難しいと思うのですけれども、教育課程編成そのものの考え方にはなりますけれども、そうしたものに関わる先生方が、やはり過重な負担となって働き方改革の関係もありますので、そうした無理のない

い形で何とか教育委員会としても必要な支援をしていかなければならないのだと。そういうことをすることで、子どもたちのよりよい学習環境の提供につながるのではないかなど考えておりますので、そうしたことにつながる支援というのを今後においても検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 全体的なスタンスとしては理解させていただきました。

令和6年2月に、国のほうからカリキュラム・マネジメントということでの手引ということで、かなり量のボリュームのある資料が発信されたわけでありますが、いわゆるこの教育課程をつくっていくに当たって、今後、今の昨今の状況で、その学校だけで何かを学校をつくっていくということではなくて、本当に地域一体となって、そういった教育課程をつくっていくのだと、支えていくのだというような、大まかに言うとそういった考え方の中での手引きがあったわけでありませけれども、いわゆる現在やっている学校運営協議会なんかもその一つになるのかなと思いますし、その中で各学校の教育課程、細かいところはお示しはしないでしょうけれども、全体的な教育、目指す教育像というものも示しながら、理解を得ていると押さえております。

その中で、そういった手引の中で、いわゆる教育委員会の役割といったものも幾つか示されておりました。先ほど申し上げたとおり、各施策が教育課程に関連していく必要があるということではあるのですけれども、そのためにも教育委員会がしっかりと各学校の教育課程を理解、把握しておく必要があるということではあるけれども、ちょっと質問の中にもありますが、全教職員が主体となっているかというようなことでもありました。一応教務の担当とか、そういった役割もありますので、主となる先生や組織があるかと思うのですけれども、ただ、やっぱり全ての先生方が、そういった教育課程を一個一個つくっていくという、そういった過程において、子どもたちを見る目であったりとか、今の現状をしっかりと把握するというそういう資質向上にもつながったりとか、それからやりがい、こうやって自分が学校に直接関わって、子どもたちのために学校づくりをしているのだというような、そういったやりがいにもつながっていくというようなことで、先生方一人ひとりが本当に主体的に関わっているかというようなことに対する教育委員会としては促しであったりとか、そういった教育長あるいは部長からのそういった説明とか、そういったものもやはりあるべきではないか。

それから、先ほど申し上げた各学校同士がそれをお互い教育課程を知っているのかというようなこともありまして、それぞれいろいろ工夫してやっているわけです。こうやって小さな町ですので、相互に何か高め合えるものがあるのであれば、それとつなげて、より一層、いわゆるつなぎ役、そういったことも教育委員会としての役割が必要ではないかと。

それから、ちょっと長くなりますが、一例としては、山口県の事例で、学校運営協議会にも子どもたち自身も参加して、その教育課程について一緒に議論するというようなそんな事例もあります。昨日の一般質問でもありましたが、我が町は子どもの権利に関する条例というものもあるわけですので、そういうところで子どもたちの意見表明というものも、そんな少し参考になるかもしれないような事例もあるわけですが、こうした試みとか、役割というものを、今後、教育委員会にもより期待したいなと感じているわけですが、教育長、お考えはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 一義的には学校長たる校長の管理する下、各教職員、担当する教科ですとか、各学年の教育課程の編成をそれぞれが主体的に編成をして、それに基づいて実施をしていく結果、それぞれの子どもたちの評価をしていくというものでありますので、そうした中に、教育委員会としてどう関わるかというようなことは、非常に大切なことだろうと考えています。

答弁の中でも申し上げましたとおり、町内五つの学園で、それぞれ目指す子ども像というのを定め、そこに向かうため9年間の学校活動をどうするべきかということ、各学園の教職員が関わって、それぞれ教育課程の編成をしていただいているという考えでおりますので、今後においても教

育委員会としても、そういうよりよい学習環境の提供のためにも、支援については検討をしていかなければならないと考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 分かりました。

学校のほうで、教育長おっしゃるとおり、学校が主体となつてつくる教育課程を教育委員会のほうで支えて、よりいいものにしていけるようなものということになると、学校現場も安心して自分たちでつくった教育課程を実行していくこともできるので、そういった安心感を与えていただけるようなことを期待したいと思います。

次の質問に移ります。

2番目、全国、全道文化・スポーツ大会参加助成のあり方についてとなります。

今後、検討していくというようなご答弁で、それについてはあれですけども、今現在、何か具体的に検討されているようなものというのがもしあれば、まずお示しいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今のご質問にありました現段階で検討しているもの、もしあればということでありました。

要綱の中では、最も経済的な交通手段で、この交通手段というのが、公共交通機関の利用に限るところがあります。これが公共交通機関を利用しなくても、最も経済的にうちのほうから助成できる部分はないかということで、実際、最近道内はもとより、遠くの全国大会とかに出かけている児童生徒が多くいるように感じています。行った先ではなかなか公共交通機関を利用しての移動が難しいというお話も聞いていますので、そういったところは改善していける部分があれば、予算が大きく変わるものであれば、スムーズにいかない部分もあるのでしょうか、そういったところを検討しているところでありました。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） これまでも、できるだけ支援をしていこうという姿勢もすごく受けていますし、可能な限りと、規約の中で最大限という部分については、そういった姿勢については評価をしているところでありました。

今、課長おっしゃられたとおり、やはり旅費のところですよ。やっぱりかなり今状況が変わってきているということで、私もこれ、今回質問に関して、本当にどう考えていくかなと思ながら質問しているのですけれども、現在細かいことと言いますと1泊8,000円ということで設定されておりますが、これ8,000円という金額設定されてから大分たっているかと思えます。

この8,000円の考え方なのですけれども、当時のある程度の、宿泊の1泊の相場の中で考えられていた金額なのか、あるいは予算の中で出せる金額というような押さえの中で、こういった設定がされて、両方含めてということかもしれませんけれども、そのあたり、もしお分かりになる部分あったら、この金額設定の意図をお伺いしたいと思います。なぜかといいますと、今8,000円で大体全道大会とか全国大会行くときに、宿泊できるような宿というのは、ほぼないというような状況でありまして、1泊2食ぐらいになるかと思えますので、やっぱり子どもたちなので、そういったところで、ちょっとお伺いさせていただきました。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今のご質問いただきました宿泊料8,000円の関係でございますが、もともと5,000円だった宿泊料を平成20年4月に改定しております。その理由として実情と合わないという部分もあったのでしようけれども、近隣の市町村の状況も参考にさせていただきながら、この8,000円という数字に変更したところであります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 分かりました。

今後このあたりというのは、町として広げていこうというか、金額的にさらに厚くしていこうとか、あるいは対象を広げていこうとか、そういったスタンスでおられるのか、そうではないのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 実情に合った考え方をちょっと変えていかなければいけないという部分は、持っているのですけれども、対象を広げていくというのは、今の段階でも十分対応している部分はあるのかなと思っています。

ただ、金額に関しまして、少年団であれば、研修施設的なところに泊まれば可能な部分もあるのかもしれませんが、中学生とかが大会に行つて宿泊するとなると、引率も含めて厳しい状況にあるなという把握もしています。ここは近隣の市町村の状況も確認しながら、この後、進めていきたいなどは考えています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） おおむねの方向性は分かりましたが、ちょっと細かいことで申し訳ないですけれども、そういった研修施設に泊まれるなら泊まるのです。泊まれるなら泊まるのですけれども、そもそもない。それから、大体やっぱり全道・全国大会とかは、決まってから大会までというのが、そんなに日にちがながいですね、結構ぎりぎりに決まったりするので。そうすると、もうその頃にはそういう研修施設どころか、近隣の宿泊ホテルもないというような状況が今の状況、特にこの本当に一、二年ですかね。ましてや、業者さんも、いわゆる子どもたちが泊まるよりは、外国から来られる観光客が泊まったほうが、そういう商売ですから、お金になるということで、あまりそういった配慮もやっぱりなかなかなくなってきて、いろんな配慮とかなくなってきているということで、旅行者もそうなのですよ。キャンセルとかもなかなか簡単には利かないというようなことで、そういった状況がかなり本当にこの一、二年ぐらいで大きく変わってきているというようなところで、何言っているか、決まったときにはそういった安い宿というのは、もうまずほぼないと。そして、かなり高額な、そして離れた場所というようなことになりますので、そうすると、先ほど課長も最初におっしゃられた移動手段とか、そういうのも公共交通機関だけでは、もう済まないというような状況もありますので、ある程度把握されている部分もあるかと思いますが、それらも含めて見直しというのが必要かなと思います。

私もこれ金額を上げたほうがいいのか、対象を広げたほうがいいのか簡単な考えではないですよ。本当にどうしていきべきなのかなと思っています。例えば、そういった状況もやっぱり変わってきていますし、それから子どもの数が減っているということもあるのですが、では、今後、幕別町の助成のこういった対象が減るのかといたら、これも分かりません。分かりませんが、子どもの数が減っているということは、幕別町よりもほかの町の子たちのほうが、やっぱりチームだったりとか、スポーツ環境だったりとか、文化環境だったりとか、なかなか厳しい状況になっている。そうすると、まあまあ人数がいる幕別町の子たちが勝ち上がってしまうという、これまでよりもそういったチャンスと言ったらおかしいですけれども、そういう機会が多くなっていくということで、幕別町の子どもの数は減っていくけれども、そういった全道・全国へ行く機会というのは、増えていくのではないかなという予想もあります。

ただ、その一方で、この前も中体連の全国大会をなくしますというような話もあったとおり、そういった全道大会、全国大会というのを減らしていこうという流れもあるわけですよ。そういった部分でちょっと読めないなと思っているところはあるのですけれども、そういった中で、この助成ということのそもそものあり方というところについて、細かいところの見直しはもちろん必要なのですけれども、全体的な見直しというのが、今後ちょっと必要になってくるのかなと思うのですが、お考えを聞かせてください。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 今おっしゃっていただいた、まさにそのとおりかなとは思っておりまして、

例えば宿泊費の話も金額的には今のところ管内、特に1市2町であれば、うちの町もほぼ同じ同額という形ではあるのですけれども、ただ、現在の状況、価格高騰含めてかなりな金額にはなっているので、その辺の部分も当然見直しというか、検討はしていかなければいけないのかなとは思っております。

また、少子化の関係も、うちも今、例えば出場枠4倍に満たないものについては助成しないよだとか、そういった形になっていきますけれども、それも少子化になってくると、当然4倍に満たない場合というのは、どんどん出てくるとは思うので、その辺もそぐわなくなってくるのかなとは思っておりますので、おっしゃっていただいたように、この助成の内容全体、その辺含めて今後検討していかなければいけないとは思っております、それにつきましては、管内の状況なんかを踏まえながら、検討というのは十分していきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 分かりました。

最初に申し上げたように、本町ではかなり厚い助成をさせていただいているとは、比較的ですね、考えてはいます。それから、運用のほうにも柔軟にやっていただいているとは思っています。

実は、管内のある町で、教育長から今度こうした助成を全額補助するというをおっしゃった教育長がいるのですけれども、私は、個人的な考えではあまりいいことだとは思っていないというふうに、こうしたいろんなスポーツや文化の考え方が変わってきている、芸術に関しても考え方が変わってきている。いわゆる全国に行くことがすばらしいことでもないし、全道に行くことが大事でもないし、それはそれですばらしいことではあるのですけれども、それを目指すだけが文化、スポーツ、芸術の狙うところではないというような考えもある中で、こうしたところ、一部のことに對して大きな助成をつくるのか、なかなか財政の中で、それをどうしていくのか、それよりもより多く子どもたちや、あるいは地域の方々に、そういったスポーツ、文化、芸術を豊かに経験してもらえるようなところに力を入れていくのか、そういったことも含めた見直しというのも考えていかなければいけないのかなと。この助成について何か否定するものではないのですけれども、そういったことも含めて、大きく考えて個々のこの助成制度のあり方というところも見直しが必要かなというふうに思いますが、改めてお考え聞かせてください。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 今、お話の中で、ある教育長が全額助成というような話もありましたけれども、それぞれの町でいろんな考え方の下、助成のあり方というのを検討されて、こうしたスポーツや文化活動に対する支援というのをやってきたのではないかなと思っております。

それは、本町においても同様でありまして、これまで幾度となく助成の対象ですとか、助成額についても見直しをしてまいりましたけれども、都度そうしたあり方をどうあるべきなのかという検討をした上で、現在の形になっているのかなと考えております。根底にあるのは、スポーツですとか、文化活動に広く親しんでいただいて、子どもさんがそういった機会を一定程度確保するということが、大事ではないかなと考えておりますので、いずれにいたしましても、これまでもそうですけれども、今後においてもさまざまな状況を踏まえて、この助成制度のあり方については検討していかなければならないと考えております。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、13時00分まで休憩いたします。

12:00 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○17 番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問いたします。

日高山脈襟裳十勝国立公園化決定での町の取組について。

1981年に指定され、日高・十勝両管内にまたがる日高山脈襟裳国立公園について、環境省の中央環境審議会は5月22日の自然環境部会で国立公園に指定することを決めた。2022年に十勝側は、帯広市、芽室町、清水町、大樹町、広尾町、中札内村の6市町村が十勝・日高山脈観光連携協議会を設立し、観光振興を課題としつつ国立公園化に備えてきた。早ければ6月下旬に正式に指定され、名称は日高山脈襟裳十勝国立公園となる。国立公園の設立は、道内では1987年の釧路湿原以来7か所目となる。

正式決定後は、十勝、日高の住民にとって区域外であっても、地域振興、観光振興、自然保全において地域を盛り上げ両管内の連携を強めるべきとする声が上がった。

そこで、以下について伺います。

1 点目、明野ヶ丘公園の眺望は、過去には日高山脈から大雪、阿寒と大パノラマであったが、今は見るができない。対策すべきでは。

2 点目、忠類地区の地域振興の考えは。

3 点目、国立公園指定後には官民連携総合型協議会が立ち上がるが、町は参加するのか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「日高山脈襟裳十勝国立公園化決定での町の取組について」であります。

十勝、日高管内の13市町村にまたがる「日高山脈襟裳国立公園」は、昭和56年10月に国立公園に指定され、氷河の造り出した地形や日本唯一の地質が見られるほか、北海道を代表する野生動植物が多く生息するなど、国立公園としては全国一の広さを誇る日本を代表する公園となっております。

また、国立公園と国定公園は、いずれも自然公園法に基づき環境大臣が指定しておりますが、その管理は、国立公園は環境省が、国定公園は都道府県が行っており、国立公園に指定されることで、自然保護や観光振興などの施策に国の予算を活用でき、国が認めた景観ブランドとして認知度が上がることが期待されることから、本町といたしましても十勝圏活性化推進期成会を通じて、「日高山脈襟裳国立公園」の国立公園早期指定と観光振興への支援を国に要望してきたところであります。

ご質問の1点目、「明野ヶ丘公園の眺望は、過去には日高山脈から大雪、阿寒と大パノラマであったが今は見るができない、対策すべきでは」についてであります。

明野ヶ丘公園は、開基80年を記念して、幕別の歴史と自然を後世に残すことを目的に、昭和52年度から平成2年度までの14年間をかけて整備された総合公園で、3年4月に全面的供用を開始しており、8年10月には、開基百年を記念して、アイヌ語で偉大な崖を意味する「ピラ・リ」を建設し、自然景観と調和したシンボル施設のある公園として町民に親しまれております。

ピラ・リの建設から27年が経過しているため、展望塔周辺の既存樹木が成長し、以前とは見える景色が異なっていることから、明野ヶ丘公園再整備基本計画ワークショップ「ファン・プロジェクト・まくべつ」の意見を基に、現在計画している明野ヶ丘公園再整備事業の中で、残す樹木と切る樹木を選別し、生態系に配慮した間伐などの環境整備を段階的に実施する予定であります。

また、国立公園は、全国で34か所、道内では6か所が指定されておりますが、新たに日高山脈襟裳十勝国立公園が指定されることで、阿寒摩周国立公園と大雪山国立公園を含めた3か所の国立公園が、明野ヶ丘公園のピラ・リ展望塔から同時に眺望できることになれば、公園の新たな魅力となりますことから、自然環境に配慮しながら公園の環境整備に努めてまいります。

ご質問の2点目、「忠類地区の地域振興の考えは」についてであります。

日高山脈は、十勝に住む私たちの暮らしの中にある当たり前前の景色として存在していますが、国

立公園化を契機に、地元の方々には改めて日高山脈の希少な地形や自然のすばらしさを再認識することができる機会となるとともに、全国的な知名度の高まりによって、十勝に訪れる観光客の増加が期待されるところであります。

特に忠類地域を含む南十勝は、どこからでも日高山脈の雄大な姿を望むことができ、四季折々に変化する美しい山並みを背景に、素朴で豊かな田園風景が広がる景観が特徴的なエリアであります。

中でも、忠類市街地の北側に位置する丸山展望台と共栄牧場内の丘からの眺めは秀逸であり、この共栄牧場内には、毎年7月から9月までの土・日、祝日に、十勝シーニックバイウェイ南十勝夢街道忠類地域部会が運営する「シーニックカフェちゅうるい」が開設され、壮大な景色を一望できる観光スポットとして、本町の貴重な観光資源の一つとなっております。

また、ナショナルサイクルルート「トカプチ 400」の地域ルートとして、令和5年4月に認定された忠類シーニックルートは、ホテルアルコを起終点として、シーニックカフェちゅうるいや旧国鉄広尾線の駅舎であった鉄道資料館などを経由するルートとなっており、地域の魅力を生かしたサイクルツーリズムの推進によって、今後はサイクリングを目的とした観光客の増加も見込まれるところであります。

本町は、国立公園化後の指定区域には隣接しておりませんが、忠類地域は、ホテルアルコや道の駅、キャンプ場やナウマン象記念館のほか、南十勝唯一のスキー場である白銀台スキー場など、観光・交流の核となる施設が集積していることに加え、日高山脈の眺望は他に引けを取らない忠類ならではの強みであると捉えております。

町といたしましては、引き続き、さまざまな媒体を活用して地域のイベントや多彩な観光資源の魅力を積極的に発信していくとともに、今後の国立公園化に伴う知名度の高まりを追い風として、南十勝夢街道4町村の各種取組や関係機関との連携を図りながら、忠類地域の強みを最大限に生かしたさらなる交流人口の拡大に努め、地域振興につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「国立公園指定後には官民連携総合型協議会が立ち上がるが、町は参加するのか」についてであります。

令和6年5月22日に開催された環境省中央環境審議会において、環境大臣から諮問された「日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の指定および公園計画の決定について」は、諮問のとおりとすることが適当である旨が答申され、早ければ6月中にも官報告示が行われる予定であります。

今回の答申結果を踏まえて、官報告示後には、環境省をはじめとする国の機関や北海道、区域内の13市町村、民間団体など多様な主体の参画により総合型協議会が設立されるものとお聞きしており、幕別町を含む区域外の十勝管内町村は構成員に入っておりませんが、町といたしましても、協議会への加入の有無に関わらず、国立公園化が町域全体の活性化につながるよう、今回のチャンスを生かしてまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17番（藤原 孟） それでは、再質問してまいります。

明野ヶ丘公園、ピラ・リからの景観というのは、もう皆さんご存じのとおり日高山脈、それから北には大雪国立公園、東に阿寒摩周国立公園、三大公園の山並みが一望できて、眼下にはシバザクラの花壇から始まって、十勝の大平原が雄大に広がる絶景中の絶景、まさしく類いまれな場所だということは言えると思います。しかし、建設から約30年たったことで、周辺の木は成長し、視界はかなり狭いものとなりました。現在、明野ヶ丘の再整備計画を進めておりますが、3大公園、国立公園の景観を復活する、そのことを最優先とすれば、ただ、公園内の木でありますから、自然の保護と利用というバランスを保つことで伐採をせねばならないと思います。当然、行政の保護と専門家のアドバイスを基に、林の中にぜひ光と風を通しつつ伐開をし、特に西側の日高山脈系の眺望、これを取り戻す、そういう考えはできないか、まずお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤原議員おっしゃるとおり、明野ヶ丘公園のピラ・リから三つの国立公園が眺められる、そういう位置にあるわけでありまして、確かに三十数年たって、樹木も伸びて、西側は非常に見通しが悪いような状況になっているわけでありまして。

実は、この質問がありまして、どのような眺望が利くのかなということを実地で確認をいたしました。それで、写真を撮ってきたわけでありまして、それによりますと、この高さは、もうピラ・リの上からの高さに合わせて、林の向こう側から、西側からどのぐらい日高山脈が見えるのかなと、そういう写真を撮ったわけでありまして。そうしますと、豊岡の丘の向こう側に日高山脈が見えるのです。ただ、それも限界があって、ずっと西が見えるわけではないので、大体計算しますと、西から東側をずっと見たときに、230度ぐらいの眺望が可能かなというところまで、実はざっとですが計算をいたしまして、ある程度魅力アップにはつながるのだろうなど。

ただ、問題があるのは、藤原議員がおっしゃったように、木を生かした、自然を生かした公園でありますから、どこまでを切れるのか、間伐なり、枝払いができるのかということも考えながら、おっしゃいました専門家の意見も聞きながら、見通しのよいような公園、あるいは日光が遮られて下まで日光が届かないという、そういうことも今ありますので、そのことも踏まえた中での除間伐というものに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17番（藤原 孟） 私も見に行きましたけれども、230度という角度、それは考えも及ばない。本当、町長、最近やる気ありますね。だんだん質問がちょっとなくなるのですけれども、続けます。

ピラ・リ、この景観は、私はわざわざ景観だけ見に来るといような公園ではないと思います。それよりも、あの三大公園を見ながら、あの山々を見ながら、開基100年、あの頃幕別の有志が、つわものが地域振興のために芝桜まつりを行った、そういうメンバーだとか、名前、顔、それらを思い出す、そういう場所でもあると思っております。あの明野ヶ丘の公園は、多くの人が毎度たくさんの方が来いという場所ではないと思います。やはり静かにいろんな思いを込めながら、自前のお茶でも飲みつつ、いろんな思い出を語ったり話したりする場所でもないのかなと思います。それに公園再整備といいながら、遅々として進んでいないのではないかなと私は思っております。これは災い転じて云々ということわざがあるとおり、日高山脈、国定公園から国立公園になったことで時代のニーズがまた変わったのですよね。そのことを考えると、今進めている事業推進一旦止めて、景観の再現をまず第一主力として、第一の目的として、人の集まりを検証して、それから再整備の計画を練ったほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 公園の再整備がなかなか実現しないというのは、ここ、25ヘクタールもあって、非常に大きな自然豊かな公園であります。既に造った施設がもうかなり老朽化して、一時休止しているところもあるというそういう中で、その大規模な公園のよさをいかに生かしていくかという点で、なかなか難しさがあるわけ、お金も大々的に入れるつもりはありませんが、お金もある程度かかっていくということでもありますから、まずゾーンを三つに分けた中で、ピラ・リ周辺を第一優先にして、どういった整備が必要なのかなというところを、今まさに事業者の参入なども踏まえて検討しているところでもありますので、なかなか遅々として進まないのは事実かもしれませんが、今回確かに国立公園化という非常に大きな決定もありますので、その景観、魅力アップも含めて、検討したいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17番（藤原 孟） 業者まで入れる、その辺はこれからよく考えてほしいなと思います。

それでは、2番目の質問の、忠類地区の地域振興について伺いたいと思います。

忠類地区は、景観で言う観光として、3か所の場所があると思います。一つ目は、まず答弁にもありました丸山の展望台です。私、数日前に車で、対向車が来なければいいなという、そういう雰囲気でも頂上まで行ってまいりました。そして、一番先に目についたのが、簡易トイレでした。あま

りにもあの緑深い場所に似つかわしくないトイレが、まず一つぼつんと立っておりました。恐る恐るドアを開けてみました。当然、清潔感もないな、きっと使われた跡もと思いついて入りましたが、ほとんど使った跡はなかったですね。ただ、気になったのは、使用の注意書きに、幕別町という文字が入っている置物がありまして、このトイレは幕別町が管理しているのだなということは明らかに分かったのですが、あのトイレをあそこに置くのかな、私は必要がないのではないかなと思います。それは、これからたくさんの方が来ればまた別ですが、あの形で、あのようなものは置かないほうがいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） あの丸山の眺望というのは、明野ヶ丘よりもさらに優れていると私は思っています。あそこは大体 330 度ぐらい見晴らしが利くわけでありまして。ただ、これも明野ヶ丘と同じように、木が伸びてきて、枝が邪魔して眺望を遮るところもあります。けれども、非常に、太平洋まで晴れた日には見えるわけでありまして、それとももちろん日高山脈も見えるということで、非常に眺望という点では素晴らしいと思います。ただ、長時間滞在する場所かなとなったら、トイレは我慢できないぐらい何時間もいらっしゃる方は、そんなにいないのかなと思いますので、今ご指摘があったトイレが本当に要るのかどうなのかということと、それともう少し見晴らしを利かせて、魅力アップにつながるような、そんな対応をしなければならぬなと思っています。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17 番（藤原 孟） 丸山の眺望を昨年見に行ったときは、やはりかなり近辺の木が生い茂って、見晴らしが悪くなった。この前行ったら、思った以上にきれいになっておりました。誰かがきつと対策したのだなと思います。これは誰がやったかは私は知りません。分かりません。でも、前任の総合支所長が許可を出したのか、それとも地区の、役場の総合支所の職員が、これから丸山の展望をよくしなければならぬのだなという思いでやったのか、まさしく褒める、よくやったという言葉しか私は出ないのですけれども。全員でやったのかどうか、どういう対策をしたのか、一言教えていただければ、前任者の総合支所長とは言いませんので、ぜひ担当の方よろしくお願いします。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（谷口英将） ありがとうございます。昨年、町内会長さんから、見晴らしが悪いよということで要望がありました。ゴールデンウィーク前に、枝葉が繁茂する前に、あそこ町有地でありまして、地域振興課の男性職員と森林組合の職員にお手伝いをいただいて、4 月の下旬に、少しではありますけれども、雑木を伐採させていただきました。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17 番（藤原 孟） まさしくよくやったと、その一言であります。

では次に、共栄牧場のシーニックカフェの展望。今年はかなりの方がもう、まだオープンしていないけれども、私も 2 回ほど行ってきました。本当に眺望がいい。ただ、入り口にこういう立て看板がありました。冬期間は除雪はしない、そのことが書いてありました。しかし、写真愛好家によると、冬の空気が澄んだときほど写真が一番、日高山脈、きれいに撮れるのだと。国立公園の決定、これによって観光客が増えます。冬期間、全面とは言いません。ある時期だけでも除雪して開ける、そういう考えは持っていないのか、これは、町長とは随分昔にやり合ったことがありまして、再度、この質問をいたしますので、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私もその議論について覚えておまして、そのときにも申し上げたのは、その日高山脈の雄大な眺望がいつくつきりはっきり見えるのだということでありました。私、今回も忠類在住の方何人かにお聞きしましたが、大体忠類に住んでいる方というのは覚えていないですね、分かっていないという感じで、ごく当たり前の風景なので、そのよさに気づいていない。答弁の中でも申し上げましたように、この国立公園化を機会に、忠類の人たちにも、そのすばらし

さを再認識してもらうことも必要であろうと思っております。そういう中で、何人かにお聞きした中では、大体空気が冷たい12月からゴールデンウィークぐらいまでのうちの、ずっと毎日ではないですよ、これまた難しいのですよ。その中の何日間か、延べ30日もあるかどうかということでありましたので、この辺を、その価値観をどう我々も見詰め直すかによっては、また新たな事業方向というのは変わってくると思いますので、ここは、今すぐどうというというのは申し上げられませんが、そこは再度検討したいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17番（藤原 孟） 町長も随分丸くなりましたね。一步進んだ、本当その前回の答弁から見たら、ずっと進んだなと私は思って、うれしく思っている。

あと、3点目に入りますが、忠類、当然、道の駅とアルコ。特に日高側では、温泉つきの宿泊施設があまりない。それで、これから日高側の登山ルートというのはかなり開発されていますけれども、いわゆる十勝側のルートは、厳しいルートでもあるからそんなに開発されていないのだけれども、恐らく忠類の道の駅だとかアルコに、そこを起点として日高山脈を行きたいと、当然これは大樹だとか中札内を經由して行かなければならないのですけれども、やはり十勝側からいかに近くまで行けるかという、これは忠類の財産になると思います。特に札内岳、それから十勝幌尻岳、この辺への登山のお客は増えてくる、そういうことからいいますと、ぜひ忠類のどこかに、昔で言えば鳥瞰図というのですか、アルコなり道の駅を、ここから日高山脈の新しいルートというか、登山ルートというか、こういう経由で行けますよという、せめてそのぐらいの案内掲示はできないのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、登山愛好家、しかも険しい山、十勝側からいうと非常に難しい山だと認識しています。その中で、どれだけの方が登山に挑んで、挑むという言葉がいいのか分かりませんが、登っていくのかなと考えたとき、あまり多くはないのではないかなと、そういう認識でおりましたので、今ご提案のあったことについては、ちょっとそこまで考えは回っておりませんでした。それよりも、むしろあの日高山脈の眺望というか、絶景を見るには、日高側は全く見られるところはないのですね。それから見ると十勝は、広尾から清水までどこに行ってもすばらしい景色が見られるというところなので、私は、そういうところが、区域内に入る方も確かにいるでしょうけれども、入らない方に魅力を伝えて、それ拠点としてアルコであったりという宿泊施設を利用してもらう、あるいは道の駅を利用してもらうというようなことを、南十勝夢街道という連携もありますので、1町だけではなくて連携しながら、周遊してもらいながら楽しんでもらうような、そういうことを協議してまいりたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17番（藤原 孟） 本当にすばらしい財産ができたのだなと思っておりますので、ぜひ進めてほしいと思います。

それでは、3点目の官民連携総合型協議会の参加についてです。

先日の新聞報道で、区域外の町村を含めて総合型協議会を立ち上げる、そういうことをいい、既にある日高山脈に隣接する管内6市町村、帯広市、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町でつくった十勝・日高山脈観光連携協議会を、実施の主体として観光の掘り起こしやモニターツアーを実施する予定だということで、区域外の幕別町は多分、蚊帳の外とは言いませんけれども、蚊帳の外になるのだなという気がいたします。

しかし、国立公園の決定後、新聞の記事に目を通すと、どの新聞も大体山岳新聞が多かった、そういう風景が多かったのですけれども、5月23日の地元の新聞、これには私はくぎづけにされました。それは、先ほど町長が私に見せてくれて、私も見せます。小さい記事、新聞ですけれども、こういうの。見た人は見ている、見ていない人は見ていないわね。これは、ここに書いてある記事を読みます。

「国立公園に指定されることが事実上決まった日高山脈を望む十勝平野の畑作地帯」、場所は十勝管内幕別町駒島、撮影者加藤哲朗とある。その風景は、一番下段にビートのあの緑、中段に小麦の黄金色、上段に日高山脈の濃紺の色、そして一番上はいわゆる十勝晴れのブルースカイですね。あの美瑛の色彩から見たら地味な色ですけども、でもこういう景色、こういう記事が幕別発で出ているということ、これがやはり今回、国立公園に十勝という意味が入った、最大の意義があるのだと思います。いわゆる日高山脈のこの厳しさだけが売りではなく、その下にある十勝の大平原、これも一緒になって写すのだ、そういうものを全国の観光客に見せたいのだなと、私はこの駒島と、どこなのか本当は探したいけれども、これはまた美瑛町の地域の人といろんなトラブルがあったと思いますから、でもきつとこの場所は、どこなのか多くの方が探すと思います。できれば、この撮影者と町が一緒になって、どの辺なのか、その場所を見つけて、何らかの対策は既に打っておくほうが、私は地域の農作業の邪魔になるとか、観光客とのトラブル、そういうものが起きないように、今からやはり場所だけは知っておいたほうがいいのではないかなと思います。町長、どうですか、この写真。すばらしいと思わないですか。ありますか。ありますか、そうですか。そんなすばらしく早くに手に入れたのだな。どうでしょう、この色合い。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） せっかくのお話なのですが、多分写真は、これ、新聞社のカメラマンが撮ったのではないのでしょうかね。でないかというふうに想像するのですが、ちょっと分かりませんが、

確かに全体的にはきれいなのですが、山がちょっといまちはっきり見えないなというところが難点で、これは先ほど申し上げたとおり、本当に晴れ渡る日が、山までくっきり見える日は本当なかなか、それこそ知床峠で国後を見るような、それぐらいの確率、摩周湖の晴れた日を見るような確率に近いぐらい、なかなかすばらしい絶景を見られる日というのはないのですね。果たしてこの人がどこの人で、どこで撮ったかについては興味はあるところなのですが、いずれしても駒島だと、非常に平らなところが広がっているので、どこに行ってもこれに近いような撮影スポットになるのかなというふうに、今、想像しています。それで、ここを何とか早めに手を打って、交流人口の拡大なり観光につながればと、そういうご提言だと思います。もう少し現地を見て、本当にそれが金になるか、そこは金にならなければ、なかなか行政としても取り組むのは難しいので、そういった視点、いわゆる観光というのは金を稼ぐということなので、そういうふうな結びつきがあるのであれば、それは積極的に、地域の地権者の了解も要るでしょうから、そういった地域の理解も得ながら紹介するというのは、ひとつ考え方としてあるのかなと思います。

それと、先ほど蚊帳の外というお話ありましたけれども、私は、逆に言えば、それをうまく影響を取り込んでやろうという、そういう気持ちでおります。区域に入るといろいろ山岳の遭難だとか、そういうことも非常に、また別の意味での大変さも出てきますので、そういう意味では、何とか外にいてうまく利益を誘導できればなど、そんな思いでおります。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○17番（藤原 孟） 終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問をいたします。

高齢者補聴器購入費助成制度の実現であります。

誰でも加齢とともに高い音から徐々に聞こえにくくなり、70歳以上の半数に難聴があるとされています。

言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、日常生活の中で意思疎通がうまくいかなかった

り、社会参加をためらったりする実態もあります。

内閣府が令和4年12月に改定した「孤独・孤立対策の重点計画」において、難聴者のための補聴器等の利用による社会参加の推進が記載されました。

高齢者の生活の質を守る上で、難聴対策を行うことが重要であることが分かります。旭川市では今年7月に補聴器購入モデル事業を実施します。

令和3年度では36自治体で助成制度がありましたが、今年1月時点で237自治体まで広がっています。

令和3年8月に「補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情」が1,076筆の署名とともに幕別町議会に提出され、民生常任委員会で審査を経て、令和4年第1回定例会において趣旨採択となったところでもあります。

以下、高齢者福祉の増進に向けて町の考えを伺います。

1、「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の策定に係る実態調査において、補聴器の使用状況や未使用の方の意向など、高齢者の補聴器に関するニーズを把握するというものでありましたが、その状況は。

2、高齢者補聴器購入助成制度の実施についての考えは。また、補聴器は調整が必要であり、制度を実施する場合は、「認定補聴器技能者」が在籍する店舗での購入を条件とする考えは。

3、難聴は、本人では気づきにくいことから、スマイル検診で聴力検査を実施する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「高齢者補聴器購入費助成制度の実現を」についてであります。

高齢に伴う難聴、いわゆる老人性難聴とは、加齢により内耳の感覚細胞が老化することや、内耳から脳へ音を伝える神経の老化によることが原因となって生じる難聴であり、一般に「耳が遠くなる」と言われているものであります。

平成23年6月に、日本老年医学会で報告された高齢難聴者の全国推計値によりますと、高齢者の難聴有病率は、男性は60歳代で30.0パーセント、70歳代で60.1パーセント、80歳以上で84.3パーセント、女性は60歳代で18.5パーセント、70歳代で53.9パーセント、80歳以上で73.3パーセントとなっており、いずれも年齢の上昇に伴い、有病率も高くなっていることが示されております。

ご質問の1点目、「補聴器の使用状況や未使用の方の意向など、高齢者の補聴器に関するニーズを把握するとしていましたが、その状況は」についてであります。

町では、昨年6月16日から7月21日までの間に、幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024策定の参考資料とするため、昨年度末時点で65歳から89歳となる方のうち無作為抽出した1,727人を対象に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の中で、日常的な耳の聞こえに関する調査を行ったところであります。

調査結果については、回答者数は1,273人、回答率は73.7パーセントで、そのうち「日常生活で耳の聞こえに不安がある」と回答した方は455人、35.7パーセント、「不安がない」と回答した方は783人で61.5パーセント、無回答が35人、2.8パーセントでありました。

「日常生活で耳の聞こえに不安がある」と回答した455人の方のうち、「日常的に補聴器を使用している」と回答した方は100人で22.0パーセント、「使用していない」と回答した方は349人で76.7パーセント、無回答が6人、1.3パーセントでありました。

また、「補聴器を使用していない」と回答した349人の方のうち、補聴器を使用していない理由としては、「日常生活は問題ない」と回答した方は247人で70.8パーセント、「費用が高い」と回答した方は52人で14.9パーセント、「聞きたい音以外の音を拾うため」と回答した方は18人で5.2パーセント、「使用方法が分からない」と回答した方は4人で1.1パーセント、無回答が28人、

8.0パーセントでありました。

ご質問の2点目、「高齢者補聴器購入助成を実施する考えは、また、制度を実施する場合は、「認定補聴器技能者」が在籍する店舗での購入を条件とする考えは」についてであります。

令和4年に報告された一般社団法人日本補聴器工業会の調査によると、補聴器1台当たりの購入価格は10万円から30万円のものが半数以上を占めており、両耳であれば20万円から60万円が相場と高額なものであります。

町では、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている方につきましては、「障害者総合支援法」の補装具費支給制度に基づき、補聴器の購入限度額の最大で14万4,900円に対し、住民税非課税世帯には全額を、住民税課税世帯には9割を公費負担で支給しておりますが、利用状況を調査した結果、支給を受けた方のうち2割の方が使用していないという実態がありました。

また、令和4年に一般社団法人日本補聴器工業会が補聴器所有者に対して実施した調査結果によりますと、補聴器について「期待以上によかった」と回答した方は15パーセント、「期待どおりであった」と回答した方は51パーセントでありましたが、「期待以下であった」と回答した方は34パーセントであり、理由としては「音の自然さ、明瞭性」などの音質や、「周りがうるさい中で会話するとき」など、一定の環境下での音の聞き取りについて満足度が低いとの状況でありました。

十勝管内で高齢者補聴器購入助成事業を実施している6町に対して、事業の実績や事業導入効果などについて調査したところ、利用者に対しアンケートを実施している町では、利用者からは「会話やテレビが聞き取りやすくなった」「いらいら感が解消した」との声があり、使用を止めたなどの声はなかったとのことでありましたが、そのほかの町では制度導入からの年次が浅いため効果を判断するには至っていないとのことであります。

町といたしましては、引き続き、導入市町村や町内の補聴器利用者、さらには販売事業者などから情報収集を行い事業効果を確認の上、年内を目途に方向性を見いだしてまいります。

また、認定補聴器技能者とは、公益財団法人テクノエイド協会の認定を受けた方で補聴器を購入する人の使用目的や使用環境の相談に応じ、補聴器の適合調整や効果測定、使用指導などを適切に行うことができる方で、本年6月1日現在、十勝管内で11の方がいるとお聞きしております。

補聴器は利用者個々の状態に応じた調整やトレーニングが必要となるものであり、助成制度を導入する場合には、効果的な制度の運用を図るため必要な条件についても研究してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「難聴は、本人では気づきにくいことから、スマイル検診で聴力検査を実施する考えは」についてであります。

市町村は、健康増進法に基づき、歯周疾患検診や骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査、がん検診の実施に努めるものとされており、現在、町ではスマイル検診として、40歳以上の国民健康保険加入者に対する特定健康診査、後期高齢者医療加入者に対する後期高齢者検診のほか、一定年齢の方に対する胃がん検診や大腸がん検診、肺がん検診、肝炎ウイルス検査、エキノコックス症検査を実施しております。

特定健診および後期高齢者健診の検査内容は、血液検査や尿検査、身体計測、血圧測定、診察、心電図、眼底検査など、生活習慣病予防の観点から特定健康診査および特定保健指導を実施しているため、聴覚検査は含まれておりません。

難聴に対する検診を特定健康診査の対象とするかについては、現在、国の難聴への対応に関する連絡会議において、今後、費用対効果を含めて検討が必要であり必要な知見を収集していくとされておりますことから、当面は国の動向を注視してまいりたいと考えております。

町といたしましては、日々の保健師の相談業務や出前講座などを活用して難聴に関する啓発や、個々の状態に応じて専門医への受診勧奨に努めるとともに、糖尿病や高脂血症、肥満を特徴とするメタボリック症候群が老人性難聴の発症や悪化に影響するといった研究報告もありますことから、保健師、栄養士などによる生活習慣病に対する日常的な保健指導に引き続き取り組むことで、難聴

者の方の早期予防や早期発見などに努めてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきたいと思います。

大変前向きなご答弁をいただきました。

一つ目ですが、計画策定の際にかなり細かく実態調査を行われたと認識しています。日常生活で耳の聞こえない方にとって、よりよい計画になることを期待したいと思います。こうした中で、具体的に計画に反映された項目等とかはあったりしましたでしょうか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 計画の中では、この耳、聴覚の部分に対する新たな取組というのは設けておりません。しかしながら、これまで介護保険事業計画の中では、まずその状態を把握するための予防、気づいてもらうこと、それと相談業務、そういったところにつきましては、一番重視しているところがございますから、これまでと同様、引き続き実施していく考えでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） お隣の芽室町では、聞こえのセルフチェックというものもあります。要は、耳が聞こえなくなるというのは、なかなか認識しにくい、自分で理解しにくい、そうした中で自分で1回してもらって、病院にかかるとか、診療所にかかるといって計画を作成するというところでやっている自治体もあります。こういったものを計画に入れて、聴覚の問題とかも、いわゆる自分で自覚してもらって、補聴器とか病院につなげていくということも大切ではないかなと思うので、こうしたこともぜひ計画を作成する際には、せつかくこれだけたくさんの調査を行ったわけで、やっぱり聞こえに対して不安を抱えている方ということも把握できたわけですから、ぜひそういったものを反映させて、計画作成を行っていただきたいと思いますので、ぜひ次期計画には反映させていただきたいと思います。

次に移ります。

補聴器購入の助成の考えであります。町長、今、年内をめどに方向性を見いだすということで、すごく前向きなご答弁をいただきました。年内に制度設計を期待してもよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私が一番懸念しているのは、助成制度を設けたはいいのだけれども、その効果が発揮されないというのが一番困ると思っています。やるからにはしっかりと喜んでもらえるような制度にしなければならない。そういう点で、果たして補聴器というのが、耳にフィットして、末永くというか、ずっと使ってもらえるのかな。1回つけたはいいけれども、何か雑音入って使いにくいわと、ぼいっとやるのではこれは困るわけですから、そこを一番心配しております、それで既に十勝管内で導入している6町村についても、状況がどうなのか、効果がどうなのかということをお聞きしたわけでありまして、まだまだ歴史が浅い中でも、ただ私は、直接首長に確認した中では、かなり有効に使われているというお話も聞いておりますので、そこら辺の効果というものをさらに検証した中で判断をしたいと思っておりますし、もしやるとなれば、その条件というものもしっかりと組み立てなければならないなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） すごく全国的に広がりました。私が最初に質問したときは、35自治体であったのですが、2022年には120まで増えました。今年の1月には237と、もうすごい勢いで実施されてきています。本来であれば、国がとか、道、県がということではありますが、やはりなかなかそういったところには行かない。やはり住民の健康を守るという意味で、自治体が独自に助成制度を設けて、健康管理や生活の質の向上のために独自に取り組んできたというのが、結果として出てきているのが各自治体の制度設計が実現しているということで、一定程度こういったことはあるなと思

います。ぜひ、町長もその辺について、先進事例を見ながら検討していただきたいと思います。

特に、今、町長が言われたとおり、せっかく制度ができて、利用されていないところ、やっぱりいろいろなそれこそ基準がないものですから、自治体独自で判断して制度が設けられているのが実情なのです。

そうした中で、兵庫県が、県内 41 市町村ある中で 13 自治体が行っているというところであるのですが、兵庫県の耳鼻咽喉科医会、いわゆる医師会が補聴器購入の呼びかけということで出されていました。難聴の程度から補聴器の必要性が診断されれば、十分な技術力を備えた認定補聴器技能者のいる補聴器専門店で補聴器の試験を行って、その間の十分な補聴器調整を繰り返し受けながら、補聴器の導入を進めましょうと行っています。要は、助成制度、いわゆるお金を補助しますよというだけではなかなかそういった継続的にはならないのではないか、やっぱりそういったアフターケア、体制をしっかりと構築することはすごく重要であるということで、医師会が発表されていました。

特に、東京の港区というところ、ここすごかったのですね。港区モデルというふうに言われているのですが、60 歳以上を対象で行って、上限が 13 万 7,000 円というすごい金額で、住民税課税世帯は半額の 6 万 8,500 円までを上限として行っています。60 歳以上という理由についても、難聴になっても仕事が続けられるようにということで、対象年齢を下げたという話もありました。こうした中で、補聴器相談員のいる医療機関で受診して、補聴器技能者からの店舗で購入して、要件を満たして、アフターケアと支援を組み合わせながら一緒に補聴器に慣れるものにして、生活の安定につなげていきたいと思いますということでやられています。すごく予算もかけて、すごく大きな事業として取り組んでいます。

こういったところ、やはり大きい町とかで、大きいところでも真剣になってしっかりと制度設計を行えば、医療機関、いわゆる耳鼻科の先生たちの協力の下でも、やっぱり必要であって大切だということが伺えるのかなというふうに思って、今回ちょっと港区モデルをご紹介させていただきました。ぜひ、こういったアフターケア、側面のことも反映させながら、制度設計を考えていただきたいと思います。

今、237 自治体で実施しているというお話をしましたが、実はこういった体制でやっているところは 55 しかないのです。やっぱりまだまだ制度設計が弱いというのは実際にあります。やっぱり今後、幕別町が設定するのであれば、こういったこともぜひ考えて、先進地を参考にしながら制度設計を進めていきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、先ほどお話したように、やるからにはしっかりとそれが効果に結びついていくことが一番大事でありまして、せっかく補助制度をつくったはいいけれども使ってもらえないでは、これはもう我々の自己満足にすぎないわけで、そういうことには絶対あってはならないと思いますので、制度をつくる以上はしっかりと使ってもらう、そのためにはどういう条件が必要なのかということは、しっかりと考えなければならぬと思っています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） ぜひ、よりよい町の対策に期待したいと思います。

スマイル検診についてお聞きいたします。

国が情報収集を行っている状況であるために、動向を見ていくというようなお答えでありました。協会けんぽ、いわゆる労働者の方たちが特定健診を行う際には、聴力検査があるのです。でも、やはり国民健康保険になると聴力検査がないのですよね。やっぱりそういったところも考えて、特に年金を受けて仕事から離れている方、やっぱり聴力が著しく下がってくるという年齢のときに、聴力検査というのは大変必要になってくるものであるのかなと思います。場所によっては毎年行う、町長、先ほど話したように、費用対効果という話がありましたけれども、毎年行っていくのか、それとも豊島区とかでは、65 歳以上になったとか、そういう年齢を区分して聴力検査を行って、そう

いったものを自分で理解してもらって、病院とかそういう制度につなげてもらうというところをやっているところもありました。

いろいろやり方はあるとは思いますが、やっぱり健康を守って、長い間というか、長く日常生活ですとか社会生活が送れるように、こういった検診制度も設けていくことが必要ではないかと思うのですが、町長、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 聴力が落ちたということは、なかなか気づきにくいということをおっしゃっておりますけれども、私、実はドックへ行って引かかるわけですね。これはやっぱり会話をしている中で、やっぱり聞き返す機会が多くなってきたので、どうもこれ危ないなと思ったら、案の定ドックで右耳の高音域が聞こえないという結果でありました。ですから、私は、十分自覚できるものだと思っております。これは目もそうです。耳も、あと自覚できるのではないのでしょうかね。テレビの音が聞こえにくくなって、気づいたらボリュームが何段階も上がっているとか、夫婦の中でうるさいよとか言われるとか、いろいろ私は周りから気づかされる、あるいは自覚を持つということは、私はあるのではないかと思っております、それが生活の上で不自由であればやっぱり医療機関に行つて、測定をして、そして補聴器購入につなげていくということで十分なのかなと思っておりますので、それを検診に入れることについては、私、非常に疑問に思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 町長はご自分の体験を基にお話しされたということでありまして、いろいろな状況があるのです。徐々に聞こえなくなってきた、町長、やはり対話があるからなかなか聞き返すというのは、ところもあるのです。やっぱりみんな聞こえなくなる中で、人との関係が少なくなってきたとか、もしくはお一人で住んでいる方が会ったときに聞こえにくくなった。認識はあるかもしれないですが、日常生活の中では、そんなに苦勞されなかったらそのままいってしまうのですよね。そうすると、やっぱりどんどん生活の状況とか、社会、外に出るとかというのが少なくなってきた、どうせ耳が聞こえないからという方が、そういったことがある状況で、やっぱり検診を受けてもらって、そういったところにつなげていく。健康をいわゆる補完していくということが、私、大切なのではないかな。今、町長とちょっと逆ではあるのですが、そういうふうに認識していますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ何回やり合っても変わらないわけでありまして、私は自分の体験からいって、あるいはほかの人の状況を見た中で、明らかにこれは誰かに言われるとか、自分で自覚することにはあるのですよ。ただ、今言われたように独居ですね、一人で暮らしている方については、なかなかその方で、外に出ないとなったら気づきは遅くなるのかなということは分からないでもないのですが、全く人と接しないで生活しているというのは本当にまれだと思うのですね。ですから、そこはほとんど日常生活の中である程度自覚する、人から言われて、ああ、そうかなと思うという機会がほとんどカバーできるのかなと、私はそういう感覚を持っているわけです。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今、町長言った、認識がちょっと違うものですから、ここは話してもあれかなと思うので、ほかに移りますが。

先ほどお話ししたとおり、日常生活の中で保健指導で取組を進めて、早期に難聴者の方にそういう案内をするとか、呼びかけを行うということでお話をいただきました。幕別の介護認定、介護予防のためにチェックリストをお持ちだと思うのです。実は、それ25項目があって、こういうの大変ですね、こういうの大変ですねというのがあるのですけれども、実はここに聴力がないのですよね。こういった問題もやっぱりそういったものを導入して取り組むということも必要ではないかなと思つたのですから、ちょっと町に提案したいと思います。

今、先ほどあったように、何かその町では聞こえのセルフチェックとかというのを、別に設け

てやっているというところもあるのです。やっぱりそうなのです。要は、あればそれでいいのですけれども、やっぱりそもそも介護認定の中で聴力というのが、障がいになる方への対策であって、介護認定についてはそこまで入っていないのです、そもそも確定として。やっぱりそういったところも今後必要になってくる、自治体としてそういう制度をつくっていく上では、こういったものをぜひ取り入れていただきたいと思います。

今、聴力の改善については、家族の方や大切な友人の方が楽しく今後も日常生活を送っていくためには、やはり耳が聞こえないというのは、すごく大変な状況になります。その方の今後の生活にも大きな支障も出てくるものですから、ぜひ早期に制度設計を設けて、支援体制を構築することを強く求めたいと思います。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 答弁でお話ししたように、これはある程度もう少し時間がかかりますので、検証するための時間がかかりますから、それで私は、最速で年度内という答弁をさせていただいたわけで、それまでに鋭意情報収集に努めまして、それで今、何かこのやり取りが制度をつくるみたいな、そんなことが前提になっているような感じでありますけれども、これはやっぱり検証結果によっては、時期尚早なんてこともあるかもしれません。これ、分かりませんが。いずれにしても私は、聴力を維持することは非常に大切だと思っています。これは、聴力がなくなると、外に出なくなるわけです。そのことによって認知症になったりとか、外に出ることによって健康寿命が延伸したりとか、さまざまな効果もあると思っています。ですから、これは私は、耳、聴力を維持することは全く否定するものではなくて、むしろそれ大切なことだと思っています。ただ、補聴器が果たしてどこまでの効果を得られるのかということに疑問を持っているということと、もう一つ、今、集音器というのも値段が安くて出てきているのです。これの効果が果たしてどんなものなのかというのちょっと分からないものですから、補聴器だけがいいのか、集音器も対象に認めるのかということも出る。これも専門家のお話を聞かないと分かりませんので、コマーシャルはたくさん出ています、チラシとか出ていますけれども、それはもう本当に売りたいがために出しているわけですから、何とも医学的にどうなのかということもしっかり検証し、やるのであれば効果があるような制度にしなければならないと思っています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 効果のあるものをということで、今後の期待項目、今後の課題項目ということで理解いたしました。でも、やはり町長もお話ししたとおり、本当に求められているものだなと認識していますので、町の先進的な期待をもって質問とさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、14時15分まで休憩いたします。

14:07 休憩

14:15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塚本逸彦議員の発言を許します。

塚本逸彦議員。

○2番（塚本逸彦） 通告に従い、質問いたします。

1番、明野ヶ丘公園再整備基本計画について。

明野ヶ丘公園再整備基本計画の策定過程では、子どもたちを含むファン・プロジェクト・まくべつでのワークショップを行い、公園の未来像など、より使いやすい施設整備や楽しく過ごすことができるアイデアが出されました。

その後も継続して協議したファン・プロジェクト・まくべつは終了し、公園の再整備を進めていく段階かと思いますが、観光資源としての側面も大きく、ソフト面で検討される要素もあることなどから、以下の点について伺います。

(1) 本年度の明野ヶ丘公園のメンテナンスを含め、明野ヶ丘公園再整備基本計画の進捗状況は。

(2) 観光資源としての公園の再整備について、町としての考えは。

二つ目、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動についてであります。

本年度はコミュニティ・スクールや地域学校協働活動も議論から実行への年となり、教育委員会や各学園の尽力で、いよいよ具体的な活動に向かって動き出しています。

しかしながら、各学園はそれぞれの違いがあり、地域住民の認知は十分とは言えない状況であることから、以下の点について伺います。

(1) 本年度のコミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する啓蒙活動の取組は。

(2) 教育委員会内における地域学校協働活動の統括コーディネーターの配置体制は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、答弁をさせていただきます。

「明野ヶ丘公園再整備基本計画について」であります。

明野ヶ丘公園再整備事業につきましては、平成30年に幕別小学校3年生24人から「まくべつ町の公園のみらい」の要望書を受け、翌31年には同校児童と明野ヶ丘公園をはじめとした幕別地区の公園遊具について意見交換を行い、その後、令和元年度の明野ヶ丘公園再整備庁内検討委員会を経て、2年度に明野ヶ丘公園再整備基本計画策定業務に着手したものであります。

令和2年度から3年度にかけて開催した明野ヶ丘公園再整備基本計画ワークショップ「ファン・プロジェクト・まくべつ」では、公募7人を含む大人29人のほか、ふるさと館ジュニアスクールの児童11人など、延べ人数で110人が参加し、計7回に渡りさまざまな議論を行い、3年11月のパブリックコメントを経て、同年12月に明野ヶ丘公園再整備基本計画を取りまとめたところであります。

また、令和4年度から5年度にかけて計8回開催したファン・プロジェクト・まくべつでは、延べ82人が参加し、基本計画で定めた「賑わいと交流ゾーン」「森を楽しむ健康ゾーン」「自然環境を活かしたゾーン」の三つのゾーンについて、再整備の実現に向けた検討を行うとともに、継続的に公園を活用するためのソフト事業として、落ち葉を利用したイベントの「ピラ・リの森フェスタ」を開催するなど、住民と一体となって公園の活用に取り組んでまいりました。

ご質問の1点目、「本年度の明野ヶ丘公園のメンテナンスを含め、明野ヶ丘公園再整備基本計画の進捗状況は」についてであります。

本年度の明野ヶ丘公園再整備事業の進捗状況につきましては、昨年度までに開催した「ファン・プロジェクト・まくべつ」の意見を取り入れた基本設計の取りまとめを行っているところであり、加えて、本年4月に民間活力導入を検討するためのアンケート調査を実施し、8社から事業参入に興味があるとの回答を得たことから、これらの事業者から整備手法や管理方法について意見を伺っているところであります。

今後につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用しつつ民間活力導入についても検討しながら、三つのゾーンごとに段階的な整備を想定しているところであり、第1段階として、「ピラ・リ」周辺の「賑わいと交流ゾーン」の整備を優先すべきと考えております。

ご質問の2点目、「観光資源としての公園の再整備について、町としての考えは」についてであります。

明野ヶ丘公園は、開基80年に幕別の歴史と自然を後世に残すことを目的として、昭和52年度か

ら平成2年度までに整備された総合公園で、その後、開基百年の8年度には自然景観と調和したシンボル施設の「ピラ・リ」を建設し、また14年度には明野ヶ丘スキー場のペアリフト、27年度には山本幸平選手監修のマウンテンバイクコースを整備するなど、豊かな自然環境の中でレクリエーションを楽しむことができる公園となっております。

これらの公園自体が持つ歴史や特色を最大限に生かすとともに、基本計画で定める「みんながつながるきっかけとなる公園」「自然の中で四季をゆっくり楽しめる公園」「つくりすぎない可変性のある公園」の三つの再整備方針に基づき、イベントを通して人が集うきっかけをつくり、子どもたちが公園内の豊富な自然環境の中で自由に遊び学べ、今あるものを活用しながら時代のニーズに対応した公園となるよう再整備を目指しているところであります。

このため、新たな機能を持った施設を整備する予定はありませんが、基本計画に基づき、「ピラ・リ」やスキー場などの既存の資源を最大限活用しながら、住民ニーズや民間事業者との協議を踏まえた上で、公園の再整備を行ってまいります。

以上で、塚本議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動について」であります。

コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会制度は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みとして、平成16年改正の地方教育行政の組織及び運営に関する法律において創設された制度であります。

その後、平成29年の法改正により努力義務化され、本町におきましては、31年4月に、小中一貫教育の各学園に地域住民や保護者、教育に識見を有する方などを構成員とする学校運営協議会を設置し、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めているところであります。

また、地域学校協働活動は、平成29年の社会教育法の改正により位置づけられ、地域全体で子どもたちの学びと成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動を指すものであり、本町におきましても、コミュニティ・スクールと一体的な推進を図ることで相乗効果を発揮すべく、令和3年度から各学園において具体的な取組を始めております。

ご質問の1点目、「本年度のコミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する啓蒙活動の取組は」についてであります。

コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校づくり」に向けた仕組みであり、平成31年4月以降、各学園に学校運営協議会が設置され、年4回程度の会議開催などの年間サイクルを確立し、学校運営協議会の主な三つの機能のうち、「学園長が作成する学園運営の基本方針を承認すること」は、全ての学園で実施しているところであります。

ここ数年は、各学園の運営協議会での熟議が充実し、地域の知恵や願いが学校経営・学校運営に反映される実効性のある熟議に発展しており、昨年度、札内東学園では、子どもたちが将来生きていくために身につけるべき力は何かをテーマに熟議を続け、その内容が学園の重点「考動（考え、行動）する子ども」に結実し、また、まくべつ学園では、地域と連携した教育活動をテーマに熟議を行い、学校と地域の新たなつながりが生まれるなど、実際の教育活動を動かす熟議となってまいりました。

また、地域学校協働活動については、令和3年度に札内東学園、5年度に糠内学園で地域学校協働本部を立ち上げ、他の学園においても立ち上げに向けた動きが活発化しており、本年5月には、まくべつ学園学校運営協議会が地域学校協働活動として、地域とともにあいさつ運動を実施したほか、各学園において地域の協力を得て行っている教育活動を図式化した「まるわかりサポーター」を作成するなど、地域学校協働本部の設立に向け機運を高めているところであります。

こうした、本町におけるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の様子や各学園の取組については、地域とともに取り組む必要があることから、小中一貫・CS通信や学園だより等を町ホームページに掲載するなど、啓発活動に取り組んでいるほか、各学園の運営協議会の活動促進等に資すべく開催している「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議」における各学園間での交流等を通じて地域住民等の理解の促進に努めているところであります。

今後におきましても、引き続きこれらの啓発活動等に取り組むとともに、新たに、昨年度各学園で作成した「まるわかりサポーター」を保護者や地域へ配布することで、新規サポーターの掘り起こしにつなげるなど、更なる啓発活動に努めてまいります。

ご質問の2点目、「教育委員会内における地域学校協働活動の統括コーディネーターの配置体制は」についてであります。

地域学校協働活動の推進に当たっては、学校運営協議会に対する活動支援や地域学校協働本部の立ち上げのサポートなど、教育委員会による伴走支援が重要であることから、本年度、こうした支援等を通じてコミュニティ・スクールおよび地域学校協働活動の推進を図るべく、教育委員会内に教育部長をはじめ、学校教育課と生涯学習課の職員で構成する「幕別町CS・地域学校協働活動推進委員会」を設置しております。

このうち、同委員会の中に学校教育推進員1名を、町内全域を視野に、広域的な観点で調整等の役割を担う統括コーディネーターとして位置づけたところであり、今後はこの統括コーディネーターを中心に、各学校運営協議会への助言・指導や連絡調整などのほか、地域住民等の継続的な参画を促すための啓発活動など、伴走支援体制の強化を図ることで、コミュニティ・スクールおよび地域学校協働活動の更なる推進に努めてまいります。

以上で、塚本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 再質問に入らせていただきます。

まず、明野ヶ丘公園の再整備基本計画についてでございますが、いろんなイベントがプロジェクトが行われたことによって、明野ヶ丘公園で開催されております。そういった中で、いろんなお話も問題点とかあると思うのですが、喫緊の課題としてどの部分をちょっと先に整備したほうがいいのではないかと、そういった部分は何かお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 明野ヶ丘公園のワークショップの中でもその話はいろいろしておりまして、基本計画をまず定めたときに段階的に整備しようということで、第1段階として整備するべきものとして、駐車場、遊戯施設、それとトイレ、エントランス、入り口ですね、それと園路、それと既存の樹木、これらを第1段階として整備すべきということで提案をいただいております。

町としても、それらがイベント等で駐車場が足りないですとか、トイレが少ないというのは聞いておりますので、まず先にそこから手をつけて整備をしていこうと考えております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） やはり実際イベントを行ってみると、道路がちょっと狭くて出入りが不自由であったりとか、やはりトイレというのは女性の方からそういった声があったり、授乳室が欲しいとか、いろんなことがあると思うのですけれども、やはりそういった部分をまず一気にやろうとすると、なかなかこれも時間とか予算の問題もあると思いますし、先に早く作ってしまって、今後の計画と整合性が合わなくなるというのもまた問題ですけれども、先ほどの眺望の関係で、木の間伐なんかは、もうカシワの木ももう50年近くたっていると思いますので、寿命的にも病気が出やすい時期になってきているかと思っておりますので、そういった間伐も必要かと思っております。やはり僕もあそこでいろいろ写真を撮ったりするのですけれども、西側が見えたらいいなとか、気球が上がったときなんか、すごくあの上空からきれいに見えるものですから。あのピラ・リの塔からも樹木の上の部分が多少ないだけでもよく見えるかなと思っておりますので、その辺も進めていただきたいと思いますし。

やっぱり最初に携わったファン・プロジェクトのメンバーとかからお話を聞くと、その後どうなったのだろうという声を結構聞きますので、そういった進捗状況を住民の方々に告知というか、周知できるような工夫もしていただけたらと思いますし、そうすることによって、明野ヶ丘公園に対しても住民の興味が湧いてくるかと思しますので、よろしく願いいたします。

2点目の公園の観光資源、それから商工観光課として取り組んでみてはどうかというところなのですが、先ほどの国立公園の話もありましたけれども、単なる公園としてではなく、明野ヶ丘公園というのはすごい眺望もいいですし、観光的要素がすごくある公園ですよ。そして、ちょっと僕も星を撮りにいくときに行ったりすると、平日の夜にもかかわらず先客がいて駐車場に望遠鏡が立っていたりして、あとペルセウスの流星のときなんかは、本当に何十人という人が夜あそこへ来るわけですよ。ということで、星を見る場所としてもすごくいい場所ですので、そういった部分も一つ押しになるのかなと思いました。

それで先日、去年ですか、新篠津村、岩見沢の北側にある村ですけれども、そこに公園に天文台ができました。それで、ここは商工観光課が管理して造っているのですけれども、星を見る会を幾度か繰り返すうちに、結構人気があるということで、住民の世論も高いということ、そしてその中にいろいろ説明に来てくださる学芸員の方とか、そういった関係者の中で、望遠鏡を寄附してもいいよという方がいらっちゃった。その望遠鏡も1,000万円近いすごく大きなものなのですけれども、それを寄贈してもいいよということも重なって、天文台開設に至ったということですね。

そしてこの天文台に関しても、陸別とかそういった大きなものをイメージしがちなのですが、非常に簡易的なものといえばおかしいのですけれども、望遠鏡の上に早く言えばガレージのようなものが乗っかっていて、レールでガレージが移動していくと望遠鏡が見えるという形で、費用的にも抑えられているものですので、そういった部分は、これを造れというわけではありませんけれども、そういった場所にも適した場所であるということでは十分考えられます。

ここの天文台に関しては、照明に関しても再整備のときにちょっとお願いしたいのですけれども、やはり星の眺望を妨げないような照明に、計画が進んでいってオープンしたら、もうすごく明るい、夜でも明るくて安心・安全な公園ですとなってしまうと、星のイメージが全くなくなってしまいますので、そういった部分にも配慮していただきたいと思いますが、観光的な要素として、この公園を再整備するというお考えは、何か町としてもおありでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど課長から、考えられる施設整備についてのお話をさせていただきましたけれども、まずは、あの公園をどういった使い方をするのかということの決まりきっていないので、そこが一番大事であって、それによって施設整備が後からついてくるということになりますし、今、塚本議員がおっしゃられた望遠鏡の話も可能性としてはあるのかなと思いつつも、ただ新篠津村の場合は、やっぱり観測会が年に何回か行われていると、そういう歴史があったということもありますし、50センチですか、その望遠鏡を寄附いただけるとか、村出身の方が札幌の測候所に勤めていたとか、非常にいろんな歴史の積み重ねがあってできたということなので、なかなか明野にぽつと展望台を造るというのは、そうはならないのでしょうかけれども、やはりあの公園をどう使っていくかということをしっかり固めた上で、施設整備をしていくことに尽きるわけでありますので、これは一つの考え方としては、その望遠鏡は私も全く否定するわけでもありませんし、ともかく、先ほどの藤原議員のご質問にもお答えしたように、25ヘクタールという総合公園でありまして、ほとんどが自然の樹木に恵まれているということでもありますから、そこを生かしつつ、先ほど藤原議員もおっしゃっていただきましたけれども、自分で家で入れたコーヒーを持って行って物思いにふけるとか、そういう使い方私も私は大いにあるのだなと思いますので、観光的に本当に使えるのかどうなのか。これは今や事業者の方も何件かは問合せというか、意見交換をやっている最中でありますから、そういった意見も伺いながら、あの公園の一番ふさわしい使い方について決めていきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 住民がやはり憩いの場所として使えるのが一番かと思えますけれども、やはりその長所というか、そこの特色を生かしたもので、あまりこう施設というか、もう箱ものに頼らない、でも十分今のピラ・リの塔だけでもすごく存在価値のある公園ですので、ロケーション等でそういったものを生かしてやっていけばと思います。ただ、星を見る会とかそういったものも順次開催していくことで、また新しい場所としても人気が出てくると思います。

また、先ほどの天文台、新篠津村では、照明に関しては、先日も北海道の新聞に載っていましたが、蓄光素材を使った夜光の杭とか照明器具を使っています、これを何本か導入、矢印とか看板に使っています、昼間の明かりとか電気の明かりを照らされると、5時間ぐらい光っているということで、一度設置してしまえば管理も電気代も要らないというようなものを導入してやられているということなので、そういった部分を含めて、くどいようですけれども、照明には気を遣っていただきたいなと思いますので。

それと、最近、イベントでよく公園へ行きますと、シバザクラが結構、年々増えているような気がするのですよね。最初は一面芝桜で覆われていて、それでイベントとかやったというお話を聞いたことがあるのですけれども、そういった部分も含めて、あそこを夏スキー場の、結構ご自宅で芝桜が増えてしまって困っているとか、そういった方が自由に、住民の方がいちいち許可いただかなくても植えられるようなエリアを決めるとか、そういった部分もあつたら、住民の方も明野ヶ丘公園に通うこともあつたり、愛着がより湧くのではないかなと思っていますのですけれども。そういったことは可能ですかね。どうでしょうね。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これちょっと歴史をさかのぼるわけですけれども、明野ヶ丘公園、昭和52年から整備始まりまして、そのときの計算ですね、計算上は、1平方メートルに4株でしたか、植えれば四、五年で満開になる、満開というか、増えていって1平米が埋まるよというような、これは専門家のアドバイスを受けた中でそういう計算をしていたのですけれども、全然計算どおりいなくて、しかもスキー場でしたから、踏まれても全然問題ないのだという、そういう専門的な意見を踏まえて植えたのですが、やっぱりうまくいかなかったということなので、これを再チャレンジするかどうかって、なかなかこれ勇気が要るのかなと思います。

専門家の意見を聞きながら、その辺は可能なのかなのか。やはり北のほうに向いているので、それ風の影響もあるのかなとも思いますし、そこは研究する余地はあるかなと思います。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 今、ちょっと僕も言葉足らずだったのですけれども、これを住民の人が行って勝手に植えたらどうだという。そうすれば町としてお金もかからないしということで。住民の人が、私が植えたところだからといって愛着も湧いて、手も加えてくれると。芝桜に限らず、ほかの花々も植えていくような感じにしたらいいかかなと思ったりもしたのですよね。でも、そういったことも通じて、明野ヶ丘公園を住民の方にそのよさを知っていただく方法としては、お金もかからないですしいかと思えます。

僕らもイベント参加、町長にもご足労いただいてランタンとかやっていますけれども、やっぱりそういったことで町の人たちがこの公園に対する愛着が湧いてきていることは事実で、その公園を通じて町の人たちのコミュニケーションが取れたり、清陵高校の生徒さんが一緒にやる、これこそ地学協働活動の一環にもなると思うのですけれども、そういった要素もあの公園にはあると思いますので、そういった何か町民のつながりじゃないですけれども、そういったイベント、大きなイベントではなくて、さっき言った、花を植えようとかそういった部分で、気軽にというか、身近に使えるような部分から始めていけば、その間に再整備の大きい部分を練っていけばと思ったりもするのだけれども。

ぜひちょっとそういったことも加味していただいて、自由にちょっと花を植えてもいいよみたい

な、そういった部分、エリア限ってでもいいですけれども。本当に芝桜、本当に最近ちょっと徐々に増えていっていると思うのですよね。だから、その辺のちょっと復活も目指してやれたらなと思います。それで町民のつながりの場、集う場として、そこを自分の植えた花を見ながらコーヒーを飲んでゆっくりしてもらおうということも可能かと思しますので、そういった部分も含めて公園の再整備においては、町としてのある程度の計画、意思を示して、業者任せにしないでやっていただきたいなと思います。

照明の部分は、くどいようですけれども、ぜひ気をつけてやっていただきたいなと思いますので、本当に真っ暗であるがゆえにできることもあります。

それと、さっきの天文台の話、くどいようですけれども、夜という話になるのですけれども、例えば、昼まであれば、太陽は今 11 年周期で太陽は活発になって、今、活発な時期、今年が一番ピークになるのですけれども、来年になって。オーロラが先日も出ました。そして、そういった部分も昼間の観測であれば、本当に数十万の望遠鏡で自動的に太陽に向かって、常に今、電子観望といってオンラインで流せますので、そういったものを常時向けておけば、学校の CRT でネットでつなげれば、常時太陽の観測が理科の実験とか学習天文にも使えると思いますので、そういった部分も含めた幅広い活用の可能性もありますので、星は夜だけではなく、太陽も星ですので、そういった部分も含めて活用方法はあるかと思えます。そういった部分もちょっと一言加えさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

コミュニティ・スクール、地域学校協働活動についてでございますけれども、今ここの啓蒙活動とホームページとかで行うようなことになってくると思うのですけれども、やはり地域の方々の協力なくしては、なかなか難しいかと思えます。地域の方に対して、やっぱり何かアピールというか、そういった周知する場をやっていただきたいなということがあるのですけれども、本年度、今のところ具体的にフォーラムとか講演会というようなものは、特に計画はされていないということでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 今年度のフォーラムですとか講演会の開催予定はということなのですが、現時点では、講演会に関しては、まだ学園ごとに規模ですとか活動内容、そういったもの異なっておりますことから、うちもまだそこまで考えてはいないところでして、各学園が主体となって、講演会、ミニ学習会、そういったものを取り込んでいければなと考えております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2 番（塚本逸彦） 本当に教育委員会においては、前任者の方々の努力によって、今やっと今年度、こういった実効的に動くようになったかと思うのですけれども。いろんな課題が山積してしまっていて、なかなか教育委員会のほうだけで企画してやるというのも、小回りも利かないので大変かと思いません。

それで、そういった部分を例えば学校運営協議会とかそういった部分から、こういった講演をこういう人でやりたいのだというようなお話があったときに、金銭的な部分も含めてバックアップは可能なのかというところは、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 予算の関係なのですけれども、今年度におきましては、まだ活動内容とかそういった細かい内容が見えていないことから、予算措置のほうは行っておりません。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2 番（塚本逸彦） こういった部分は、地方へ僕も行っておりますけれども、会費制のところもあるのですよね。会費を取ってやるということも可能ですし。先ほど、こういったフォーラムを開いたけれども、人が集まらなかったらどうするのだという話もあるので、結構、SNS とか告知することによって、スピーカーの方が、結構有名な方とかそれなりの人気のある方を呼べば人は集まるし、会費 1,000 円ぐらい払ってでも来られる方で結構会場埋まっていたりしますので、そ

ういった部分も含めて、ちょっと開催をしていきたいなと思いますので、次年度でもいいですので、そういった部分を含めて検討していただけたらなと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（白坂博司） 予算の関係も含めてなのですからけれども、先ほど、課長申し上げたとおり、今年度ちょっと予算の部分、見ていないところがありまして、先ほどのような答弁にはなったのですけれども、基本的には、主体的に地域のほうが行っていただいた中で、そういった講演会ですとか、必要な部分ということでお話ありましたら、こちらのほうも必要な予算措置も含めて、十分検討というか、対応はしていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） ありがとうございます。

そしたら、次に移らせていただきます。

統括コーディネーター配置体制が、いよいよもう本当にかなり教育委員会のほうでも苦勞されたかと思えます。今、本当にコーディネーターは、本来地域の方にお願ひできれば一番いいのですけれども、なかなか地域の方も余裕がないということで、教育委員会の中に置くという形がこれからどんどん出てくるかと思えます。

また、幸いにして幕別町の場合は積極的にやってくれる方が多いものですから、そういったところは、やっぱり地学協働活動も進んでいる学園があると思えますが、なかなかそうはいかないところもありましてですね。やっぱりある程度、教育委員会が委嘱をするとかそういった部分もありますけれども、そういった部分よりもまずは子どもたちにスムーズに幅広い地学協働活動を通して教育を受けて、幅広い年代の人々と付き合っ、地域も学校に対して理解をして、一緒に子どもたちを育てていけるという目標はそこですので、それが行われているということは非常にいいと思えますが、やはり学園のほうに、まだ教育委員会のほうが今年度こういう形でやるよということがなかなか伝わっていない部分があると思うのですよね。

それで、今回、統括コーディネーターがいよいよこれからだと思えるのですけれども、確定して地学協働活動のほうコーディネートをしていくということなどを、各学校の校長先生にやっぱり情報を、あと運営協議会にも情報を提供していただいて、運営協議会でこういったことをやりたいのだといったときに、ではどなたにお話しすればいいのだろうか、どういう流れになっていけばいいのかというのを、運営委員それぞれが周知していることも大事かと思えますので、その辺の何かお考えはございますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 周知の方法というか、今年度、幕別町 CS・地域学校協働活動推進委員会、こちらを教育委員会のほうに設置いたしました。こちら学校教育と社会教育が連携しながら構成しておりまして、構成員から学校教育推進員を統括コーディネーターとして選任して、窓口一本化として明確化したところです。

今後、具体的な内容としては、テーマの工夫ですとか、学園の進め方それぞれ違うため、今後7月開催の小中一貫のCS推進連絡会議、そちらの前段でミニ学習会というものを行いまして、各委員さんにまず理解を深めてもらおうと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） やはり各委員が最終的には周知していただくことが大事だと思いますので、その辺もちょっと求めておきます。

あと、やはりサポーター、今、各種募集しておりますが、どのくらい集まっているかとか、各学園で把握はできているでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範） 令和3年度に札内東学園、そちらが立ち上がったときには、10名の応

募があると聞いております。札内学園のほうについては、ちょっと細かい人数まで、すみません、今お伝えすることできませんので、申し訳ございません。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） 本当に今、東学園さんはすごく進んでいろいろ活発的な活動をされているということなのですが、やはり札内学園でもそうですが、そういった活動をしようとなると、調整、コーディネートをしなければいけないという部分が、やったださる方いるところはいいのですけれども、どうしても教頭先生とかに負担がかかっていると、やっぱり教員のモチベーションもなかなか上がらない部分がありますので、今回統括コーディネーターを設置していただいたということで、本当に多分現場のほうはやりやすくなって、先生方も前向きにちょっと進めるのではないかなと思います。

正直言って、これやると、またこれ調整しなければと、本当に大変だと思うのですよね。相手方の都合聞いたりとか、時間を定めたりとか、本当にコーディネートは大変な作業だと思いますので、その辺を全部今、教頭先生とか担当の先生がやられてというのは、やっぱり本末転倒になってしまいますので、その辺は統括コーディネーターさんには大変かと思うのですけれども、今後の活躍を期待しております。

それでやはり、教育委員会だけでこの激務の中、本当に大変だと思うのです、コーディネーター、統括5学園やっていくというのは。ですから、各学園においても、教育委員会のほうから、こういったことはちょっと協力できないかということはどうしても下ろしてもらって、一緒にやっていくような体制を取れたら、スムーズにいくのではないかなと思いますので、その辺はちょっと考えてみていただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 今、ご指摘のあった、地域からの新たなサポーターの発掘、これ確かに非常に重要なことだと思います。五つの学園それぞれの取組状況が同じではなくて、進捗の度合いはさまざま状況になっています。それ、それぞれの地域性ですとか、今の委員さんの関わり方ですとか、こうした仕組みができる前から学校との関わり合いですとか、そうしたものがさまざま積み重なって、こうした状況に至っているのではないかなと思います。

改めて、統括コーディネーターという職を置いて取り進めるということにしておりますけれども、いずれにしても、人とのつながりの中で、こうした新たなサポーターが現れてくれるというのが一番ではないかなと思っておりますので、それぞれ取組状況に差はありますけれども、何とか息の長い取組になるように、教育委員会としても支援に努めていきたいなと考えています。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） サポーター募集に関しては、各学園もいろいろご努力されていると思いますけれども、教育委員会のほうもPRなりチラシなり作っていただいて、地域の住民の方に、サポートとは何ぞやということから多分始まると思いますので、その辺も周知していただけるような努力をしていただけたらと思います。

コミセンとか、スーパーとか、百年記念ホールとかに、よその各地域のとか結構ポスター貼ってあるところもありますので、そういう名前を見ると、やっぱり教育委員会の名前でやっているところもありますので、そういった積極的にちょっとプッシュしてサポーターを募集していただいて、地学協働活動とは何かということ、まず住民の方に知っていただけないとなかなか協力もいただけないので、そういったことで動き出せば本当に、教育委員会もそうですけれども、教職員の方も非常に負担軽減になっていくと思いますので、今の状態では先生方においても、かえって負担が増えてしまっているような状態だと思うのです。だから、その辺も含めて、うまく動くことが僕もすごく期待しているところですので、ぜひ積極的にアピールをお願いしたいと思います。

その辺を含めて、新しく教育長に就任されましたので、その辺の意気込みとか、そういったものがもしありましたら、ここでちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 笹原教育長。

○教育長（笹原敏文） 積極的な取組というお話をいただきました。地学協働活動もそうですし、CSのほうの取組もそうなのですが、基本的にはボランティア活動として実際に活動していただくということになりますので、そうした活動に協力したい、そのように思っただけのような、それがあって初めて、先ほど言いましたような息の長い取組になっていくのではないかなと思いますので、少しでも多くの方々に知っていただけるように、引き続き取組のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員

○2番（塚本逸彦） 最後に、今コミュニティ・スクールに関しては、うちの町の場合、小中一貫が主でやっておりますけれども、やはり高校もあるものですから、高校生もある意味では地域の人として取り込んで一緒にやることができたら、すごく、ほかの地域では高校生が結構地域学校協働活動に参画して大きな力を発揮しているということで、高校、中学、そして小学校というふうな連携も考えられると思いますので、今後もその辺も将来的には、一気にはなかなかできないと思いますけれども、そういった部分も含みおきながら進めていっていただけることを求めます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 以上で、塚本逸彦議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、15時15分まで休憩いたします。

15:01 休憩

15:15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第48号から日程第9、議案第61号までの7議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第48号から日程第9、議案第61号までの7議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第48号、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第48号、幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が平成25年に制定され、平成28年1月1日からマイナンバー制度が施行されることに伴い、同法の規定に基づき、町の責務をは

じめ、個人番号の利用の範囲等を定めたものであります。

このたびの条例改正は、改正マイナンバー法が本年5月27日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

マイナンバー法は、法に規定された事務のほか、地方公共団体が独自に条例で定める事務について、個人番号を利用できることと規定しており、本町は、本条例において、町独自で個人番号を利用する事務と個人番号を含む情報の取扱いを定めております。

このたびの法改正により、個人番号の利用範囲と個人情報の提供に係る規定が改められ、国の情報提供ネットワークシステムを使用する特定個人情報の照会と提供、いわゆる情報連携が可能な事務と、その情報連携事務に係る情報の名称を規定している「法別表第2」が廃止されますことから、「法別表第2」を引用する条文の整理などを行い、改正法との整合を図るものであります。

従前「法別表第2」に規定されていた事務は、具体的な事務内容を省令に規定することで、引き続き情報連携を可能としておりますことから、本条例改正により、従前どおり、町の事務を執行するものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

第2条は、定義を定めております。

法改正に基づき、情報提供ネットワークを使用して特定個人情報の照会または提供を行う事務を「特定個人番号利用事務」と、情報提供ネットワークを利用する特定個人情報を「利用特定個人情報」と定義し、加えるものであります。

第4条は、個人番号の利用範囲を定めております。

「法別表第2」の廃止に伴い、特定個人番号利用事務と利用特定個人情報に改めるものであります。

議案書の6ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第49号、幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第49号、幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明資料の3ページをご覧ください。

昨年11月に策定いたしました「幕別中学校を活用した義務教育学校の設置に係る方針」に基づき、教育委員会の附属機関として設置いたしました幕別町義務教育学校開校準備委員会において、幕別本町地区における新たな義務教育学校の名称案を、児童生徒のアンケート調査結果を尊重し、「まくべつ学園」に決定しましたので、幕別町立学校設置条例を改正しようとするものであります。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

条例第2条は、「町立学校の名称及び位置は、別表第1及び別表第2までに掲げるとおりとする。」と定めております。

新たに、別表第3として「幕別町立義務教育学校」を加えることから改めるものであります。別表の改正であります。

別表第1から令和8年3月末に閉校する幕別町立幕別小学校を別表第2から、同様に、幕別町立幕別中学校を削り、別表第3「幕別町立義務教育学校」として令和8年4月に開校する「幕別町立まくべつ学園」を加えるものであります。

議案書の7ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和8年4月1日から施行とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第50号、幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第50号、幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページ、議案説明資料の5ページをご覧ください。

幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法の施行に伴い、改正介護保険法が施行され、これにより本条例を平成27年3月に制定し、同年4月1日から施行したものであります。

幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例は、従前、厚生労働省令で定められておりました地域包括支援センターの人員や運営基準を、介護保険法の規定に基づき、市町村が設置、あるいは市町村が委託する場合の地域包括支援センターの遵守すべき基準を介護保険法施行規則で定める基準に従い、条例に規定しているものであります。

人材確保が困難となっている現状を踏まえ、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の配置は原則としつつ、複数拠点で合算して3職種を配置することなど、柔軟な職員配置を可能とするため、介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの人員基準等が改められ、本年4月1日から施行されましたことから、本条例を改正しようとするものであります。

議案説明資料の5ページをご覧ください。

第1条は、趣旨規定であります。

介護保険法の改正に伴い改めるものであります。

第3条は、職員の員数を定めております。

第1項は、地域包括支援センターの職員の員数について、幕別町地域包括支援センター運営協議会が、第1号被保険者の数と地域包括支援センターの運営状況を勘案して必要であると認めるとき

は、常勤換算方法によることができるとするものであります。

常勤換算方法は、非常勤を含めた職員の勤務延べ時間数を、常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、職員の員数を常勤の職員に換算する方法であります。

記載を省略しておりますが、第1号は、保健師その他これに準ずる者1人、第2号は、社会福祉士その他これに準ずる者1人であります。

6ページになります。

第3号は、主任介護支援専門員であります。

主任介護支援専門員研修から5年を経過した者に、5年ごとの研修を義務付けるものであります。

第2項は、前項の規定に関わらず、地域包括支援センター運営協議会が、地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、地域包括センターに配置すべき保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の常勤職員の員数を、当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一つの地域包括支援センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとするものであります。

具体的に申し上げますと、2か所のセンターを有している場合、2か所のセンターの職員総数が基準を満たす場合は、1か所のセンターが3職種の配置基準を満たしていなくても、満たしているものとみなすというものであります。

この場合は、一つのセンターに置くべき職員の基準は3職種のうちから2人とするものであります。

第3項は、第2項を加えたことに伴う改正であります。

7ページをご覧ください。

第4条は、地域包括支援センター運営協議会の設置および運営を定めております。

定義規定を整理するものであります。

議案書の9ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） ただ今の説明につきまして、お尋ねをしたいと思います。

何か文章が大変難しく、最後に副町長がご説明いただいた2か所の施設がある場合に、1か所が満たない場合があっても、2か所トータルで見るとよしとするというような受け止めなのですけれども、まずそれでいいのでしょうか。結果としては、今、包括支援センターも含めまして、介護現場はものすごい人手不足ではないですか。そういうのを苦肉の策で、人が充足されるのを私たちは望むわけですが、こういった改正が行われていくと、結果としては人が減っていくことを、改正によって容認していくということになるのかなと思うのですが、この理解の仕方はどうなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） まず、今の複数の関係のご質問でございますけれども、現在、幕別町においては、全町で一つの包括支援センターしかございませんので、ただちに今すぐこの規定が当てはまるというものではございません。特に都市部の部分であれば、同じ市内だとか区域内の中に複数の地域包括センターがある場合もありますけれども、そういったところを中心に考えている規定でございます。特に今、少子高齢化で、介護の人材が不足しているという現状を踏まえて、国のほうではこのような規定を設けたというところでございます。ただ、現状、先ほど申し上げましたように、本町においては、今現在においては該当はございません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。幕別町の状況は、現状維持だということを押さえた上で、今、少子高齢化による人手不足というご説明ありましたが、介護現場の人手不足というのは、もちろん少子高齢化もあるでしょうが、いわゆる専門職、今、保健師、介護士、それから主任支援員ということも言われましたけれども、介護現場の人手不足は少子化だけが原因ではなくて、その処遇なども含めて、なり人手不足というのが全国的な問題になっていて、その流れの一つの現象ではないかと思うのですよね。町の影響がないということを押さえた上なのですから、そういう状況、この改正に至った背景をやっぱり的確に捉えていかないと、どんどん国のそういったいわゆる現状、人手が不足になっていくことも、法を改正することによってそれを逃れてしまうというような流れに、つまり現場の困難さは全く解決されないで、条例だけが改正されていくと心配するのですけれども、違いますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員に申し上げます。ただいま審議している議案、包括支援センターについての質疑であります。それに関する質疑と変えていただけますか。

中橋議員。

○18番（中橋友子） では、再度お尋ねいたします。

包括支援センターにおける人員の確保が、少子高齢化等によって難しいという現状があるというご説明がありました。この包括支援センターにおける人手不足というのは、少子化だけではないというふうに私は受け止めております。したがって、こういった法改正があるときに、その背景というものが、包括支援センターも含めた介護事業に多大な人員不足というのが起きておりますから、そういうこともきちっと背景にあるということを押さえた上で説明でなければ、実態を正しく反映したものと認識できないものですから、お尋ねをしたところです。よろしいですか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（西嶋 慎） 今のご質問の関係でございますが、現在、地域包括支援センター、第一号被保険者数が、ちょっと細かい話になってしまいますけれども、9,000人未満でございます。そのため、国の基準では、保健師が2名、そして主任ケアマネと社会福祉士で1名ずつ、そしてプラス社会福祉士か主任ケアマネが1名、計5人が必要になってきます。現在は、国のほうの基準どおり人員は確保されてございます。ただ、今後9,000人を超えていく中で、当然今のような問題が出てくると思いますが、町としてはそれに確保できるような周知も含めて、引き続き体制は確保し、質を確保できるように努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 結果として、この改正は一番最初にご説明がありましたけれども、複数の施設があった場合に、例えばその中で一つの施設が満たされない部分があったとしても、他の施設で満たしていれば、それをよしとするという提案でなかったかと思うのです。結果としては、そういうふうにしていくのであれば、この包括支援センターの現場というのは大変忙しい部署だと思うのですが、困難が解決されていくどころか、逆に困難が拡大されていくのではないかという心配を持つものですから、繰り返しお尋ねしているのです。そういう心配は当たらないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 包括支援センターに関しましては、市町村が設置するということになっています。今は1か所設置ですから、大きな影響は出てきませんが、二つになった場合についてですけれども、その場合につきましても、片方が満たしていなくても、もう片方が満たしていればという内容なのですけれども、これは全体を一つとして捉えたときに、必要な人数が確保されていれば問題ないということになりますので、例えば、必要な人数として先ほど申し上げた3職種が5人必要だとなったときに、2か所の包括支援センターがあります。そのときに、実際2か所

で合わせて5人いれば対応が可能だという考えのものになりますので、実質下回るというようなことはないと考えているところであります。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第51号、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第51号、幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の10ページ、議案説明資料の8ページをご覧ください。

幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例は、幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例と同様に、第3次地方分権一括法の施行に伴う改正介護保険法の施行に伴い、指定介護予防支援、要支援者の介護支援サービス利用のための計画、ケアプランを作成し、支援する事業、こうした事業の基準等を制定し施行したものであります。

このたび、介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センター運営協議会の定義規定を定めている条項が改められましたことから、本条例を改正しようとするものであります。

議案説明資料の8ページをご覧ください。

第14条は、指定介護予防支援の業務の委託を規定しております。

第1号中、地域包括支援センター運営協議会の定義を規定している、介護保険法施行規則の引用条項を改めるものであります。

議案書の10ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第52号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第52号、幕別町辺地総合整備計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

現行の辺地総合整備計画に登載していない事業を追加する必要がありますことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を経て、駒島、中里、古舞、南勢および糠内の5辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更しようとするものであります。

2ページをご覧ください。

別紙、幕別町辺地総合整備計画(変更)は、新旧対照表の形式にて、表の左側に変更前を、右側に変更後を記載し、変更箇所を下線を引いております。

駒島辺地であります。

右側の変更後の欄、施設名の上から二つ目、飲用水供給施設(駒島簡易水道整備事業)の計画期間内の事業費等を、北海道の算定に基づき、改めるものであります。

上から三つ目、飲用水供給施設(中央監視システム統合事業)の計画期間内の事業費等を一昨年度行った実施設計に基づき、改めるものであります。

3ページをご覧ください。

中里辺地であります。

施設名の上から一つ目、飲用水供給施設(駒島簡易水道整備事業)の計画期間内の事業費等を、北海道の算定に基づき、改めるものであります。

4ページをご覧ください。

古舞辺地であります。

施設名の上から一つ目、交通道路(道営古舞地区農道整備特別対策事業)の計画期間内の事業費等を北海道の算定に基づき、改めるものであります。

5ページをご覧ください。

南勢辺地であります。

施設名の上から一つ目、交通道路(橋梁長寿命化修繕事業)の計画期間内の事業費等を、令和3年度に行った実施設計に基づき、改めるものであります。

6ページをご覧ください。

糠内辺地であります。

施設名の上から二つ目、教職員住宅(教職員住宅改修事業)の計画期間内の事業費等を、労務単価の上昇と資材費の高騰に伴い改めるものであります。

以上が変更内容であります。

法に定められております都道府県知事との協議は、5月16日付けをもって、北海道知事から異議がない旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第53号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 53 号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

令和 3 年 4 月に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、同年の第 3 回町議会定例会において、令和 3 年度から 7 年度までを期間とする幕別町過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、事業を計画的に推進しております。

現行の計画に記載していない事業を追加する必要がありますことから、同法第 3 条第 1 項の規定により、過疎地域とみなして適用される第 8 条第 1 項および第 10 項の規定に基づき、議会の議決を経て、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画を変更しようとするものであります。

2 ページをご覧ください。

別紙、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画（変更）は、新旧対照表の形式で、表の左側から、変更箇所、変更前、変更後を記載し、変更箇所に下線を引いております。

変更内容は、事業の追加に伴う変更であります。

表右側の変更後の欄をご覧ください。

一つ目は、持続的発展施策区分の 2、産業の振興の事業名（9）観光又はレクリエーションにナウマン公園パークゴルフ場改修事業を追加するものであります。

3 ページをご覧ください。

持続的発展施策区分の 5、生活環境の整備に事業名（3）廃棄物処理施設を追加し、事業内容、新中間処理施設整備事業、事業主体、十勝圏複合事務組合とするものであります。

4 ページをご覧ください。

持続的発展施策区分の 7、医療の確保の事業名（1）診療施設に、忠類診療所改修事業と忠類診療所診療機器等購入事業を追加するものであります。

5 ページをご覧ください。

持続的発展施策区分の 8、教育の振興の事業名（1）学校教育関連施に、忠類中学校ボイラー更新事業を追加するものであります。

以上が変更箇所であります。

計画書登載により、過疎対策事業債の借入れ対象となり、後年次に償還する元利償還金の 7 割相当額が、償還年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるものであります。

今回の計画変更は、計画全体に及ぼす影響が大きいものには該当しないことから、都道府県との協議を要しないものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 61 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 61 号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加で提出いたしました議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをご覧ください。

本議案は、教職員用パソコンの取得が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、議決事件に定められている予定価格が1,000万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案書、1ページをご覧ください。

1、財産の名称及び数量は、教職員用パソコン121台であります。

取得の対象であります教職員用パソコンは、教職員が日常的に使用している事務用のパソコンであります。導入から6年が経過しており、故障や操作性の低下を解消する目的から、更新しようとするものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

1、更新対象となる学校は、札内南小学校、忠類小学校、札内中学校および忠類中学校の4校であります。

2、仕様・型式・数量等であります。

ハードウェアは、事務用ノートパソコン121台で、そのほか、記載のとおりソフトウェアに加え、搬入・設定等の作業を含んでいるものであります。

議案書の1ページにお戻りください。

2、取得の方法は、指名競争入札であります。

本年6月5日に株式会社曾我、十勝事務機販売株式会社、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャの4者により指名競争入札を執行し、株式会社曾我が落札いたしましたので、同社を納入先としたところであります。

3、取得金額は、4,400万円であります。

今回の財産取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行いますことから、財産の取得に係る事務全般は、町が同組合から委任を受けて行うこととされております。

町は、機種を選定、契約の相手方、取得金額の決定を行い、それを基に、同組合と契約の相手方が売買契約を締結し、納入業者から町へ物品の納入、同組合から納入業者への取得金額の支払いが行われ、その後に町が同組合へ取得費用を半年賦払いにより支払うものであります。

取得する財産の納期限は、令和7年1月10日と定めております。

町が同組合に支払う元利償還金の償還期間は、令和11年3月までで、借入利率は0.30パーセント、利子総額は31万2,189円であります。

4、取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長、棚野孝夫氏であります。

5、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西15条南28丁目1番地8、株式会社曾我、代表取締役、曾我浩昌氏であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明6月21日から6月25日までの5日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、6月21日から6月25日までの5日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月26日午前10時からであります。

15：54 散会

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

令和6年第2回幕別町議会定例  
(令和6年6月26日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
18 中橋友子 1 畠山美和 2 塚本逸彦  
(諸般の報告)
- 日程第2 発委第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第3 発議第2号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書
- 日程第4 議案第59号 令和6年度幕別町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第60号 令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第62号 工事請負契約の締結について（相川20号橋改修工事）
- 日程第7 議案第63号 工事請負契約の締結について（アイヌ文化拠点施設生活館棟建設工事（建築主体））
- 日程第8 陳情第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第9 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書
- 日程第10 陳情第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書  
(日程第8～日程第10 総務文教常任委員会報告)
- 日程第11 陳情第4号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書  
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第12 陳情第5号 小・中学校の給食費を無償にすることに関する陳情書  
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第12の2 発委第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第12の3 発委第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
- 日程第12の4 発委第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 日程第12の5 発委第6号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第13 議案第57号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議員の派遣について
- 日程第15 常任委員会所管事務調査報告  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会)
- 日程第16 閉会中の継続審査の申し出  
(民生常任委員会)
- 日程第17 閉会中の継続調査の申し出  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会議録

令和6年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和6年6月26日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月26日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議長 寺林俊幸  
副議長 中橋友子  
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀  
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘  
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 16 谷口和弥  
17 藤原 孟
- 6 欠席議員 15 芳滝 仁
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 笹原敏文 代 表 監 査 委 員 八重柏新治  
企 画 総 務 部 長 山端広和 住 民 生 活 部 長 寺田 治  
保 健 福 祉 部 長 亀田貴仁 経 済 部 長 高橋修二  
建 設 部 長 小野晴正 会 計 管 理 者 武田健吾  
忠 類 総 合 支 所 長 鯨岡 健 札 内 支 所 長 川瀬吉治  
教 育 部 長 白坂博司 政 策 推 進 課 長 宇野和哉  
総 務 課 長 西田建司 地 域 振 興 課 長 谷口英将  
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 土 木 課 長 香田裕一  
都 市 計 画 課 長 松井公博 水 道 課 長 河村伸二  
生 涯 学 習 課 長 石田晋一
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
事務局長 合田利信 課長 佐藤勝博 係長 菅原美栄子
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
18 中橋友子 1 畠山美和 2 塚本逸彦

# 議事の経過

(令和6年6月26日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番中橋議員、1番畠山議員、2番塚本議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

総務文教常任委員会および産業建設常任委員会から付託いたしました陳情について、会議規則第94条第1項の規定による審査結果の報告書、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。

のちほど、ご覧いただきたいと思えます。

次に事務局から諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（合田利信） 15番芳滝議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

## [議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発委第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の趣旨説明を求めます。

委員長田口廣之議員。

○14番（田口廣之） 発委第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、趣旨説明を行います。

2ページをお開きください。

前文の前段、中段部分は、省略をいたします。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木

造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は、記載のとおりであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、発議第2号から日程第7、議案第63号までの5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、発議第2号から日程第7、議案第63号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審査]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、発議第2号、厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書を議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子） 発議第2号、厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書について、趣旨説明を行います。

2ページをお開きください。

前文の前段は、省略をいたします。

このため、基本法で掲げる新たな理念のもと、昨今の世界情勢を踏まえた輸入に頼らない国内の農業生産の増大が求められるとともに、適正な価格形成においては消費者の理解醸成を前提に価格転嫁できるよう、国の関与のもと進める必要がある。

また、生産基盤の維持・強化に向けた農振法の整備やスマート農業推進に係る予算確保など、生産現場の声に寄り添った施策が求められている。

さらに、不測時の食料確保にあたっては、農業者等への罰則ではなく、インセンティブによって政策誘導し、官・民・農が一体となった実効性ある生産体制や備蓄の強化のほか、輸出入体制の構築などを適切に組み合わせ、平時より国民の食料供給を確保することが重要となっている。

つきましては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の厳しい経営状況を打開する改正基本法や関連法案となるよう下記事項を要望する。

記

1、改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの予算を拡充すること。

また、新たな基本計画の策定にあたっては、食料自給率目標が達成されなかった経過を踏まえ、年一回の目標達成の状況調査および公表と合わせ、未達成時の対応として具体的な施策や予算措置を講ずること。

3ページになります。

2、国民への理解醸成を前提とした適正な価格形成については、生産コスト上昇分を一方的に消費者に負担させるのではなく、国も一定程度負担を担い、生産費等が反映できるよう法制化を進めること。

また、予期せぬ急激なコスト増加については、国が責任を持って農業者への対策を講じるとともに、生産コストを価格に反映しきれない恒常的な赤字に対しては、再生産可能な所得補償政策を早急に講ずること。

3、「食料供給困難事態対策法案」については、国が国際貿易協定での農畜産物の市場開放を進め、生産調整を手放した結果、農業者・農業者団体等が需要に応じた生産に努めてきた経過を踏まえ、今まで積み上げてきた農業者の生産努力を蔑ろにする前科を伴う罰則規定は除外し、インセンティブによって政策誘導を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は、記載のとおりであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第59号、令和6年度幕別町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第59号、令和6年度幕別町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

6月20日に追加提出いたしました議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,292万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ186億4,594万6,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費1億4,292万8,000円の追加であります。

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金は、畑作産地における安定した生産体制の確立に向けた取組を総合的に支援するもので、去る6月7日付けで、北海道から割当内示がありました、国からの間接補助金であります。

今回は、延べ16事業者への補助金であります。

ソフト事業では、持続的な生産・流通体系の確立に取り組む2事業者に対し、てん菜のかっぱん病の発生率低減に取り組む面積に応じて、また、てん菜から需要の高い作物への転換に取り組む6事業者に対しては、その取り組み面積に応じて、補助を行うものであります。

ハード事業では、労働力負担軽減対策に取り組む6事業者とてん菜からの作付け転換に取り組む2事業者に対して、それぞれの取組に必要な農業機械の導入に係る補助を行うものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

17款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金1億4,292万8,000円の追加であります。

持続的畑作生産体制確立緊急支援事業道補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第60号、令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第60号、令和6年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

6月20日に追加提出いたしました議案書の1ページをご覧ください。

第2条は、資本的収入及び支出の補正であります。

はじめに、支出であります。

第1款水道事業資本的支出、補正予定額138万8,000円を追加し、10億6,555万1,000円と定めるものであります。

収入であります。

第1款水道事業資本的収入、補正予定額324万円を追加し、8億3,615万4,000円と定めるものであります。

第2条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,586万円は、消費税資本的収支調整額8,003万7,000円、引継金4,764万2,000円および当年度損益勘定留保資金1億8,818万1,000円にて補填するものであります。

3ページをご覧ください。

資本的支出であります。

1款水道事業資本的支出、1項1目建設改良費138万8,000円の追加であります。

相川20号橋改修工事に伴い、施工する水道管移設工事に係る事務費の確定に伴う追加であります。

事務費として、自動車借上料、8か月分を追加するものであります。

2ページをご覧ください。

資本的収入であります。

1款水道事業資本的収入、6項補助金、1目国庫補助金55万円の追加であります。

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金であります。

7項1目負担金269万円の追加であります。

水道管移設工事に伴う北海道からの負担金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第62号および日程第7、議案第63号、工事請負契約の締結については、藤原孟議員に、直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定により、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時、休憩いたします。

10:19 休憩

（藤原孟議員 退場）

10:19 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第62号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第62号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

本議案は、相川20号橋改修工事に係る工事請負契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、議決事件に定められている予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の1ページをご覧ください。

相川20号橋改修事業は、北海道が施工する旧途別川河川改修事業により、堤防が約1.5メートル嵩上げされ、これに応じた橋の高さを確保する必要が生じますことから、令和6年度から8年度にかけて相川20号橋の橋長を延長し、掛替えを行うものであります。

今回の工事は、仮設道路と仮橋の設置、旧橋の撤去であります。

1ページの図面は、仮設道路平面図で、右側が北方向であります。

はじめに、現橋の川上、西側に網掛けしている仮設道路と仮橋を設置し、その後、旧橋を撤去するものであります。

上段に記載のとおり、仮設道路の延長は、仮橋の南側が81.09メートル、北側が45.51メートル、仮橋の長さは、44.02メートルであります。

2ページをご覧ください。

撤去する現相川20号橋の側面図であります。

はじめに、図面上段の網掛けしている橋梁上部を撤去し、その後、図面下段の網掛けしている橋

脚を撤去するものであります。

以上が工事概要であります。

議案書の1ページをご覧ください。

1 契約の目的は、相川20号橋改修工事であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年6月19日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社アスワン、コウケツ建設工業株式会社、株式会社萬和建設、幕別興業株式会社、株式会社下沢組、ナカムラ技建株式会社、の8者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、1億6,720万円をもちまして、藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社、代表取締役、藤原治氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和7年3月21日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第63号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第63号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の2ページ、議案説明資料の3ページをご覧ください。

本議案は、アイヌ文化拠点施設生活館棟建設工事（建築主体）に係る工事請負契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、議決事件に定められている予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

工事概要をご説明いたしますので、議案説明資料の3ページをご覧ください。

図面の上が北であります。

建設場所を囲み斜線で表示しております。

昨年度、解体いたしました千住生活館の南西側に生活館棟を建設するものであります。

大きな網掛けで表示しておりますのが生活館棟、その上に小さな網掛けで表示しておりますのが野外作業用物置であります。

図面左上の表をご覧ください。

建築主体工事の概要を記載しております。

建物構造は、鉄筋コンクリート造・一部木造であります。

建物規模は、地上1階、延べ床面積は、ここには記載しておりませんが、野外作業用物置24.08平方メートル、生活館棟760.00平方メートル、合計784.08平方メートルであります。

令和6年度の工事内容は、鉄筋コンクリート造の基礎、躯体工事と野外作業用物置設置工事であります。

令和7年度は、外壁、屋根の外装仕上げとホール・廊下、伝承室等の内装仕上げ工事を行う計画であります。

4 ページになります。

本工事は、鉄筋コンクリート造の基礎、躯体工事までを行うものであります。

網掛け表示しております箇所が、工事範囲となります鉄筋コンクリート造の壁であります。

5 ページをご覧ください。

上段、左側は北側立面図、右側は西側立面図、中段、左側は南側立面図、国道 38 号側からの立面図で、右側は東側立面図であります。

網掛けして表示しております箇所が、本工事で施工いたします、鉄筋コンクリート造の躯体部分の壁面であります。

下段の左側は南側断面図、右側は東側断面図であります。

網掛けして表示しております箇所が、施工いたします、鉄筋コンクリート造の躯体部分の基礎、床スラブおよび壁であります。

議案書の 2 ページをご覧ください。

1 契約の目的は、アイヌ文化拠点施設生活館棟建設工事（建築主体）であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年 6 月 19 日に、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社の 3 者により指名競争入札を執行いたしましたところ、1 億 3,288 万円をもちまして、藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社、代表取締役、藤原治氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和 7 年 1 月 31 日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

内山議員。

○4 番（内山美穂子） 図面を見させていただきましたら、駐車場に入口が 1 か所でありまして、駐車場で 1 か所に入って、出口になると思うのですけれども、ぱっと見たら、ちょっと面積が狭いのではないかと思うのですけれども、その辺のところはどのようにお考えかお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） アイヌの施設の駐車場の関係のご質問なのですけれども、まず 1 か所というのは、ここの施設全体の敷地の状況から考えて、駐車場を東側に配置したのですけれども、その部分の出入り口としては 1 か所しか設置することができなかったというのが、国道との協議との関係でそうになってございます。

駐車場部分の数につきましては、駐車台数で満足できるかなということで、基本計画の段階から定めていることなので、その部分に関しても実施設計で変更になったということではございません。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4 番（内山美穂子） 今までもお示しいただいていたのですけれども、改めて見たら、狭いということで、できれば建物の反対側から出るとかそういった形になればいいのかなと思ったのですが、実施設計の段階で、町でこれで大丈夫と考えるおられるということなので、確認のために質問させていただきました。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） こちらにつきましては、まず図面の国道 38 号と書いてある部分で、ちょっとわかりづらいのですけれども、千住 15 号の交差点がございまして、そして、札内市街と書いてある図面の左側になるのですけれども、こちらは途別川に架かっている千住橋の高さがかなり高くなっている状況がありまして、札内市街から来ると、橋と交差点が近くなってくるのですが、なかなか見づらい状況にあり、橋を過ぎないとその先が見えないという状況がございまして、その部分で、出入り口を西側に近く持つていくと、国道の交通状況が危険な状況になる可能性があるということで、今までと

同じような位置で出入り口を設けるような形で、あと国道の出入り口につきましては、国道と今協議をしている状況でございまして、左折車線というようなものを設けられないような形になってはいるのですけれども、例えば安全の看板をつけるなど今、協議している状況です。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） あそこの道路は、橋から下り坂になっていて、危険な場所だと思うのです。なので、今の説明は西側を出入り口にすると危険だということで、東側にしたということなのですが、東側にしたとしても、入る車と出る車が同じ場所になるので、渋滞になるのかわからないのですが、危険なことには変わりないと思いますので、こういう形なのですから、より配慮できる方法があれば、考えていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 建設部長。

○建設部長（小野晴正） 先ほど言いましたように、国道と協議している部分ではあるのですが、出入り口の大きさについては、通常こういった施設の大きさですと、一定程度の幅の出入り口になるので、そういった交通状況も勘案し、できるだけ広い形にさせていただいている状況ですので、その部分で、あと他に看板ですとかそういった部分で、施設があるということを示しながら安全管理に努めていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

小島議員。

○12番（小島智恵） 特に屋根の部分についてお伺いしたいと思いますが、配置図や立面図見させていただいたのですけれども、さきの一般質問の中でご指摘あったかもしれないのですが、三角になっている部分はシンボリックな意味合いもあるようなんですけれども。

○議長（寺林俊幸） 小島議員、申し上げます。

今回は屋根の部分までの工事ではありませんので、基礎と壁の部分だけの工事であります。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

10：36 休憩

（藤原孟議員 入場）

10：36 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、陳情第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書から、日程第10、陳情第3号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書」までの3議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長野原恵子議員。

○9番（野原恵子） 陳情第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確

保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書、陳情第3号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書です。

総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

はじめに、陳情第1号の報告をいたします。報告書、1ページをご覧ください。

令和6年6月6日、本委員会に付託された陳情第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和6年6月6日、1日間であります。

2ページをご覧ください。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号の報告をいたします。

報告書、1ページをご覧ください。

令和6年6月6日、本委員会に付託された陳情第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和6年6月6日、1日間であります。

2ページをご覧ください。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号の報告をいたします。

報告書、1ページをご覧ください。

令和6年6月6日、本委員会に付託された陳情第3号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和6年6月6日、1日間であります。

2ページをご覧ください。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、3議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第3号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第11、陳情第4号、令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長田口廣之議員。

○14番(田口廣之) 産業建設常任委員会の審査結果を報告いたします。

報告書、1ページをご覧ください。

令和6年6月6日、本委員会に付託された陳情第4号、令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和6年6月19日、1日間であります。

2ページをご覧ください。

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上であります。

○議長(寺林俊幸) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第4号、令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第12、陳情第5号、小・中学校の給食費を無償にすることに関する陳情書を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長野原恵子議員。

○9番(野原恵子) 総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

報告書、1ページをご覧ください。

令和6年6月6日、本委員会に付託された陳情第5号、小・中学校の給食費を無償にすることに関する陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和6年6月6日、17日、24日の3日間であります。

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされたほか、幕別町の小・中学校の給食費を無償化した場合の町の財政負担額および十勝管内自治体における小・中学生の給食費無償化の実施状況について、行政資料の提出を求め、その内容について説明を受け、慎重に審査した結果、起立採決で不採択すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第 12、陳情第 5 号、小・中学校の給食費を無償にすることに関する陳情書について討論を行います。

委員長の報告は、不採択であります。

最初に、陳情の原案に賛成の発言を許します。

荒議員。

○8 番（荒貴賀） 陳情第 5 号、小・中学校の給食費を無償にすることに関する陳情書について賛成の立場で討論を行います。

本陳情は、小・中学校の学校給食費を無償にすることを求めているものであり、賛成の理由として 3 点お話いたします。

理由の 1 点目は、学校給食は教育活動の一環であり義務教育は無償とすべきであるからであります。憲法では、義務教育の無償を定めていますが、これは授業料、教科書代、スクールバスなど一部しか実現していません。1951 年参議院の文部委員会で義務教育の無償の範囲の質問があり、政府は「現在は授業料だけだが、そのほかに教科書と学用品、学校給食費、できれば交通費も考えている」との答弁があります。まず教科書の一部無償化を実施し、その結果によって次の飛躍を期すると答えました。今から 6 年前、2018 年 12 月 6 日、参議院の文部科学委員会で、1951 年当時の認識を政府は継承しているということが確認され、学校給食法について次のように述べています。学校給食法の解釈として、給食費の一部を補助することを禁止する意図はないこと、自治体の判断によって全額補助することは否定するものではないということを当時の柴山文部科学大臣が答えています。2022 年 10 月 7 日、参議院の代表質問の中で、義務教育の無償化を定めた憲法 26 条に基づき、国の責任で小・中学校給食の無償化を速やかに実施すべきとの議論が行われています。これに対し、岸田総理は「保護者が負担する学校給食費を、自治体が補助することを妨げるものではない」と述べた上で、「無償化については、自治体において適切に判断すべきもの」と答えております。以上の 2 つの国会答弁で示されるように、学校給食法の「学校給食に要する経費は保護者負担とする」という規定から、無償化ができないという理由にはなりません。

二つ目の理由は、全国を取組です。今年 12 日に文科省が新たに発表した給食費無償化の状況を調べた調査では、公立小・中学校の全児童生徒の給食費無償化を実施している自治体が広がりを見せています。予定を含めて、全国で 775 自治体、全国の 43 パーセントが何らかの形で、給食費の無償化を行い、6 年前と比べて 10 倍に増えております。経済的負担の軽減を目的とするケースが多くみられている状況です。十勝管内をみましても、新たに大樹町が実施するという発表がされています。保護者の経済的負担軽減、少子化対策の一環として学校給食費等の無償化が今後も広がり続けていくと考えております。

理由の 3 点目は、義務教育を無償とする解釈とあわせた法改正であります。教科書については、はじめから無償だったわけではありません。1955 年頃、教科書は 1 冊 60 円、55 円と値段が記され、すべて揃えると 700 円ほどかかったとされております。家庭によって、教科書が買えないという状況が発生し、そこで高知市長浜地区において、保護者が家庭状況で教科書を持っていない子どもがあつてはならないと、教科書を無償にしようという動きが出始めました。注目したのは憲法 26 条の義務教育はこれを無償とするという文章です。この運動は全国に広がり、1963 年 12 月義務教育の教科書を無償とする法律が成立しました。こうして、教科書は全国の学校に配られるようになりました。教科書の無償化は住民運動と共に広がり、四国の高知県から始まり、全国に広がる中で、国によって位置づけられてきたのです。住民運動と義務教育の範囲の選定は、時代とともに前進させることが大切であります。2023 年 6 月に閣議決定された子ども未来戦略では、学校給食の実施状況や、地方自治体による無

償化の状況について、全国調査を速やかに行い、1年以内に結果を発表するとした上で、課題の整理を丁寧に行うとされています。全国的な広がりを見せる住民からの要求は、自治体の先進的な取組によりいつか国を動かす大きな力にもなります。規模の大小に関わらず、あらゆる自治体で実施している今の状況を考えれば、本町においても町の一般会計予算の0.65パーセントの財源を確保することは不可能ではないと考えます。本来、無償化は国の責任で行うべきとも考えておりますが、政府に実施を求めることはもちろん、本陳情に添えられた約1,900筆の署名を議会として重く受け止め、経済的負担軽減、教育の一環としての学校給食費の無償に向けて、国に先立ち、町が努力すべきものと考え、本陳情に賛成いたします。

○議長（寺林俊幸） 次に、陳情の原案に反対の発言を許します。

ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第5号、小・中学校の給食費を無償にすることに関する陳情書についての委員長の報告は、不採択であります。

それでは、会議規則第81条の規定により、陳情第5号について採決を行います。

採決は、電子表決システムにより行います。

陳情第5号、小・中学校の給食費を無償にすることに関する陳情書を採択することに賛成の方は、賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れは、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数17人。

賛成7人。

反対10人。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

10:57 休憩

10:58 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第12の2、発委第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書から日程第12の5、発委第6号、令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書までの4議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・質

疑・討論を省略し、ただちに、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。

発委第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発委第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発委第5号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発委第6号、令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第57号、監査委員の選任につき、同意を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第57号、監査委員の選任につき同意を求めることについてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

地方自治法は、普通地方公共団体に執行機関として監査委員を置き、監査委員は、「普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。」と、その職務を定めております。

同法第196条第1項は、「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。」と規定しております。

現監査委員であります八重柏新治氏は、本年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き、同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和6年7月1日から令和10年6月30日までの4年であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の13ページに記載しておりますので、ご参照いただき、選任につき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩いたします。

11：04 休憩

11：05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案のとおり、同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数 17 人。

賛成 17 人。

反対 0 人。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

11：07 休憩

11：07 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩を解いて、再開いたします。

[代表監査委員挨拶]

○議長（寺林俊幸） ここで、ただ今監査委員に選任されました八重柏代表監査委員より、発言を求められておりますので、これを許します。

八重柏代表監査委員。

○代表監査委員（八重柏新治） 貴重なお時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今、幕別町監査委員の選任につきまして、議員の皆様からご同意をいただきました八重柏新治でございます。今回で3期目となりますが、監査委員の果たすべき職務の重要性を再度認識させていただきながら、今後も研さんを重ねまして、職責を果たしてまいる所存でございます。どうか、引き続き議員の皆様方におきましては、絶大なるご支援、そしてご指導を賜りますよう、どうかよろしくお願いいたします。

[議員の派遣]

○議長（寺林俊幸） 日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、7月2日から3日までの2日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会および先進地視察調査に全議員を、8月20日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員会委員4人を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

日程第15、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長より、所管事務調査報告書が、議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は、説明を省略いたしますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

[閉会中の継続審査の申し出]

○議長(寺林俊幸) 日程第16、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

民生常任委員会委員長から、お手元に配布のとおり、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

民生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、民生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長(寺林俊幸) 日程第17、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(寺林俊幸) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和6年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11:12 閉会